



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年3月26日金曜日 第192号外1

◇ 目 次 ◇

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例.....	(人事課).....	1
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(").....	2
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	(財政課).....	2
愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例.....	(").....	6
愛媛県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例.....	(").....	78
愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(行革分権課).....	79
愛媛県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例.....	(地域スポーツ課オリパラ・マスターズ推進室).....	81
愛媛県歴史文化博物館事業推進基金条例.....	(まなび推進課).....	81
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例.....	(男女参画・県民協働課).....	81
人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例.....	(保健福祉課).....	83
食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例.....	(薬務衛生課).....	83
愛媛県安心子ども基金条例の一部を改正する条例.....	(子育て支援課).....	93
愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例.....	(障がい福祉課).....	93
愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例.....	(").....	97
愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例.....	(").....	98
愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例.....	(").....	98
愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例.....	(").....	99
愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例.....	(").....	100
愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例.....	(").....	101
愛媛県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例.....	(").....	101
愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例.....	(").....	102
愛媛県高齢者施策推進基金条例.....	(長寿介護課).....	103
愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例.....	(").....	103
愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例.....	(").....	104
愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例.....	(").....	104
愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例.....	(").....	105
愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例.....	(").....	106
愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例.....	(").....	107
愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例.....	(").....	108
愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例.....	(").....	109
愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例.....	(").....	109
愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	(道路建設課).....	110
愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例.....	(都市整備課).....	111
愛媛県建築審査会条例等の一部を改正する条例.....	(建築住宅課).....	111
愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....	(義務教育課).....	112
教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例.....	(").....	113
愛媛県特殊詐欺等撲滅条例.....	(警察本部捜査第二課).....	118
愛媛県の未来を創る農業・農村振興条例.....	(財政課).....	120
愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例.....	(").....	122

条 例

○愛媛県条例第1号

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例

愛媛県行政組織条例(平成7年愛媛県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(部の設置)</p> <p>第2条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>観光スポーツ文化部</u></p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>観光及び国際交流に関する事項</u></p> <p>4・5 省略</p> <p>6 経済労働部</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) _____物産に関する事項</p> <p>(5) 省略</p> <p>7・8 省略</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第2条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>スポーツ・文化部</u></p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>6 経済労働部</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) <u>観光及び物産に関する事項</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) <u>国際交流に関する事項</u></p> <p>7・8 省略</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第2号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和4年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和3年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第3号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表（第2条 第4条、第7条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 保健福祉関係事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">事 務</th> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～72 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>72の2</u> 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～72 省略			<u>72の2</u> 省略			<p>別表（第2条 第4条、第7条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 保健福祉関係事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">事 務</th> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～72 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>73</u> 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～72 省略			<u>73</u> 省略		
事 務	名 称	金 額																	
1～72 省略																			
<u>72の2</u> 省略																			
事 務	名 称	金 額																	
1～72 省略																			
<u>73</u> 省略																			

72の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査	地域連携 薬局認定 申請手数料	11,300円			
72の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	地域連携 薬局認定 更新申請 手数料	11,300円			
72の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	専門医療 機関連携 薬局認定 申請手数料	11,300円			
73 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	専門医療 機関連携 薬局認定 更新申請 手数料	11,300円			
73の2 省略					
73の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第4項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	省略				省略
73の4 省略					
73の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査	省略				省略
73の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第8項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	省略				省略
73の7 省略					
73の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査	省略				省略
73の9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	省略				省略

73の10 省略			73の10 省略		
73の11 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第4項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	省略		73の11 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第2項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	省略	
73の12～73の14 省略			73の12～73の14 省略		
73の15 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第4項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	省略		73の15 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	省略	
74～79の4 省略			74～79の4 省略		
79の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	省略		79の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	省略	
80 省略			80 省略		
81 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査	省略		81 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査	省略	
82 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第7項の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	省略		82 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第5項の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	省略	
82の2 省略			82の2 省略		
82の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	省略		82の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	省略	
83～85 省略			83～85 省略		
86 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の3第1項又は第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付	省略		86 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の5第1項又は第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付	省略	
86の2 省略			86の2 省略		
86の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4第1項又は第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可	省略		87 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6第1項又は第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可	省略	

証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付		
86の4 省略		
87 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局等の認定証の書換え交付	地域連携薬局等認定証の書換え交付手数料	2,200円
87の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局等の認定証の再交付	地域連携薬局等認定証の再交付手数料	3,000円
87の3～113 省略		
備考 省略		

- 3 省略
- 4 農林水産関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～26 省略		
26の2 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付	家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料	2,640円
26の3 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付	家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	2,640円
26の4 省略		
26の5 省略		
26の6 省略		
27～61 省略		
備考 省略		

- 5・6 省略

証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付		
87の2 省略		
87の3～113 省略		
備考 省略		

- 3 省略
- 4 農林水産関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～26 省略		
26の2 省略		
26の3 省略		
26の4 省略		
27～61 省略		
備考 省略		

- 5・6 省略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、別表4の表の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第12条第7項の規定に基づく認定の申請に係る手数料の徴収）
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第12条第7項の規定に基づく同法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第6条の2第1項の規定の例による地域連携薬局の認定の申請及び同法第6条の3第1項の規定の例による専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査については、それぞれ1件につき11,300円の手数料を徴収する。
- 3 改正後の愛媛県手数料条例第3条から第5条まで及び第8条の規定は、前項の手数料について準用する。

○愛媛県条例第4号

愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例

(愛媛県手数料条例の一部改正)

第1条 愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条 第4条、第7条関係)			別表(第2条 第4条、第7条関係)		
1 消防防災関係事務手数料			1 消防防災関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～57 省略			1～57 省略		
58 武器等製造法(昭和28年法律第145号)第17条第1項の規定に基づく猟銃等の製造の事業の許可の申請に対する審査	猟銃等の製造事業許可申請手数料	<u>87,000円</u>	58 武器等製造法(昭和28年法律第145号)第17条第1項の規定に基づく猟銃等の製造の事業の許可の申請に対する審査	猟銃等の製造事業許可申請手数料	<u>85,000円</u>
59 武器等製造法第19条第1項の規定に基づく猟銃等の販売の事業の許可の申請に対する審査	猟銃等の販売事業許可申請手数料	<u>75,000円</u>	59 武器等製造法第19条第1項の規定に基づく猟銃等の販売の事業の許可の申請に対する審査	猟銃等の販売事業許可申請手数料	<u>73,000円</u>
60 武器等製造法第20条において準用する同法第8条第1項の規定に基づく猟銃等の種類の変更の許可の申請に対する審査	猟銃等の種類変更許可申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 猟銃等製造事業者 <u>37,000円</u> (2) 猟銃等販売事業者 <u>26,000円</u>	60 武器等製造法第20条において準用する同法第8条第1項の規定に基づく猟銃等の種類の変更の許可の申請に対する審査	猟銃等の種類変更許可申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 猟銃等製造事業者 <u>36,000円</u> (2) 猟銃等販売事業者 <u>25,000円</u>
61 武器等製造法第20条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく猟銃等製造工場等の移転の許可の申請に対する審査	猟銃等製造工場等の移転許可申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 猟銃等製造事業者 <u>80,000円</u> (2) 猟銃等販売事業者 <u>62,000円</u>	61 武器等製造法第20条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく猟銃等製造工場等の移転の許可の申請に対する審査	猟銃等製造工場等の移転許可申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 猟銃等製造事業者 <u>78,000円</u> (2) 猟銃等販売事業者 <u>61,000円</u>
62～90 省略			62～90 省略		
備考 省略			備考 省略		

2 保健福祉関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～9の3 省略		
9の4 温泉法第19条第1項の規定に基づく温泉成分分析機関の登録の申請に対する審査	温泉成分分析機関登録申請手数料	50,300円
10 省略		
10の2 保健師助産師看護師法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修の実施	准看護師再教育研修受講手数料	(1) 保健師助産師看護師法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた者に対する再教育研修 49,000円 (2) 省略
10の3～12 省略		
13 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)第6条第2項の規定に基づく准看護師免許証の書換え交付	准看護師免許証の書換え交付手数料	3,600円
14 保健師助産師看護師法施行令第7条第2項の規定に基づく准看護師免許証の再交付	准看護師免許証の再交付手数料	4,300円
15 保健師助産師看護師法施行令第10条の規定に基づく助産婦名簿の謄本の交付	助産婦名簿謄本交付手数料	4,400円
16 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく保健婦免状の書換え交付	保健婦免状書換え交付手数料	3,500円

2 保健福祉関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～9の3 省略		
9の4 温泉法第19条第1項の規定に基づく温泉成分分析機関の登録の申請に対する審査	温泉成分分析機関登録申請手数料	50,200円
10 省略		
10の2 保健師助産師看護師法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修の実施	准看護師再教育研修受講手数料	(1) 保健師助産師看護師法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた者に対する再教育研修 48,000円 (2) 省略
10の3～12 省略		
13 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)第6条第2項の規定に基づく准看護師免許証の書換え交付	准看護師免許証の書換え交付手数料	3,400円
14 保健師助産師看護師法施行令第7条第2項の規定に基づく准看護師免許証の再交付	准看護師免許証の再交付手数料	4,100円
15 保健師助産師看護師法施行令第10条の規定に基づく助産婦名簿の謄本の交付	助産婦名簿謄本交付手数料	4,300円
16 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく保健婦免状の書換え交付	保健婦免状書換え交付手数料	3,400円

17 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の書換え交付	看護婦免状又は看護人免状の書換え交付手数料	3,500円	17 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の書換え交付	看護婦免状又は看護人免状の書換え交付手数料	3,400円
18 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第7条第2項の規定に基づく保健婦免状の再交付	保健婦免状再交付手数料	4,200円	18 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第7条第2項の規定に基づく保健婦免状の再交付	保健婦免状再交付手数料	4,100円
19 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第7条第2項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の再交付	看護婦免状又は看護人免状の再交付手数料	4,200円	19 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第7条第2項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の再交付	看護婦免状又は看護人免状の再交付手数料	4,100円
20 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく病院の開設の許可	病院開設許可手数料	42,000円	20 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく病院の開設の許可	病院開設許可手数料	41,000円
21 医療法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可	診療所開設許可手数料	19,000円	21 医療法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可	診療所開設許可手数料	18,000円
22 医療法第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の許可	助産所開設許可手数料	12,000円	22 医療法第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の許可	助産所開設許可手数料	11,000円
23 医療法第27条の規定に基づく病院の検査	病院検査手数料	(1) 知事が実地の検査を行う場合 44,000円 (2) その他の場合 9,000円	23 医療法第27条の規定に基づく病院の検査	病院検査手数料	(1) 知事が実地の検査を行う場合 43,000円 (2) その他の場合 8,000円

24 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料	(1) 知事が実地の検査を行う場合 <u>23,000円</u> (2) その他の場合 <u>5,000円</u>	24 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料	(1) 知事が実地の検査を行う場合 <u>22,000円</u> (2) その他の場合 <u>4,000円</u>
25 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料	(1) 知事が実地の検査を行う場合 <u>17,000円</u> (2) その他の場合 <u>4,000円</u>	25 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料	(1) 知事が実地の検査を行う場合 <u>16,000円</u> (2) その他の場合 <u>3,400円</u>
26 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第19条第1項の規定に基づく死体の保存の許可	死体保存許可手数料	<u>3,500円</u>	26 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第19条第1項の規定に基づく死体の保存の許可	死体保存許可手数料	<u>3,400円</u>
27～34 省略			27～34 省略		
35 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料	<u>28,900円</u>	35 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料	<u>28,700円</u>
36 毒物及び劇物取締法第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業の登録申請手数料	<u>15,400円</u>	36 毒物及び劇物取締法第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業の登録申請手数料	<u>15,300円</u>
37～42 省略			37～42 省略		
43 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和26年法	診療エックス線技師免許証再交付手数料	<u>4,300円</u>	43 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和26年法	診療エックス線技師免許証再交付手数料	<u>4,200円</u>

律第226号) 第8条第2項 の規定に基づ く診療エツク ス線技師免許 証の再交付			律第226号) 第8条第2項 の規定に基づ く診療エツク ス線技師免許 証の再交付		
44 診療放射線 技師及び診療 エツクス線技 師法施行令の 一部を改正す る政令(昭和 59年政令第 286号)附則 第3項の規定 によりなおそ の効力を有す ることとされ る同令による 改正前の診療 放射線技師及 び診療エツク ス線技師法施 行令(昭和28 年政令第385 号)第3条第 1項の規定に 基づく診療エ ツクス線技師 免許証の書換 え交付	診療エ ツクス 線技師 免許証 書換え 交付手 数料	<u>3,800円</u>	44 診療放射線 技師及び診療 エツクス線技 師法施行令の 一部を改正す る政令(昭和 59年政令第 286号)附則 第3項の規定 によりなおそ の効力を有す ることとされ る同令による 改正前の診療 放射線技師及 び診療エツク ス線技師法施 行令(昭和28 年政令第385 号)第3条第 1項の規定に 基づく診療エ ツクス線技師 免許証の書換 え交付	診療エ ツクス 線技師 免許証 書換え 交付手 数料	<u>3,700円</u>
45・46 省略			45・46 省略		
47 覚醒剤取締 法第30条の2 の規定に基づ く覚醒剤原料 取扱者の指定 の申請に対す る審査	覚醒剤 原料取 扱者指 定申請 手数料	<u>12,100円</u>	47 覚醒剤取締 法第30条の2 の規定に基づ く覚醒剤原料 取扱者の指定 の申請に対す る審査	覚醒剤 原料取 扱者指 定申請 手数料	<u>12,000円</u>
48~51 省略			48~51 省略		
52 麻薬及び向 精神薬取締法 (昭和28年法 律第14号)第 3条第1項の 規定に基づく 麻薬卸売業者 の免許の申請 に対する審査	麻薬卸 売業者 免許申 請手数 料	<u>15,000円</u>	52 麻薬及び向 精神薬取締法 (昭和28年法 律第14号)第 3条第1項の 規定に基づく 麻薬卸売業者 の免許の申請 に対する審査	麻薬卸 売業者 免許申 請手数 料	<u>14,900円</u>
53~56 省略			53~56 省略		

57 麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項の規定に基づく向精神薬卸売業者の免許の申請に対する審査	向精神薬卸売業者免許申請手数料	15,000円
58～60 省略		
61 と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査	一般と畜場設置許可申請手数料	22,300円
62・63 省略		
64 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査	衛生検査所登録申請手数料	83,000円
65 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付	衛生検査所登録証明書書換え交付手数料	8,300円
66 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付	衛生検査所登録証明書再交付手数料	8,300円
67 臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛	衛生検査所登録変更申請手数料	63,000円

57 麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項の規定に基づく向精神薬卸売業者の免許の申請に対する審査	向精神薬卸売業者免許申請手数料	14,900円
58～60 省略		
61 と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査	一般と畜場設置許可申請手数料	22,000円
62・63 省略		
64 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査	衛生検査所登録申請手数料	80,000円
65 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付	衛生検査所登録証明書書換え交付手数料	8,200円
66 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付	衛生検査所登録証明書再交付手数料	8,200円
67 臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛	衛生検査所登録変更申請手数料	61,000円

生検査所の登録の変更の申請に対する審査			生検査所の登録の変更の申請に対する審査		
68 調理師法 (昭和33年法律第147号) 第3条の規定に基づく調理師免許	調理師免許手数料	5,700円	68 調理師法 (昭和33年法律第147号) 第3条の規定に基づく調理師免許	調理師免許手数料	5,600円
69・70 省略			69・70 省略		
71 調理師法施行令第14条第1項の規定に基づく免許証の再交付	調理師免許証再交付手数料	3,700円	71 調理師法施行令第14条第1項の規定に基づく免許証の再交付	調理師免許証再交付手数料	3,600円
72・73 省略			72・73 省略		
73の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く。73の4の項から73の9の項まで及び83の項において同じ。)、医薬部外品又は化粧品(以下73の3の項から73の6の項まで、87の3の項及び87の4の項において「医薬品等」という。)の製造販売業の許可の申請に対する審査	医薬品等製造販売業許可申請手数料	次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医薬品製造販売業許可 <u>151,500円</u> (2) 第二種医薬品製造販売業許可 (3)に掲げるものを除く。73の3の項において同じ。) <u>133,900円</u> (3) 省略 (4) 医薬部外品製造販売業許可 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>133,900円</u> イ ア以外の場合 <u>60,600円</u> (5) 化粧品製造販売業許可 <u>60,600円</u>	73の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く。73の4の項から73の9の項まで及び83の項において同じ。)、医薬部外品又は化粧品(以下この項から73の6の項まで、87の3の項及び87の4の項において「医薬品等」という。)の製造販売業の許可の申請に対する審査	医薬品等製造販売業許可申請手数料	次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医薬品製造販売業許可 <u>151,200円</u> (2) 第二種医薬品製造販売業許可 (3)に掲げるものを除く。73の3の項において同じ。) <u>133,700円</u> (3) 省略 (4) 医薬部外品製造販売業許可 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>133,700円</u> イ ア以外の場合 <u>60,400円</u> (5) 化粧品製造販売業許可 <u>60,400円</u>
73の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第	医薬品等製造販売業許可更新申請手数料	次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医薬品製造販売業許可の更新 <u>138,200円</u> (2) 第二種医薬品製造販売業許可の更新 <u>120,600円</u>	73の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第	医薬品等製造販売業許可更新申請手数料	次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医薬品製造販売業許可の更新 <u>138,000円</u> (2) 第二種医薬品製造販売業許可の更新 <u>120,400円</u>

<p>12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>(3) 省略</p> <p>(4) 医薬部外品製造販売業許可の更新 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>120,600円</u></p> <p>イ ア以外の場合 <u>48,800円</u></p> <p>(5) 化粧品製造販売業許可の更新 <u>48,800円</u></p>	<p>12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>(3) 省略</p> <p>(4) 医薬部外品製造販売業許可の更新 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>120,400円</u></p> <p>イ ア以外の場合 <u>48,700円</u></p> <p>(5) 化粧品製造販売業許可の更新 <u>48,700円</u></p>
<p>73の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業許可申請手数料</p> <p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品（無菌）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第26条第1項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>92,000円</u></p> <p>(2) 医薬品（一般）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。）（(4)に掲げるものを除く。） <u>86,200円</u></p> <p>(3) 医薬品（包装等）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第5号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>48,100円</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 医薬部外品（無菌）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第1号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>86,200円</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 医薬部外品（包装等）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第3号</p>	<p>73の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業許可申請手数料</p> <p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品（無菌）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第26条第1項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>91,900円</u></p> <p>(2) 医薬品（一般）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。）（(4)に掲げるものを除く。） <u>86,000円</u></p> <p>(3) 医薬品（包装等）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第5号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>48,000円</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 医薬部外品（無菌）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第1号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>86,000円</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 医薬部外品（包装等）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第3号</p>

		<p>の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>34,000円</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 化粧品(包装等)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第3項第2号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) <u>34,000円</u></p>			<p>の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>33,900円</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 化粧品(包装等)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第3項第2号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) <u>33,900円</u></p>
73の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第3項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査	<p>医薬品等製造業許可更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品(無菌) <u>53,200円</u></p> <p>(2) 医薬品(一般)(4)に掲げるものを除く。) <u>50,100円</u></p> <p>(3) 医薬品(包装等) <u>24,600円</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 医薬部外品(無菌) <u>50,100円</u></p> <p>(6) 医薬部外品(一般) <u>26,100円</u></p> <p>(7) 医薬部外品(包装等) <u>24,600円</u></p> <p>(8) 化粧品(一般) <u>26,100円</u></p> <p>(9) 化粧品(包装等) <u>24,600円</u></p>	73の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第3項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査	<p>医薬品等製造業許可更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品(無菌) <u>53,100円</u></p> <p>(2) 医薬品(一般)(4)に掲げるものを除く。) <u>50,000円</u></p> <p>(3) 医薬品(包装等) <u>24,500円</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 医薬部外品(無菌) <u>50,000円</u></p> <p>(6) 医薬部外品(一般) <u>26,000円</u></p> <p>(7) 医薬部外品(包装等) <u>24,500円</u></p> <p>(8) 化粧品(一般) <u>26,000円</u></p> <p>(9) 化粧品(包装等) <u>24,500円</u></p>
73の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第6項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	<p>医薬品等製造業の許可区分の変更又は追加の許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分の変更又は追加に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品(無菌) <u>83,900円</u></p> <p>(2) 医薬品(一般) <u>78,900円</u></p> <p>(3) 医薬品(包装等) <u>41,500円</u></p> <p>(4) 医薬部外品(無菌) <u>83,900円</u></p> <p>(5) 医薬部外品(一般) <u>36,300円</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 化粧品(一般) <u>36,300円</u></p> <p>(8) 省略</p>	73の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第6項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	<p>医薬品等製造業の許可区分の変更又は追加の許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分の変更又は追加に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品(無菌) <u>83,800円</u></p> <p>(2) 医薬品(一般) <u>78,700円</u></p> <p>(3) 医薬品(包装等) <u>41,400円</u></p> <p>(4) 医薬部外品(無菌) <u>83,800円</u></p> <p>(5) 医薬部外品(一般) <u>36,200円</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 化粧品(一般) <u>36,200円</u></p> <p>(8) 省略</p>
73の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認	<p>医薬品又は医薬部外品の製造販売承認申請手数料</p>	<p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医療用医薬品(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき <u>219,300円</u></p> <p>(2) 日本薬局方に収められている医薬品(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき <u>53,900円</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき</p>	73の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認	<p>医薬品又は医薬部外品の製造販売承認申請手数料</p>	<p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医療用医薬品(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき <u>218,900円</u></p> <p>(2) 日本薬局方に収められている医薬品(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき <u>53,800円</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき</p>

<p>の申請に対する審査</p>		<p><u>89,800円</u> (5) 医薬部外品 1品目につき<u>53,900円</u></p>	<p>の申請に対する審査</p>		<p><u>89,600円</u> (5) 医薬部外品 1品目につき<u>53,800円</u></p>
<p>73の8 省略</p>			<p>73の8 省略</p>		
<p>73の9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料</p>	<p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医療用医薬品(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき<u>107,600円</u> (2) 日本薬局方に収められている医薬品(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき<u>29,700円</u> (3) 省略 (4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき<u>36,300円</u> (5) 医薬部外品 1品目につき<u>27,500円</u></p>	<p>73の9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料</p>	<p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医療用医薬品(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき<u>107,500円</u> (2) 日本薬局方に収められている医薬品(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき<u>29,600円</u> (3) 省略 (4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき<u>36,200円</u> (5) 医薬部外品 1品目につき<u>27,400円</u></p>
<p>73の10 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品(以下73の11の項から73の13の項まで、87の3の項及び87の4の項において「医療機器等」という。)の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医療機器等製造販売業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医療機器製造販売業許可 <u>151,500円</u> (2) 第二種医療機器製造販売業許可 <u>133,900円</u> (3) 第三種医療機器製造販売業許可 <u>97,200円</u> (4) 体外診断用医薬品製造販売業許可 <u>133,900円</u></p>	<p>73の10 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品(以下この項から73の13の項まで、87の3の項及び87の4の項において「医療機器等」という。)の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医療機器等製造販売業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医療機器製造販売業許可 <u>151,200円</u> (2) 第二種医療機器製造販売業許可 <u>133,700円</u> (3) 第三種医療機器製造販売業許可 <u>97,000円</u> (4) 体外診断用医薬品製造販売業許可 <u>133,700円</u></p>
<p>73の11 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第2項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可の更</p>	<p>医療機器等製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医療機器製造販売業許可の更新 <u>140,500円</u> (2) 第二種医療機器製造販売業許可の更新 <u>122,900円</u> (3) 第三種医療機器製造販売業許可の更新 <u>72,200円</u> (4) 体外診断用医薬品製造販売業許可の更新 <u>122,900円</u></p>	<p>73の11 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第2項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可の更</p>	<p>医療機器等製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医療機器製造販売業許可の更新 <u>140,200円</u> (2) 第二種医療機器製造販売業許可の更新 <u>122,700円</u> (3) 第三種医療機器製造販売業許可の更新 <u>72,100円</u> (4) 体外診断用医薬品製造販売業許可の更新 <u>122,700円</u></p>

<p>新の申請に対する審査</p>			<p>新の申請に対する審査</p>		
<p>73の12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第1項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の申請に対する審査</p>	<p>医療機器等製造業登録申請手数料</p>	<p><u>38,500円</u></p>	<p>73の12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第1項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の申請に対する審査</p>	<p>医療機器等製造業登録申請手数料</p>	<p><u>38,400円</u></p>
<p>73の13 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第3項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>医療機器等製造業登録更新申請手数料</p>	<p><u>27,500円</u></p>	<p>73の13 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第3項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>医療機器等製造業登録更新申請手数料</p>	<p><u>27,400円</u></p>
<p>73の14 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>再生医療等製品製造販売業許可申請手数料</p>	<p><u>151,500円</u></p>	<p>73の14 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>再生医療等製品製造販売業許可申請手数料</p>	<p><u>151,200円</u></p>
<p>73の15 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可</p>	<p>再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p><u>138,200円</u></p>	<p>73の15 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可</p>	<p>再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p><u>138,000円</u></p>

の更新の申請 に対する審査			の更新の申請 に対する審査		
74～79の5 省 略			74～79の5 省 略		
80 医薬品、医 療機器等の品 質、有効性及 び安全性の確 保等に関する 法律第40条の 2第1項の規 定に基づく医 療機器の修理 業の許可の申 請に対する審 査	医療機 器修理 業許可 申請手 数料	<u>74,400円</u>	80 医薬品、医 療機器等の品 質、有効性及 び安全性の確 保等に関する 法律第40条の 2第1項の規 定に基づく医 療機器の修理 業の許可の申 請に対する審 査	医療機 器修理 業許可 申請手 数料	<u>74,300円</u>
81 医薬品、医 療機器等の品 質、有効性及 び安全性の確 保等に関する 法律第40条の 2第3項（同 条第6項にお いて準用する 場合を含む。） の規定に基づ く医療機器の 修理業の許可 の更新の申請 に対する審査	医療機 器修理 業許可 更新申 請手数 料	<u>50,100円</u>	81 医薬品、医 療機器等の品 質、有効性及 び安全性の確 保等に関する 法律第40条の 2第3項（同 条第6項にお いて準用する 場合を含む。） の規定に基づ く医療機器の 修理業の許可 の更新の申請 に対する審査	医療機 器修理 業許可 更新申 請手数 料	<u>50,000円</u>
82 医薬品、医 療機器等の品 質、有効性及 び安全性の確 保等に関する 法律第40条の 2第5項の規 定に基づく医 療機器の修理 業の修理区分 の変更又は追 加の許可の申 請に対する審 査	医療機 器修理 業の修 理区分 の変更 又は追 加の許 可申請 手数料	<u>18,600円</u>	82 医薬品、医 療機器等の品 質、有効性及 び安全性の確 保等に関する 法律第40条の 2第5項の規 定に基づく医 療機器の修理 業の修理区分 の変更又は追 加の許可の申 請に対する審 査	医療機 器修理 業の修 理区分 の変更 又は追 加の許 可申請 手数料	<u>18,500円</u>
82の2～87の4 省略			82の2～87の4 省略		
87の5 医薬 品、医療機器 等の品質、有	省略		87の5 医薬 品、医療機器 等の品質、有	省略	

効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の11第1項又は動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）第115条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付			効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の11第1項 _____ _____ _____ _____ _____の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付		
87の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の12第1項又は動物用医薬品等取締規則第115条の13第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付	省略		87の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の12第1項 _____ _____ _____の規定に基づく販売従事登録証の再交付	省略	
88～99 省略			88～99 省略		
100 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	食鳥処理事業許可申請手数料	19,400円	100 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	食鳥処理事業許可申請手数料	19,000円
101 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	10,300円	101 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	10,000円

101の2～102 省略			101の2～102 省略		
103 食鳥処理 の事業の規制 及び食鳥検査 に関する法律 第16条第1項 の規定に基づ く確認規程の 認定の申請に 対する審査	確認規 程認定 申請手 数料	<u>5,600円</u>	103 食鳥処理 の事業の規制 及び食鳥検査 に関する法律 第16条第1項 の規定に基づ く確認規程の 認定の申請に 対する審査	確認規 程認定 申請手 数料	<u>5,500円</u>
104 食鳥処理 の事業の規制 及び食鳥検査 に関する法律 第16条第2項 の規定に基づ く確認規程の 変更の認定の 申請に対する 審査	確認規 程変更 認定申 請手数 料	<u>2,400円</u>	104 食鳥処理 の事業の規制 及び食鳥検査 に関する法律 第16条第2項 の規定に基づ く確認規程の 変更の認定の 申請に対する 審査	確認規 程変更 認定申 請手数 料	<u>2,300円</u>
104の2～108 省略			104の2～108 省略		
109 母体保護 法施行令（昭 和24年政令第 16号）第1条 第1項の規定 に基づく受胎 調節実地指導 員の指定証の 交付	受胎調 節実地 指導員 指定証 交付手 数料	<u>4,200円</u>	109 母体保護 法施行令（昭 和24年政令第 16号）第1条 第1項の規定 に基づく受胎 調節実地指導 員の指定証の 交付	受胎調 節実地 指導員 指定証 交付手 数料	<u>4,000円</u>
110 母体保護 法施行令第1 条第2項の規 定に基づく受 胎調節実地指 導員の標識の 交付	受胎調 節実地 指導員 標識交 付手数 料	<u>3,300円</u>	110 母体保護 法施行令第1 条第2項の規 定に基づく受 胎調節実地指 導員の標識の 交付	受胎調 節実地 指導員 標識交 付手数 料	<u>3,100円</u>
111 省略			111 省略		
112 母体保護 法施行令第5 条の規定に基 づく受胎調節 実地指導員指 定証の再交付	受胎調 節実地 指導員 指定証 再交付 手数料	<u>3,000円</u>	112 母体保護 法施行令第5 条の規定に基 づく受胎調節 実地指導員指 定証の再交付	受胎調 節実地 指導員 指定証 再交付 手数料	<u>2,800円</u>
113 母体保護 法施行令第5 条の規定に基 づく受胎調節 実地指導員の 標識の再交付	受胎調 節実地 指導員 標識再 交付手 数料	<u>2,700円</u>	113 母体保護 法施行令第5 条の規定に基 づく受胎調節 実地指導員の 標識の再交付	受胎調 節実地 指導員 標識再 交付手 数料	<u>2,500円</u>

備考 省略

3 計量関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定	特定計量器検定手数料	<p>(1) 計量法第84条第1項（同法第89条第4項において準用する場合を含む。）の表示が付された特定計量器（計量法施行令（平成5年政令第329号）第12条で定める特定計量器であって同法第84条第1項の表示が付されてから同法第71条第2項の経済産業省令で定める期間を経過したものにあっては、同法第50条第1項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから同法第71条第2項の経済産業省令で定める期間を経過していないものに限る。）に係る検定 次に掲げる特定計量器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 質量計 次に掲げる質量計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（非自動はかりのうち最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下この表において同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下この表において同じ。）がひょう量の10,000分の1未満のものにあっては、(ア)から(ウ)までに掲げる金額の2倍の金額）</p> <p>(ア) 非自動はかりで検出部が電気式又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 省略</p> <p>b ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個につき<u>1,350円</u></p> <p>c 省略</p> <p>d ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき<u>2,200円</u></p>

備考 省略

3 計量関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定	特定計量器検定手数料	<p>(1) 計量法第84条第1項（同法第89条第4項において準用する場合を含む。）の表示が付された特定計量器（計量法施行令（平成5年政令第329号）第12条で定める特定計量器であって同法第84条第1項の表示が付されてから同法第71条第2項の経済産業省令で定める期間を経過したものにあっては、同法第50条第1項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから同法第71条第2項の経済産業省令で定める期間を経過していないものに限る。）に係る検定 次に掲げる特定計量器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア タクシーメーター 1個につき<u>580円</u></p> <p>イ 質量計 次に掲げる質量計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（非自動はかりのうち最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下この表において同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下この表において同じ。）がひょう量の10,000分の1未満のものにあっては、(ア)から(ウ)までに掲げる金額の2倍の金額）</p> <p>(ア) 非自動はかりで検出部が電気式又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 省略</p> <p>b ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個につき<u>1,300円</u></p> <p>c 省略</p> <p>d ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき<u>2,150円</u></p>

e ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき2,550円

(イ) 省略

(ウ) 非自動はかりであって(ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 省略

b ひょう量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの 1個につき210円

c 省略

d ひょう量が50キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個につき370円

e ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき560円

f ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき970円

g 省略

h ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき2,650円

i ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき6,700円

j ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき8,500円

k ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき12,300円

l ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき15,300円

m ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき20,300円

n ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき22,800円

o ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき40,200円

(エ) 省略

e ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき2,500円

(イ) 省略

(ウ) 非自動はかりであって(ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 省略

b ひょう量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの 1個につき200円

c 省略

d ひょう量が50キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個につき360円

e ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき550円

f ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき960円

g 省略

h ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき2,600円

i ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき6,600円

j ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき8,300円

k ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき12,100円

l ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき15,100円

m ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき20,000円

n ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき22,500円

o ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき39,600円

(エ) 省略

(オ) 定量おもり又は定量増おもり（以下この表において「おもり」という。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a・b 省略

c 質量が20キログラムを超えるもの 1個につき320円

イ 体積計 次に掲げる体積計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 水道メーター 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 省略

b 口径が25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの 1個につき190円

c 省略

d 口径が100ミリメートルを超えるもの 1個につき1,800円

(イ) 燃料油メーター 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの 1個につき650円

b・c 省略

(ウ) 液化石油ガスメーター 1個につき7,000円

(エ) ガスメーター 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 省略

b 使用最大流量が16立方メートル毎時を超え65立方メートル毎時以下のもの 1個につき250円

c 使用最大流量が65立方メートル毎時を超え160立方メートル毎時以下のもの 1個につき650円

d 使用最大流量が160立方メートル毎時を超え400立方メートル毎時以下のもの 1個につき1,050円

e 使用最大流量が400立方メートル毎時を超え1,000立方メートル毎時以下のもの 1個につき2,500円

(オ) 定量おもり又は定量増おもり（以下この表において「おもり」という。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a・b 省略

c 質量が20キログラムを超えるもの 1個につき310円

ウ 体積計 次に掲げる体積計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 水道メーター 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 省略

b 口径が25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの 1個につき180円

c 省略

d 口径が100ミリメートルを超えるもの 1個につき1,750円

(イ) 燃料油メーター 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの 1個につき630円

b・c 省略

(ウ) 液化石油ガスメーター 1個につき6,800円

(エ) ガスメーター 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 省略

b 使用最大流量が16立方メートル毎時を超え65立方メートル毎時以下のもの 1個につき240円

c 使用最大流量が65立方メートル毎時を超え160立方メートル毎時以下のもの 1個につき640円

d 使用最大流量が160立方メートル毎時を超え400立方メートル毎時以下のもの 1個につき1,000円

e 使用最大流量が400立方メートル毎時を超え1,000立方メートル毎時以下のもの 1個につき2,450円

f 使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの 1個につき6,000円

ウ アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 省略

(イ) 計ることのできる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの 1個につき490円

(2) (1)に掲げる特定計量器以外の特定計量器であって、次に掲げる質量計であるものに係る検定次に掲げる質量計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（非自動はかりのうち最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあつては、2倍の金額）

ア 非自動はかり（ばね式指示はかり及び検出部が電気式のものを除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)～(エ) 省略

(オ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき610円

(カ)・(キ) 省略

(ク) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき3,150円

(ケ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき7,100円

(コ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき9,100円

(サ) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき13,400円

(シ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき16,300円

(ス) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき21,400円

(セ) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき24,000円

(ソ) ひょう量が50トンを超え

f 使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの 1個につき5,900円

エ アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 省略

(イ) 計ることのできる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの 1個につき480円

(2) (1)に掲げる特定計量器以外の特定計量器であって、次に掲げる質量計であるものに係る検定次に掲げる質量計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（非自動はかりのうち最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあつては、2倍の金額）

ア 非自動はかり（ばね式指示はかり及び検出部が電気式のものを除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)～(エ) 省略

(オ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき600円

(カ)・(キ) 省略

(ク) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき3,100円

(ケ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき7,000円

(コ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき8,900円

(サ) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき13,100円

(シ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき16,100円

(ス) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき21,100円

(セ) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき23,600円

(ソ) ひょう量が50トンを超え

	<p>るもの 1個につき<u>41,400</u> 円</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ おもり 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>(ウ) 質量が20キログラムを超えるもの 1個につき<u>330</u>円</p> <p>(3) 計量法施行令附則第9条第1項から第3項までに規定する特定計量器の検定 次に掲げる特定計量器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 非自動はかりで計量法施行令附則別表第4第2号イ⁽¹⁾又は八⁽¹⁾に掲げるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) ひょう量が200キログラム以下のもの 1個につき<u>570</u>円</p> <p>(イ) ひょう量が200キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき<u>1,000</u>円</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>(エ) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき<u>2,900</u>円</p> <p>(オ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき<u>6,800</u>円</p> <p>(カ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき<u>8,900</u>円</p> <p>(キ) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき<u>12,800</u>円</p> <p>(ク) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき<u>16,100</u>円</p> <p>(ケ) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき<u>20,700</u>円</p> <p>(コ) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき<u>23,100</u>円</p> <p>(サ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき<u>40,700</u> 円</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 非自動はかりで計量法施行</p>		<p>るもの 1個につき<u>40,800</u> 円</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ おもり 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>(ウ) 質量が20キログラムを超えるもの 1個につき<u>320</u>円</p> <p>(3) 計量法施行令附則第9条第1項から第3項までに規定する特定計量器の検定 次に掲げる特定計量器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 非自動はかりで計量法施行令附則別表第4第2号イ⁽¹⁾又は八⁽¹⁾に掲げるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) ひょう量が200キログラム以下のもの 1個につき<u>560</u>円</p> <p>(イ) ひょう量が200キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき<u>980</u>円</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>(エ) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき<u>2,850</u>円</p> <p>(オ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき<u>6,700</u>円</p> <p>(カ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき<u>8,800</u>円</p> <p>(キ) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき<u>12,600</u>円</p> <p>(ク) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき<u>15,800</u>円</p> <p>(ケ) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき<u>20,400</u>円</p> <p>(コ) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき<u>22,800</u>円</p> <p>(サ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき<u>40,200</u> 円</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 非自動はかりで計量法施行</p>
--	--	--	--

令附則別表第4第2号八(2)に掲げるもの 1個につき1,000円

オ 体積計で計量法施行令附則第9条第2項第2号又は附則別表第4第3号に掲げる水道メーター 次に掲げる水道メーターの区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 省略

(イ) 口径が40ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの 1個につき1,250円

(ウ) 口径が100ミリメートルを超えるもの 1個につき1,700円

カ 体積計で計量法施行令附則第9条第2項第3号に掲げる燃料油メーター 次に掲げる燃料油メーターの区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 積算式ガソリン量器 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 省略

b 表示機構の最大指示量が50リットルを超えるもの 1個につき2,300円

(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 口径が30ミリメートル以下のもの 1個につき2,850円

b 口径が30ミリメートルを超えるもの 1個につき3,700円

キ 体積計で計量法施行令附則第9条第2項第4号に掲げる液化石油ガスメーター 1個につき6,900円

ク 体積計で計量法施行令附則第9条第3項第2号若しくは第3号又は附則別表第4第4号に掲げるガスメーター 次に掲げるガスメーターの区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

令附則別表第4第2号八(2)に掲げるもの 1個につき990円

オ 体積計で計量法施行令附則第9条第2項第2号又は附則別表第4第3号に掲げる水道メーター 次に掲げる水道メーターの区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 省略

(イ) 口径が40ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの 1個につき1,200円

(ウ) 口径が100ミリメートルを超えるもの 1個につき1,650円

カ 体積計で計量法施行令附則第9条第2項第3号に掲げる燃料油メーター 次に掲げる燃料油メーターの区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 積算式ガソリン量器 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 省略

b 表示機構の最大指示量が50リットルを超えるもの 1個につき2,250円

(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 口径が30ミリメートル以下のもの 1個につき2,800円

b 口径が30ミリメートルを超えるもの 1個につき3,650円

キ 体積計で計量法施行令附則第9条第2項第4号に掲げる液化石油ガスメーター 1個につき6,800円

ク 体積計で計量法施行令附則第9条第3項第2号若しくは第3号又は附則別表第4第4号に掲げるガスメーター 次に掲げるガスメーターの区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

		<p>a 省略</p> <p>b ガスの体積が4リットルを超え6リットル以下のもの 1個につき<u>200円</u></p> <p>c 省略</p> <p>d ガスの体積が30リットルを超えるもの 1個につき<u>670円</u></p> <p>(イ) 計量法施行令附則別表第4第4号口に掲げるもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 使用最大流量が5立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>480円</u></p> <p>b 使用最大流量が5立方メートル毎時を超え20立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>950円</u></p> <p>c 使用最大流量が20立方メートル毎時を超え100立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>2,150円</u></p> <p>d 使用最大流量が100立方メートル毎時を超え500立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>4,000円</u></p> <p>e 使用最大流量が500立方メートル毎時を超え1,000立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>5,500円</u></p> <p>f 使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの <u>10,500円</u></p> <p>ケ 計量法施行令附則第9条第2項第5号に掲げるアネロイド型圧力計 次に掲げるアネロイド型圧力計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの 1個につき<u>510円</u></p>			<p>a 省略</p> <p>b ガスの体積が4リットルを超え6リットル以下のもの 1個につき<u>190円</u></p> <p>c 省略</p> <p>d ガスの体積が30リットルを超えるもの 1個につき<u>660円</u></p> <p>(イ) 計量法施行令附則別表第4第4号口に掲げるもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 使用最大流量が5立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>470円</u></p> <p>b 使用最大流量が5立方メートル毎時を超え20立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>930円</u></p> <p>c 使用最大流量が20立方メートル毎時を超え100立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>2,100円</u></p> <p>d 使用最大流量が100立方メートル毎時を超え500立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>3,950円</u></p> <p>e 使用最大流量が500立方メートル毎時を超え1,000立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>5,400円</u></p> <p>f 使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの <u>10,300円</u></p> <p>ケ 計量法施行令附則第9条第2項第5号に掲げるアネロイド型圧力計 次に掲げるアネロイド型圧力計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの 1個につき<u>500円</u></p>
<p>2 計量法施行令第41条第1項の規定に基づく計量法第17条第1項に規定する指定製造者の指定の申請に対する審査</p>	<p>指定製造者指定申請手数料</p>	<p><u>177,200円</u></p>	<p>2 計量法施行令第41条第1項の規定に基づく計量法第17条第1項に規定する指定製造者の指定の申請に対する審査</p>	<p>指定製造者指定申請手数料</p>	<p><u>173,900円</u></p>

<p>3 計量法第19条第1項の規定に基づく特定計量器の定期検査</p>	<p>特定計量器定期検査手数料</p>	<p>(1) 非自動はかり 次に掲げる非自動はかりの区分に応じ、それぞれ次に定める金額（最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあっては、アからウまでに掲げる金額の2倍の金額）</p> <p>ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき<u>1,950円</u></p> <p>(ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき<u>2,400円</u></p> <p>(エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき<u>3,350円</u></p> <p>イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの 1個につき<u>270円</u></p> <p>ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき<u>540円</u></p> <p>(イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき<u>970円</u></p> <p>(ウ) 省略</p> <p>(エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき<u>2,300円</u></p> <p>(オ) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき<u>4,050円</u></p> <p>(カ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき<u>7,500円</u></p> <p>(キ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき<u>11,600円</u></p> <p>(ク) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき<u>16,200円</u></p> <p>(ケ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個に</p>	<p>3 計量法第19条第1項の規定に基づく特定計量器の定期検査</p>	<p>特定計量器定期検査手数料</p>	<p>(1) 非自動はかり 次に掲げる非自動はかりの区分に応じ、それぞれ次に定める金額（最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあっては、アからウまでに掲げる金額の2倍の金額）</p> <p>ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき<u>1,900円</u></p> <p>(ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき<u>2,350円</u></p> <p>(エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき<u>3,300円</u></p> <p>イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの 1個につき<u>260円</u></p> <p>ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき<u>530円</u></p> <p>(イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき<u>950円</u></p> <p>(ウ) 省略</p> <p>(エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき<u>2,250円</u></p> <p>(オ) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき<u>3,950円</u></p> <p>(カ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき<u>7,400円</u></p> <p>(キ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき<u>11,400円</u></p> <p>(ク) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき<u>16,000円</u></p> <p>(ケ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個に</p>
--------------------------------------	---------------------	--	--------------------------------------	---------------------	--

		<p>つき <u>20,600円</u></p> <p>(㉔) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき <u>23,200円</u></p> <p>(㉕) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき <u>32,000円</u></p> <p>(㉖) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき <u>55,000円</u></p> <p>(2) 省略</p>			<p>つき <u>20,200円</u></p> <p>(㉔) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき <u>22,800円</u></p> <p>(㉕) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき <u>31,500円</u></p> <p>(㉖) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき <u>54,100円</u></p> <p>(2) 省略</p>	
4 計量法第75条第1項の規定に基づく装置検査	車両等装置用計量器装置検査手数料	1個につき <u>760円</u>		4 計量法第75条第1項の規定に基づく装置検査	車両等装置用計量器装置検査手数料	1個につき <u>740円</u>
5 計量法第91条第2項の規定に基づく指定製造事業者の指定に係る検査	指定製造事業者の指定に係る品質管理の方法の検査手数料	<u>464,800円</u>		5 計量法第91条第2項の規定に基づく指定製造事業者の指定に係る検査	指定製造事業者の指定に係る品質管理の方法の検査手数料	<u>456,200円</u>
6 計量法第102条第1項の規定に基づく基準器検査	基準器検査手数料	<p>(1) タクシーメーター装置検査用基準器 1個につき <u>14,600円</u></p> <p>(2) 質量基準器 次に掲げる質量基準器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 基準手動天びんで感量が1ミリグラムを超え又はひょう量の20,000分の1を超えるもの 1個につき <u>5,300円</u></p> <p>イ 基準台手動はかり 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) ひょう量が1キログラム以下のもの 1個につき <u>3,650円</u></p> <p>(イ) ひょう量が1キログラムを超え10キログラム以下のもの 1個につき <u>5,800円</u></p> <p>(ウ) ひょう量が10キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき <u>8,500円</u></p> <p>(エ) ひょう量が50キログラムを超え200キログラム以下のもの 1個につき <u>11,400円</u></p> <p>(オ) ひょう量が200キログラムを超え500キログラム以下の</p>		6 計量法第102条第1項の規定に基づく基準器検査	基準器検査手数料	<p>(1) タクシーメーター装置検査用基準器 1個につき <u>14,400円</u></p> <p>(2) 質量基準器 次に掲げる質量基準器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 基準手動天びんで感量が1ミリグラムを超え又はひょう量の20,000分の1を超えるもの 1個につき <u>5,200円</u></p> <p>イ 基準台手動はかり 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) ひょう量が1キログラム以下のもの 1個につき <u>3,600円</u></p> <p>(イ) ひょう量が1キログラムを超え10キログラム以下のもの 1個につき <u>5,700円</u></p> <p>(ウ) ひょう量が10キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき <u>8,300円</u></p> <p>(エ) ひょう量が50キログラムを超え200キログラム以下のもの 1個につき <u>11,200円</u></p> <p>(オ) ひょう量が200キログラムを超え500キログラム以下の</p>

もの 1個につき15,300円

(カ) ひょう量が500キログラムを超えるもの 15,300円に、500キログラムまでを増すごとに7,800円を加えた金額

ウ 基準直示天びんで感量（感量の表記のないものにあつては、最小の目量）が1ミリグラムを超え又はひょう量の20,000分の1を超えるもの1個につき8,600円

エ 基準分銅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1級である旨の表記のあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 表す質量が200グラム以下のもの 1個につき3,500円

b 表す質量が200グラムを超えるもの 1個につき8,600円

(イ) 2級である旨の表記のあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき700円

b 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき850円

c 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき9,600円

(ウ) 3級である旨の表記のあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき520円

b 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき710円

c 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき7,700円

もの 1個につき15,000円

(カ) ひょう量が500キログラムを超えるもの 15,000円に、500キログラムまでを増すごとに7,300円を加えた金額

ウ 基準直示天びんで感量（感量の表記のないものにあつては、最小の目量）が1ミリグラムを超え又はひょう量の20,000分の1を超えるもの1個につき8,500円

エ 基準分銅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1級である旨の表記のあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 表す質量が200グラム以下のもの 1個につき3,450円

b 表す質量が200グラムを超えるもの 1個につき8,500円

(イ) 2級である旨の表記のあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき680円

b 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき830円

c 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき9,400円

(ウ) 3級である旨の表記のあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき510円

b 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき700円

c 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき7,500円

		<p>(3) 基準タンク 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあつては、ゲージグラスが1増すごとに、次に定める金額の5割の額を加えた金額）</p> <p>ア 全量が0.25立方メートル以下のもの 1個につき<u>14,800円</u></p> <p>イ 全量が0.25立方メートルを超え1立方メートル未満のもの 1個につき<u>37,100円</u></p>			<p>(3) 基準タンク 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあつては、ゲージグラスが1増すごとに、次に定める金額の5割の額を加えた金額）</p> <p>ア 全量が0.25立方メートル以下のもの 1個につき<u>14,500円</u></p> <p>イ 全量が0.25立方メートルを超え1立方メートル未満のもの 1個につき<u>36,400円</u></p>	
7 計量法第107条の規定に基づく計量証明事業登録	計量証明事業登録手数料	<u>58,600円</u>		7 計量法第107条の規定に基づく計量証明事業登録	計量証明事業登録手数料	<u>57,500円</u>
8 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録証の訂正又は再交付	計量証明事業登録証の訂正又は再交付手数料	<u>1,900円</u>		8 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録証の訂正又は再交付	計量証明事業登録証の訂正又は再交付手数料	<u>1,850円</u>
9 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業登録簿の贈本の交付	計量証明事業登録簿の贈本の交付手数料	1枚につき <u>830円</u>		9 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業登録簿の贈本の交付	計量証明事業登録簿の贈本の交付手数料	1枚につき <u>820円</u>
10 省略				10 省略		
11 計量法第116条第1項の規定に基づく計量証明検査	計量証明検査手数料	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 騒音計 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの 1個につき<u>23,800円</u></p> <p>イ 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの 1個につき<u>39,500円</u></p> <p>(3) 振動レベル計 1個につき<u>33,900円</u></p> <p>(4) 濃度計 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計 1個につき<u>97,000円</u></p> <p>イ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 1個につき<u>129,500円</u></p> <p>ウ 紫外線式二酸化硫黄濃度計 1個につき<u>96,500円</u></p> <p>エ 紫外線式窒素酸化物濃度計</p>		11 計量法第116条第1項の規定に基づく計量証明検査	計量証明検査手数料	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 騒音計 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの 1個につき<u>23,500円</u></p> <p>イ 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの 1個につき<u>39,000円</u></p> <p>(3) 振動レベル計 1個につき<u>33,600円</u></p> <p>(4) 濃度計 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計 1個につき<u>96,200円</u></p> <p>イ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 1個につき<u>128,200円</u></p> <p>ウ 紫外線式二酸化硫黄濃度計 1個につき<u>95,700円</u></p> <p>エ 紫外線式窒素酸化物濃度計</p>

		<p>1個につき108,600円</p> <p>オ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 1個につき102,600円</p> <p>カ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 1個につき118,700円</p> <p>キ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 1個につき103,500円</p> <p>ク 化学発光式窒素酸化物濃度計 1個につき110,700円</p> <p>ケ ガラス電極式水素イオン濃度指示計 1個につき26,500円</p> <p>備考</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 ウからクまでに掲げる濃度計で4以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が3を超えて1増すごとに、ウからクまでに掲げる金額に22,600円を加算するものとする。</p>			<p>1個につき107,500円</p> <p>オ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 1個につき101,600円</p> <p>カ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 1個につき117,600円</p> <p>キ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 1個につき102,500円</p> <p>ク 化学発光式窒素酸化物濃度計 1個につき109,600円</p> <p>ケ ガラス電極式水素イオン濃度指示計 1個につき26,300円</p> <p>備考</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 ウからクまでに掲げる濃度計で4以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が3を超えて1増すごとに、ウからクまでに掲げる金額に22,500円を加算するものとする。</p>		
12 計量法施行令第41条第2項の規定に基づく計量法第127条第1項に規定する適正計量管理事業所の指定の申請に対する審査	適正計量管理事業所指定申請手数料	2,800円		12 計量法施行令第41条第2項の規定に基づく計量法第127条第1項に規定する適正計量管理事業所の指定の申請に対する審査	適正計量管理事業所指定申請手数料	2,700円	
13 計量法第127条第3項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料	適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料	8,100円		13 計量法第127条第3項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料	適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料	7,900円	
備考 省略				備考 省略			
4 農林水産関係事務手数料							
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
1	家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第1項の規定に基づく家畜商の免	家畜商免許手数料	(1) 家畜の取引の業務(家畜商法第3条第2項第2号の農林水産省令で定める業務に限る。)に従事する使用人その他の従業者(2)において「従業者」という。)の数が5人以上である場	1	家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第1項の規定に基づく家畜商の免	家畜商免許手数料	(1) 家畜の取引の業務(家畜商法第3条第2項第2号の農林水産省令で定める業務に限る。)に従事する使用人その他の従業者(2)において「従業者」という。)の数が5人以上である場

許		合 <u>2,800円</u> (2) 従業者の数が1人以上4人以下である場合 <u>2,100円</u> (3) その他の場合 <u>1,800円</u>	許		合 <u>2,600円</u> (2) 従業者の数が1人以上4人以下である場合 <u>2,000円</u> (3) その他の場合 <u>1,700円</u>
2 家畜商法第3条第2項第1号の規定に基づく講習会の開催	家畜商講習会受講手数料	<u>3,300円</u>	2 家畜商法第3条第2項第1号の規定に基づく講習会の開催	家畜商講習会受講手数料	<u>3,200円</u>
3 家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)第5条の規定に基づく家畜商免許証の書換え交付	家畜商免許証書換え交付手数料	<u>1,200円</u>	3 家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)第5条の規定に基づく家畜商免許証の書換え交付	家畜商免許証書換え交付手数料	<u>1,100円</u>
4 家畜商法施行令第6条の規定に基づく家畜商免許証の再交付	家畜商免許証再交付手数料	<u>1,300円</u>	4 家畜商法施行令第6条の規定に基づく家畜商免許証の再交付	家畜商免許証再交付手数料	<u>1,100円</u>
5 省略			5 省略		
6 漁業法第58条において準用する同法第47条の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	<u>2,500円</u>	6 漁業法第58条において準用する同法第47条の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	<u>2,400円</u>
7・8 省略			7・8 省略		
9 漁業法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査	漁業権分割変更免許申請手数料	<u>2,600円</u>	9 漁業法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査	漁業権分割変更免許申請手数料	<u>2,500円</u>
10 漁業法第78条第2項の規定に基づく個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査	個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料	<u>1,300円</u>	10 漁業法第78条第2項の規定に基づく個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査	個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料	<u>1,200円</u>
11 漁業法第79条第1項ただ	個別漁業権移	<u>1,300円</u>	11 漁業法第79条第1項ただ	個別漁業権移	<u>1,200円</u>

し書の規定に基づく個別漁業権の移転の認可の申請に対する審査	転認可申請手数料		し書の規定に基づく個別漁業権の移転の認可の申請に対する審査	転認可申請手数料	
12 漁業法第88条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査	休業中の漁業許可申請手数料	2,600円	12 漁業法第88条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査	休業中の漁業許可申請手数料	2,500円
13 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第4条第1項又は第3項の規定に基づく肥料の登録	肥料登録手数料	(1) 省略 (2) 同項第7号の肥料の登録 35,900円	13 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第4条第1項又は第3項の規定に基づく肥料の登録	肥料登録手数料	(1) 省略 (2) 同項第7号の肥料の登録 35,000円
14 肥料の品質の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基づく肥料の登録の更新	肥料登録更新手数料	(1) 省略 (2) 同項第7号の肥料の登録の更新 7,200円	14 肥料の品質の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基づく肥料の登録の更新	肥料登録更新手数料	(1) 省略 (2) 同項第7号の肥料の登録の更新 7,100円
15 省略			15 省略		
16 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条第1項の規定に基づく漁船の登録の申請に対する審査	漁船登録申請手数料	(1) 無動力漁船 1隻につき4,700円 (2) 省略 (3) 総トン数20トン以上100トン未満の動力漁船 1隻につき7,500円 (4) 総トン数100トン以上の動力漁船 1隻につき8,000円	16 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条第1項の規定に基づく漁船の登録の申請に対する審査	漁船登録申請手数料	(1) 無動力漁船 1隻につき4,600円 (2) 省略 (3) 総トン数20トン以上100トン未満の動力漁船 1隻につき7,400円 (4) 総トン数100トン以上の動力漁船 1隻につき7,900円
17 漁船法第12条第3項の規定に基づく漁船の登録票の再交付	漁船登録票再交付手数料	1隻につき2,500円	17 漁船法第12条第3項の規定に基づく漁船の登録票の再交付	漁船登録票再交付手数料	1隻につき2,400円
18 漁船法第13条の規定に基づく漁船及び登録票の検認	漁船検認手数料	1隻につき3,700円	18 漁船法第13条の規定に基づく漁船及び登録票の検認	漁船検認手数料	1隻につき3,600円
19 漁船法第17条第1項の規	漁船登録変更	(1) 無動力漁船 1隻につき2,400円	19 漁船法第17条第1項の規	漁船登録変更	(1) 無動力漁船 1隻につき2,300円

定に基づく漁船の変更の登録の申請に対する審査	申請手数料	(2) 総トン数20トン未満の動力漁船 1隻につき <u>3,500円</u> (3) 総トン数20トン以上100トン未満の動力漁船 1隻につき <u>3,800円</u> (4) 総トン数100トン以上の動力漁船 1隻につき <u>4,100円</u>	定に基づく漁船の変更の登録の申請に対する審査	申請手数料	(2) 総トン数20トン未満の動力漁船 1隻につき <u>3,400円</u> (3) 総トン数20トン以上100トン未満の動力漁船 1隻につき <u>3,700円</u> (4) 総トン数100トン以上の動力漁船 1隻につき <u>4,000円</u>
20 漁船法第21条の規定に基づく漁船の登録簿本の交付	漁船登録簿本交付手数料	用紙1枚につき <u>450円</u>	20 漁船法第21条の規定に基づく漁船の登録簿本の交付	漁船登録簿本交付手数料	用紙1枚につき <u>440円</u>
21 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第10条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付	種畜証明書書換え交付手数料	<u>820円</u>	21 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第10条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付	種畜証明書書換え交付手数料	<u>780円</u>
22 家畜改良増殖法第10条の規定に基づく種畜証明書の再交付	種畜証明書再交付手数料	<u>820円</u>	22 家畜改良増殖法第10条の規定に基づく種畜証明書の再交付	種畜証明書再交付手数料	<u>780円</u>
23 家畜改良増殖法第16条第1項の規定に基づく家畜人工授精師免許申請に対する審査	家畜人工授精師免許申請手数料	<u>1,990円</u>	23 家畜改良増殖法第16条第1項の規定に基づく家畜人工授精師免許申請に対する審査	家畜人工授精師免許申請手数料	<u>1,900円</u>
24 家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付	家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	<u>1,830円</u>	24 家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付	家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	<u>1,700円</u>
25 家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付	家畜人工授精師免許証再交付手数料	<u>1,830円</u>	25 家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付	家畜人工授精師免許証再交付手数料	<u>1,700円</u>
26 家畜改良増殖法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可申請に対する審査	家畜人工授精所開設許可申請手数料	<u>6,360円</u>	26 家畜改良増殖法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可申請に対する審査	家畜人工授精所開設許可申請手数料	<u>5,700円</u>
26の2～26の6 省略			26の2～26の6 省略		

<p>27 家畜伝染病 予防法（昭和 26年法律第 166号）第4 条の2第5 項、第5条第 1項又は第31 条第1項の規 定に基づく家 畜の検査（同 法第5条第1 項の規定に基 づく家畜の検 査にあって は、監視伝染 病の発生を予 防するための ものに限 る。）</p>	<p>家畜検 査手数 料</p>	<p>1頭、1羽又は1群につき2,770円 を超えない範囲内において規則で 定める金額</p>	<p>27 家畜伝染病 予防法（昭和 26年法律第 166号）第4 条の2第5 項、第5条第 1項又は第31 条第1項の規 定に基づく家 畜の検査（同 法第5条第1 項の規定に基 づく家畜の検 査にあって は、監視伝染 病の発生を予 防するための ものに限 る。）</p>	<p>家畜検 査手数 料</p>	<p>1頭、1羽又は1群につき2,700円 を超えない範囲内において規則で 定める金額</p>
<p>28 家畜伝染病 予防法第6条 第1項又は第 31条第1項の 規定に基づく 家畜に対する 投薬</p>	<p>家畜投 薬手数 料</p>	<p>1頭につき720円を超えない範囲内 において規則で定める金額</p>	<p>28 家畜伝染病 予防法第6条 第1項又は第 31条第1項の 規定に基づく 家畜に対する 投薬</p>	<p>家畜投 薬手数 料</p>	<p>1頭につき700円を超えない範囲内 において規則で定める金額</p>
<p>29 家畜伝染病 予防法第6条 第1項又は第 31条第1項の 規定に基づく 家畜の注射又 は薬浴</p>	<p>家畜注 射又は 家畜薬 浴の手 数料</p>	<p>1頭又は1羽につき1,470円を超え ない範囲内において規則で定める 金額</p>	<p>29 家畜伝染病 予防法第6条 第1項又は第 31条第1項の 規定に基づく 家畜の注射又 は薬浴</p>	<p>家畜注 射又は 家畜薬 浴の手 数料</p>	<p>1頭又は1羽につき1,400円を超え ない範囲内において規則で定める 金額</p>
<p>30 省略</p>			<p>30 省略</p>		
<p>31 輸出水産業 の振興に関す る法律（昭和 29年法律第 154号）第3 条第1項の規 定に基づく輸 出水産物の製 造の用に供す る事業場の登 録の申請に対 する審査</p>	<p>輸出水 産物製 造事業 場登録 申請手 数料</p>	<p>12,300円</p>	<p>31 輸出水産業 の振興に関す る法律（昭和 29年法律第 154号）第3 条第1項の規 定に基づく輸 出水産物の製 造の用に供す る事業場の登 録の申請に対 する審査</p>	<p>輸出水 産物製 造事業 場登録 申請手 数料</p>	<p>12,000円</p>
<p>32 省略</p>			<p>32 省略</p>		
<p>33 家畜取引法 （昭和31年法 律第123号） 第3条の規定</p>	<p>家畜市 場登録 申請手 数料</p>	<p>19,100円</p>	<p>33 家畜取引法 （昭和31年法 律第123号） 第3条の規定</p>	<p>家畜市 場登録 申請手 数料</p>	<p>18,000円</p>

に基づく家畜市場の登録の申請に対する審査			に基づく家畜市場の登録の申請に対する審査		
34 家畜取引法第9条第1項の規定に基づく家畜市場登録証の書換え交付	家畜市場登録証書換え交付手数料	4,300円	34 家畜取引法第9条第1項の規定に基づく家畜市場登録証の書換え交付	家畜市場登録証書換え交付手数料	3,900円
35 家畜取引法第9条第2項の規定に基づく家畜市場登録証の再交付	家畜市場登録証再交付手数料	7,200円	35 家畜取引法第9条第2項の規定に基づく家畜市場登録証の再交付	家畜市場登録証再交付手数料	6,600円
36 養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第5条第1項の規定に基づく標準鶏の認定の申請に対する審査	標準鶏認定申請手数料	1羽につき50円	36 養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第5条第1項の規定に基づく標準鶏の認定の申請に対する審査	標準鶏認定申請手数料	1羽につき40円
37 養鶏振興法第7条第1項の規定に基づくふ化業者の登録の申請に対する審査	ふ化業者登録申請手数料	8,900円	37 養鶏振興法第7条第1項の規定に基づくふ化業者の登録の申請に対する審査	ふ化業者登録申請手数料	8,200円
38 養鶏振興法第7条第2項又は第8条第1項の規定に基づくふ化場の確認の申請に対する審査	ふ化場確認申請手数料	8,900円	38 養鶏振興法第7条第2項又は第8条第1項の規定に基づくふ化場の確認の申請に対する審査	ふ化場確認申請手数料	8,200円
39～44 省略			39～44 省略		
45 林業種苗法第13条第2項の規定に基づく生産事業者の登録証の再交付	林業種苗生産事業者の登録証の再交付手数料	3,200円	45 林業種苗法第13条第2項の規定に基づく生産事業者の登録証の再交付	林業種苗生産事業者の登録証の再交付手数料	3,000円
46 林業種苗法第20条第2項の規定に基づく種穂が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普	林業種苗証明申請手数料	証明申請1件につき、41,000円に次に掲げる額を合算した金額 ア 種穂については、種子にあつては1キログラムにつき6,600円として、穂木にあつては10,000本につき5,700円として計算した額	46 林業種苗法第20条第2項の規定に基づく種穂が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普	林業種苗証明申請手数料	証明申請1件につき、36,000円に次に掲げる額を合算した金額 ア 種穂については、種子にあつては1キログラムにつき5,900円として、穂木にあつては10,000本につき5,100円として計算した額

<p>通母樹林から採取されたものであること又は苗木が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取された種穂から育成されたものであることについての証明の申請に対する審査</p>		<p>イ 苗木については、幼苗については10,000本につき4,000円として、幼苗以外の苗木にあつては10,000本につき6,300円に証明に係る事実の確認の回数に乗じて得た額として計算した額</p>	<p>通母樹林から採取されたものであること又は苗木が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取された種穂から育成されたものであることについての証明の申請に対する審査</p>		<p>イ 苗木については、幼苗については10,000本につき3,600円として、幼苗以外の苗木にあつては10,000本につき5,700円に証明に係る事実の確認の回数に乗じて得た額として計算した額</p>
<p>47 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づく地方卸売市場の認定の申請に対する審査</p>	<p>地方卸売市場認定申請手数料</p>	<p>6,100円</p>	<p>47 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づく地方卸売市場の認定の申請に対する審査</p>	<p>地方卸売市場認定申請手数料</p>	<p>6,000円</p>
<p>48 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項の規定に基づく遊漁船業者の登録の申請に対する審査</p>	<p>遊漁船業者登録申請手数料</p>	<p>29,000円</p>	<p>48 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項の規定に基づく遊漁船業者の登録の申請に対する審査</p>	<p>遊漁船業者登録申請手数料</p>	<p>28,000円</p>
<p>49 遊漁船業の適正化に関する法律第3条第2項の規定に基づく遊漁船業者の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>遊漁船業者登録更新申請手数料</p>	<p>18,000円</p>	<p>49 遊漁船業の適正化に関する法律第3条第2項の規定に基づく遊漁船業者の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>遊漁船業者登録更新申請手数料</p>	<p>17,000円</p>
<p>50 漁業登録令（昭和26年政令第292号）第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿（漁場図を除く。）の謄本又は抄本の交付</p>	<p>免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料</p>	<p>用紙1枚につき530円</p>	<p>50 漁業登録令（昭和26年政令第292号）第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿（漁場図を除く。）の謄本又は抄本の交付</p>	<p>免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料</p>	<p>用紙1枚につき520円</p>

51 漁業登録令 第10条第1項 の規定に基づ く漁場図の謄 本又は抄本の 交付	漁場図 の謄本 又は抄 本の交 付手数 料	用紙1枚につき <u>530円</u>
52 漁業登録令 第10条第1項 の規定に基づ く免許漁業原 簿又はその附 属書類の閲覧 の請求の許可	免許漁 業原簿 閲覧手 数料	<u>290円</u>
53～60 省略		
61 小型漁船の 総トン数の測 度に関する政 令（昭和28年 政令第259 号）第1条の 規定に基づく 小型漁船の総 トン数の測度	小型漁 船総ト ン数測 度手数 料	(1) 省略 (2) 総トン数3トン以上5トン未満の 小型漁船 次に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ次に定める金額 ア 省略 イ その他の場合 1隻につき <u>11,000円</u> (3) 総トン数3トン未満の小型漁 船（知事が実測を伴う測度を行 う場合に限る。） 1隻につき <u>11,000円</u>
備考 省略		

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～7 省略		
8 建築基準法 （昭和25年法 律第201号） 第6条第1項 （同法第87条 第1項におい て準用する場 合を含む。） の規定に基づ く建築物の建 築等の確認の 申請に対する 審査（構造計 算適合性判定 に係る部分の 審査を除く。）	建築物 確認申 請手数 料	次に掲げる当該建築物の建築、移 転、修繕若しくは模様替又は用途 の変更に係る部分の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額 (1)～(4) 省略 (5) 床面積の合計が500平方メー トルを超え1,000平方メートル以内 のもの <u>51,000円</u> (6) 床面積の合計が1,000平方メー トルを超え2,000平方メートル以 内のもの <u>72,000円</u> (7) 省略 (8) 床面積の合計が10,000平方メ ートルを超え50,000平方メー トル以内のもの <u>353,000円</u> (9) 床面積の合計が50,000平方メ ートルを超えるもの <u>683,000円</u> 〔備考 省略〕
8の2・9 省 略		

51 漁業登録令 第10条第1項 の規定に基づ く漁場図の謄 本又は抄本の 交付	漁場図 の謄本 又は抄 本の交 付手数 料	用紙1枚につき <u>520円</u>
52 漁業登録令 第10条第1項 の規定に基づ く免許漁業原 簿又はその附 属書類の閲覧 の請求の許可	免許漁 業原簿 閲覧手 数料	<u>280円</u>
53～60 省略		
61 小型漁船の 総トン数の測 度に関する政 令（昭和28年 政令第259 号）第1条の 規定に基づく 小型漁船の総 トン数の測度	小型漁 船総ト ン数測 度手数 料	(1) 省略 (2) 総トン数3トン以上5トン未満の 小型漁船 次に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ次に定める金額 ア 省略 イ その他の場合 1隻につき <u>10,000円</u> (3) 総トン数3トン未満の小型漁 船（知事が実測を伴う測度を行 う場合に限る。） 1隻につき <u>10,000円</u>
備考 省略		

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～7 省略		
8 建築基準法 （昭和25年法 律第201号） 第6条第1項 （同法第87条 第1項におい て準用する場 合を含む。） の規定に基づ く建築物の建 築等の確認の 申請に対する 審査（構造計 算適合性判定 に係る部分の 審査を除く。）	建築物 確認申 請手数 料	次に掲げる当該建築物の建築、移 転、修繕若しくは模様替又は用途 の変更に係る部分の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額 (1)～(4) 省略 (5) 床面積の合計が500平方メー トルを超え1,000平方メートル以内 のもの <u>50,000円</u> (6) 床面積の合計が1,000平方メー トルを超え2,000平方メートル以 内のもの <u>71,000円</u> (7) 省略 (8) 床面積の合計が10,000平方メ ートルを超え50,000平方メー トル以内のもの <u>352,000円</u> (9) 床面積の合計が50,000平方メ ートルを超えるもの <u>682,000円</u> 〔備考 省略〕
8の2・9 省 略		

<p>10 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了の検査の申請に対する審査</p>	<p>建築物完了検査申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(7) 省略 (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>268,000円</u> (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>528,000円</u> { 備考 省略 }</p>	<p>10 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了の検査の申請に対する審査</p>	<p>建築物完了検査申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(7) 省略 (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>267,000円</u> (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>527,000円</u> { 備考 省略 }</p>
<p>11 建築基準法第7条第1項の規定による建築物の完了の検査の申請に係る建築物に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における同項の規定に基づく完了の検査の申請の当該部分に対する審査、同条において準用する同項の規定に基づく建築設備の完了の検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了の検査の申請に対する審査</p>	<p>建築設備又は工作物完了検査申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一の建築設備を設置した場合 20,000円（小荷物専用昇降機については、<u>13,000円</u>） (2) 省略</p>	<p>11 建築基準法第7条第1項の規定による建築物の完了の検査の申請に係る建築物に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における同項の規定に基づく完了の検査の申請の当該部分に対する審査、同条において準用する同項の規定に基づく建築設備の完了の検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了の検査の申請に対する審査</p>	<p>建築設備又は工作物完了検査申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一の建築設備を設置した場合 20,000円（小荷物専用昇降機については、<u>12,000円</u>） (2) 省略</p>
<p>12 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）の完了</p>	<p>減額して定める建築物完了検査申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(4) 省略 (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>50,000円</u> (6)・(7) 省略</p>	<p>12 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）の完了</p>	<p>減額して定める建築物完了検査申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(4) 省略 (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>49,000円</u> (6)・(7) 省略</p>

の検査の申請 に対する審査		(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>263,000円</u> (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>523,000円</u> { 備考 省略 }	の検査の申請 に対する審査		(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>262,000円</u> (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>522,000円</u> { 備考 省略 }
13 省略			13 省略		
14 建築基準法 第7条の3第 1項の規定に 基づく中間の 検査の申請に 対する審査	建築物 中間検 査申請 手数料	次に掲げる中間検査を行う部分の 区分に応じ、それぞれ次に定める 金額 (1)～(5) 省略 (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>74,000円</u> (7)・(8) 省略 (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>551,000円</u>	14 建築基準法 第7条の3第 1項の規定に 基づく中間の 検査の申請に 対する審査	建築物 中間検 査申請 手数料	次に掲げる中間検査を行う部分の 区分に応じ、それぞれ次に定める 金額 (1)～(5) 省略 (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>73,000円</u> (7)・(8) 省略 (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>550,000円</u>
15 省略			15 省略		
16 建築基準法 第7条の6第 1項第1号又 は第2号(同 法第87条の4 又は第88条第 1項若しくは 第2項におい て準用する場 合を含む。)の 規定に基づ く仮使用の認 定の申請に 対する審査	検査済 証の交 付を受 ける前 におけ る建築 物等の 仮使用 認定申 請手数 料	<u>136,000円</u>	16 建築基準法 第7条の6第 1項第1号又 は第2号(同 法第87条の4 又は第88条第 1項若しくは 第2項におい て準用する場 合を含む。)の 規定に基づ く仮使用の認 定の申請に 対する審査	検査済 証の交 付を受 ける前 におけ る建築 物等の 仮使用 認定申 請手数 料	<u>135,000円</u>
16の2～21 省略			16の2～21 省略		
22 建築基準法 第48条第1項 ただし書、第 2項ただし 書、第3項た だし書、第4 項ただし書、 第5項ただし 書、第6項た だし書、第7 項ただし書、 第8項ただし 書、第9項た だし書、第10 項ただし書、 第11項た だし書、第12項た	用途地 域等に おける 建築等 許可申 請手数 料	<u>201,000円</u> (建築基準法第48条第16 項第1号に該当する場合にあって は132,000円、同項第2号に該当す る場合にあっては169,000円)	22 建築基準法 第48条第1項 ただし書、第 2項ただし 書、第3項た だし書、第4 項ただし書、 第5項ただし 書、第6項た だし書、第7 項ただし書、 第8項ただし 書、第9項た だし書、第10 項ただし書、 第11項た だし書、第12項た	用途地 域等に おける 建築等 許可申 請手数 料	<u>200,000円</u> (建築基準法第48条第16 項第1号に該当する場合にあって は132,000円、同項第2号に該当す る場合にあっては169,000円)

<p>だし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査</p>			<p>だし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査</p>		
<p>23～30 省略</p>			<p>23～30 省略</p>		
<p>30の2 建築基準法第57条の2第1項の規定に基づく建築物の特例容積率の限度の指定の申請に対する審査</p>	<p>特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定申請手数料</p>	<p>(1) 建築物の敷地の数が2である場合 <u>89,000円</u> (2) 建築物の敷地の数が3以上である場合 <u>89,000円</u>に2を超える建築物の敷地の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額</p>	<p>30の2 建築基準法第57条の2第1項の規定に基づく建築物の特例容積率の限度の指定の申請に対する審査</p>	<p>特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定申請手数料</p>	<p>(1) 建築物の敷地の数が2である場合 <u>88,000円</u> (2) 建築物の敷地の数が3以上である場合 <u>88,000円</u>に2を超える建築物の敷地の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額</p>
<p>30の3～40 省略</p>			<p>30の3～40 省略</p>		
<p>41 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査</p>	<p>仮設興行場等建築許可申請手数料</p>	<p><u>136,000円</u></p>	<p>41 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査</p>	<p>仮設興行場等建築許可申請手数料</p>	<p><u>135,000円</u></p>
<p>41の2 省略</p>			<p>41の2 省略</p>		
<p>42 建築基準法第86条第1項の規定に基づく建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料</p>	<p>(1) 建築物の数が1又は2である場合 <u>89,000円</u> (2) 建築物の数が3以上である場合 <u>89,000円</u>に2を超える建築物の敷地の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額</p>	<p>42 建築基準法第86条第1項の規定に基づく建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料</p>	<p>(1) 建築物の数が1又は2である場合 <u>88,000円</u> (2) 建築物の数が3以上である場合 <u>88,000円</u>に2を超える建築物の敷地の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額</p>
<p>43 建築基準法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例</p>	<p>既存建築物を前提とした総合的設</p>	<p>(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>89,000円</u> (2) 建築物の数が2以上である場合 <u>89,000円</u>に1を超える建築</p>	<p>43 建築基準法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例</p>	<p>既存建築物を前提とした総合的設</p>	<p>(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>88,000円</u> (2) 建築物の数が2以上である場合 <u>88,000円</u>に1を超える建築</p>

の認定の申請 に対する審査	計による建築 物の特 例認定 申請手 数料	物の数に32,000円を乗じて得た 額を加算した金額	の認定の申請 に対する審査	計による建築 物の特 例認定 申請手 数料	物の数に32,000円を乗じて得た 額を加算した金額
43の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(1) 建築物の数が1又は2である場合 <u>271,000円</u> (2) 建築物の数が3以上である場合 <u>271,000円</u> に2を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額	43の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(1) 建築物の数が1又は2である場合 <u>269,000円</u> (2) 建築物の数が3以上である場合 <u>269,000円</u> に2を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額
43の3 建築基準法第86条第4項の規定に基づく複数建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による一団の土地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>271,000円</u> (2) 建築物の数が2以上である場合 <u>271,000円</u> に1を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額	43の3 建築基準法第86条第4項の規定に基づく複数建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による一団の土地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>269,000円</u> (2) 建築物の数が2以上である場合 <u>269,000円</u> に1を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額
44 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>89,000円</u> (2) 建築物の数が2以上である場合 <u>89,000円</u> に1を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額	44 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>88,000円</u> (2) 建築物の数が2以上である場合 <u>88,000円</u> に1を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額
44の2 建築基準法第86条の	一敷地内認定	(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同	44の2 建築基準法第86条の	一敷地内認定	(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同

<p>2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</p>	<p>じ。)の数が1である場合 <u>271,000円</u> (2) 建築物の数が2以上である場合 <u>271,000円</u>に1を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額</p>	<p>2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</p>	<p>じ。)の数が1である場合 <u>269,000円</u> (2) 建築物の数が2以上である場合 <u>269,000円</u>に1を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額</p>
<p>44の3 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査</p>	<p>一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料</p>	<p>(1) 建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 <u>271,000円</u> (2) 建築物の数が2以上である場合 <u>271,000円</u>に1を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額</p>	<p>44の3 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査</p>	<p>一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料</p>	<p>(1) 建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 <u>269,000円</u> (2) 建築物の数が2以上である場合 <u>269,000円</u>に1を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額</p>
<p>45～46の3 省略</p>			<p>45～46の3 省略</p>		
<p>46の4 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物用途変更興行場等使用許可申請手数料</p>	<p><u>136,000円</u></p>	<p>46の4 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物用途変更興行場等使用許可申請手数料</p>	<p><u>135,000円</u></p>
<p>46の5～69 省略</p>			<p>46の5～69 省略</p>		
<p>70 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号八若しくは第62条の3第4項第14号八に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることに</p>	<p>優良宅地造成認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(6) 省略 (7) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 <u>900,000円</u></p>	<p>70 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号八若しくは第62条の3第4項第14号八に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものに</p>	<p>優良宅地造成認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(6) 省略 (7) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 <u>890,000円</u></p>

ついでに認定の申請に対する審査			ついでに認定の申請に対する審査		
71～82 省略			71～82 省略		
83 砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）	河川の砂利採取計画認可申請手数料	33,900円	83 砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）	河川の砂利採取計画認可申請手数料	37,000円
84 砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものを除く。）	砂利採取計画認可申請手数料	33,900円	84 砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものを除く。）	砂利採取計画認可申請手数料	37,000円
85 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）	河川の砂利採取計画変更認可申請手数料	15,000円	85 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）	河川の砂利採取計画変更認可申請手数料	17,000円
86 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものを除く。）	砂利採取計画変更認可申請手数料	15,000円	86 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものを除く。）	砂利採取計画変更認可申請手数料	17,000円
87 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 省略 ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の	87 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 省略 ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の

		<p>場合 <u>45,000円</u></p> <p>エ～カ 省略</p> <p>キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 <u>230,000円</u></p> <p>ク 省略</p> <p>(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>67,000円</u></p> <p>エ～ク 省略</p> <p>(3) その他の開発行為の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～キ 省略</p> <p>ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 <u>900,000円</u></p>			<p>場合 <u>44,000円</u></p> <p>エ～カ 省略</p> <p>キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 <u>220,000円</u></p> <p>ク 省略</p> <p>(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>66,000円</u></p> <p>エ～ク 省略</p> <p>(3) その他の開発行為の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～キ 省略</p> <p>ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 <u>890,000円</u></p>
88 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	<p>変更許可の申請1件につき、次に掲げる開発行為の変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した金額（その金額が<u>900,000円</u>を超えるときは、その手数料の金額は、<u>900,000円</u>とする。）</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	88 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	<p>変更許可の申請1件につき、次に掲げる開発行為の変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した金額（その金額が<u>890,000円</u>を超えるときは、その手数料の金額は、<u>890,000円</u>とする。）</p> <p>(1)～(3) 省略</p>
89～101の4 省略			89～101の4 省略		
101の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</p> <p>(1) 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律</p>	101の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</p> <p>(1) 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律</p>

第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合
次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1戸建ての専用住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない住宅をいう。以下この項において同じ。) 12,800円

(イ) 1戸建ての併用住宅(専用住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。) 12,800円

(ウ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。) 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額

a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 25,100円

b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 41,400円

c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 73,300円

d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 111,700円

e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 179,000円

f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 280,900円

g 総戸数が201以上の共同住宅等 344,400円

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1戸建ての専用住宅 19,600円

(イ) 1戸建ての併用住宅 19,600円

(ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額

第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合
次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1戸建ての専用住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない住宅をいう。以下この項において同じ。) 11,700円

(イ) 1戸建ての併用住宅(専用住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。) 11,700円

(ウ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。) 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額

a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 23,000円

b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 37,900円

c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 67,700円

d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 102,400円

e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 164,100円

f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 256,400円

g 総戸数が201以上の共同住宅等 313,800円

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1戸建ての専用住宅 17,700円

(イ) 1戸建ての併用住宅 17,700円

(ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額

a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 43,200円

b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 68,500円

c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 126,900円

d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 203,500円

e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 337,600円

f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 588,200円

g 総戸数が201以上の共同住宅等 801,100円

ウ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1戸建ての専用住宅 56,500円

(イ) 1戸建ての併用住宅 56,500円

(ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額

a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 133,100円

b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 212,200円

c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 424,900円

d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 746,900円

e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 1,282,300円

f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 2,347,900円

g 総戸数が201以上の共同住宅等 3,342,400円

(2) 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関

a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 39,000円

b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 61,700円

c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 114,900円

d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 183,300円

e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 303,900円

f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 527,700円

g 総戸数が201以上の共同住宅等 717,700円

ウ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1戸建ての専用住宅 51,300円

(イ) 1戸建ての併用住宅 51,300円

(ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額

a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 120,700円

b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 192,500円

c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 385,700円

d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 677,100円

e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 1,162,200円

f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 2,126,300円

g 総戸数が201以上の共同住宅等 3,025,900円

(2) 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関

し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 1戸建ての専用住宅 16,900円
- (イ) 1戸建ての併用住宅 16,900円
- (ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額
 - a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 31,500円
 - b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 53,200円
 - c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 84,100円
 - d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 142,100円
 - e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 227,400円
 - f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 382,000円
 - g 総戸数が201以上の共同住宅等 479,500円

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 1戸建ての専用住宅 82,400円
- (イ) 1戸建ての併用住宅 82,400円
- (ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額
 - a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 193,500円
 - b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 309,600円
 - c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 611,400円
 - d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 1,094,900円
 - e 総戸数が51以上100以下

し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 1戸建ての専用住宅 15,100円
- (イ) 1戸建ての併用住宅 15,100円
- (ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額
 - a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 28,200円
 - b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 47,500円
 - c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 75,100円
 - d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 127,000円
 - e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 203,200円
 - f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 341,300円
 - g 総戸数が201以上の共同住宅等 428,600円

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 1戸建ての専用住宅 73,600円
- (イ) 1戸建ての併用住宅 73,600円
- (ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額
 - a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 172,800円
 - b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 276,400円
 - c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 545,900円
 - d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 977,500円
 - e 総戸数が51以上100以下

		<p>の共同住宅等 <u>1,882,300</u>円</p> <p>f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 <u>3,482,500</u>円</p> <p>g 総戸数が201以上の共同住宅等 <u>4,976,500</u>円</p> <p>(3) 省略</p>			<p>の共同住宅等 <u>1,680,500</u>円</p> <p>f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 <u>3,109,100</u>円</p> <p>g 総戸数が201以上の共同住宅等 <u>4,443,000</u>円</p> <p>(3) 省略</p>
101の6	省略		101の6	省略	
101の7	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合</p> <p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下この項において「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下この項において同じ。）</p> <p><u>6,100</u>円</p> <p>(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）</p> <p>次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住戸申請に係る住戸の数について、次に掲げ</p>	101の7	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合</p> <p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下この項において「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下この項において同じ。）</p> <p><u>5,500</u>円</p> <p>(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）</p> <p>次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住戸申請に係る住戸の数について、次に掲げ</p>

る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (a) 1戸 6,100円
- (b) 2戸以上5戸以下 11,900円
- (c) 6戸以上10戸以下 20,100円
- (d) 11戸以上25戸以下 33,200円
- (e) 26戸以上50戸以下 55,500円
- (f) 51戸以上100戸以下 99,300円
- (g) 101戸以上200戸以下 157,600円
- (h) 201戸以上300戸以下 200,400円
- (i) 301戸以上 215,600円

b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じそれぞれaに定める金額と同一の額に、住棟の共用部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した金額

- (a) 300平方メートル以内 11,800円
- (b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 32,800円
- (c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 97,500円
- (d) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 154,200円
- (e) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 194,600円
- (f) 25,000平方メートル超 243,200円

(ウ)・(エ) 省略

イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 1戸建ての住宅 41,700円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区

る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (a) 1戸 5,500円
- (b) 2戸以上5戸以下 10,800円
- (c) 6戸以上10戸以下 18,200円
- (d) 11戸以上25戸以下 30,100円
- (e) 26戸以上50戸以下 50,300円
- (f) 51戸以上100戸以下 89,900円
- (g) 101戸以上200戸以下 142,700円
- (h) 201戸以上300戸以下 181,400円
- (i) 301戸以上 195,200円

b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じそれぞれaに定める金額と同一の額に、住棟の共用部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した金額

- (a) 300平方メートル以内 10,700円
- (b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 29,700円
- (c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 88,300円
- (d) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 139,600円
- (e) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 176,200円
- (f) 25,000平方メートル超 220,200円

(ウ)・(エ) 省略

イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 1戸建ての住宅 37,800円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区

分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 1戸 41,700円

(b) 2戸以上5戸以下 83,900円

(c) 6戸以上10戸以下 118,000円

(d) 11戸以上25戸以下 166,000円

(e) 26戸以上50戸以下 238,400円

(f) 51戸以上100戸以下 342,100円

(g) 101戸以上200戸以下 464,300円

(h) 201戸以上300戸以下 609,800円

(i) 301戸以上 717,300円

b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じそれぞれaに定める金額と同一の額に、住棟の共用部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した金額

(a) 300平方メートル以内 132,300円

(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 218,100円

(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 339,500円

(d) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 435,800円

(e) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 520,700円

(f) 25,000平方メートル超 606,500円

(ウ) 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 1戸 37,800円

(b) 2戸以上5戸以下 76,000円

(c) 6戸以上10戸以下 106,900円

(d) 11戸以上25戸以下 150,300円

(e) 26戸以上50戸以下 215,900円

(f) 51戸以上100戸以下 309,700円

(g) 101戸以上200戸以下 420,400円

(h) 201戸以上300戸以下 552,100円

(i) 301戸以上 649,400円

b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じそれぞれaに定める金額と同一の額に、住棟の共用部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した金額

(a) 300平方メートル以内 119,900円

(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 197,500円

(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 307,300円

(d) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 394,500円

(e) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 471,400円

(f) 25,000平方メートル超 549,100円

(ウ) 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 省略

b 複合建築物全体又は住戸及び複合建築物全体次に掲げる額を合算した金額

(a)・(b) 省略

(c) 非住宅部分について、次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i iiに掲げる審査以外の審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 300平方メートル以内 291,700円

(ii) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 464,900円

(iii) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 661,500円

(iv) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 811,200円

(v) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 956,100円

(vi) 25,000平方メートル超 1,091,200円

ii 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年12月経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）第1の1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に定める方法による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それ

a 省略

b 複合建築物全体又は住戸及び複合建築物全体次に掲げる額を合算した金額

(a)・(b) 省略

(c) 非住宅部分について、次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i iiに掲げる審査以外の審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 300平方メートル以内 264,300円

(ii) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 420,900円

(iii) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 598,800円

(iv) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 734,300円

(v) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 865,500円

(vi) 25,000平方メートル超 987,800円

—

ii 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年12月経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）第1の1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に定める方法による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それ

		<p>それぞれに定める額</p> <p>(i) 300平方メートル以内 <u>105,600円</u></p> <p>(ii) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 <u>176,800円</u></p> <p>(iii) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 <u>286,100円</u></p> <p>(iv) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 <u>373,500円</u></p> <p>(v) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 <u>448,700円</u></p> <p>(vi) 25,000平方メートル超 <u>526,400円</u></p> <p>(工) 省略</p> <p>(2) 省略</p>			<p>それぞれに定める額</p> <p>(i) 300平方メートル以内 <u>105,500円</u></p> <p>(ii) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 <u>176,500円</u></p> <p>(iii) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 <u>285,600円</u></p> <p>(iv) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 <u>372,900円</u></p> <p>(v) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 <u>448,000円</u></p> <p>(vi) 25,000平方メートル超 <u>525,500円</u></p> <p>(工) 省略</p> <p>(2) 省略</p>
101の8 省略			101の8 省略		
101の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この項において「一次エネルギー消費量」という。）の算定対象となる部分を有する建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同号イに掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>（イ）工場、倉庫その他知事が定める用途（以下この項において「工場等の用途」という。）非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	101の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この項において「一次エネルギー消費量」という。）の算定対象となる部分を有する建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同号イに掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>（イ）工場、倉庫その他知事が定める用途（以下この項において「工場等の用途」という。）非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

- a 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満
52,200円
- b 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満
123,400円
- c 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満
182,500円
- d 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満
225,400円
- e 25,000平方メートル以上
278,800円
- (イ) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満
445,500円
 - b 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満
635,600円
 - c 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満
782,900円
 - d 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満
925,300円
 - e 25,000平方メートル以上
1,055,600円
- イ 同号口に掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 工場等の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満
45,800円
 - b 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満
115,300円
 - c 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満
173,600円
 - d 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未

- a 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満
52,100円
- b 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満
123,200円
- c 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満
182,200円
- d 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満
225,000円
- e 25,000平方メートル以上
278,300円
- (イ) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満
444,700円
 - b 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満
634,600円
 - c 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満
781,600円
 - d 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満
923,800円
 - e 25,000平方メートル以上
1,053,900円
- イ 同号口に掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 工場等の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満
45,700円
 - b 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満
115,200円
 - c 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満
173,300円
 - d 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未

		<p>満 <u>215,700円</u></p> <p>e 25,000平方メートル以上 <u>267,500円</u></p> <p>(イ) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 <u>176,800円</u></p> <p>b 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 <u>286,100円</u></p> <p>c 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 <u>373,500円</u></p> <p>d 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 <u>448,700円</u></p> <p>e 25,000平方メートル以上 <u>526,400円</u></p> <p>(2) 省略</p>			<p>満 <u>215,300円</u></p> <p>e 25,000平方メートル以上 <u>267,000円</u></p> <p>(イ) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 <u>176,500円</u></p> <p>b 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 <u>285,600円</u></p> <p>c 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 <u>372,900円</u></p> <p>d 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 <u>448,000円</u></p> <p>e 25,000平方メートル以上 <u>525,500円</u></p> <p>(2) 省略</p>
101の10・101の11 省略			101の10・101の11 省略		
101の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の他の建築物に関する事項を記載しない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ウ) 同法第35条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー</p>	101の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の他の建築物に関する事項を記載しない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ウ) 同法第35条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー</p>

消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 1戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分(以下この項において「非住宅部分」という。)を有しないものに限る。以下この項において同じ。)6,100円

b 共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 住戸申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

i 1戸 6,100円

ii 2戸以上4戸以下 11,900円

iii 5戸以上15戸以下 24,900円

iv 16戸以上45戸以下 55,300円

v 46戸以上 99,000円

(b) 省略

c 非住宅建築物(人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。)床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 300平方メートル未満 11,800円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 32,800円

(c) 2,000平方メートル以

消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 1戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分(以下この項において「非住宅部分」という。)を有しないものに限る。以下この項において同じ。)5,500円

b 共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 住戸申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

i 1戸 5,500円

ii 2戸以上4戸以下 10,700円

iii 5戸以上15戸以下 22,300円

iv 16戸以上45戸以下 49,500円

v 46戸以上 88,600円

(b) 省略

c 非住宅建築物(人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。)床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 300平方メートル未満 10,600円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 29,300円

(c) 2,000平方メートル以

	<p>上5,000平方メートル未 満 <u>97,500円</u></p> <p>(d) 5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満 <u>154,200円</u></p> <p>(e) 10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満 <u>194,600円</u></p> <p>(f) 25,000平方メー トル以上 <u>243,200円</u></p> <p>d 省略</p> <p>(イ) その他の場合 次に掲げ る建築物の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額</p> <p>a 1戸建ての住宅 床面 積の合計について、次に 掲げる面積の区分に応 じ、それぞれ次に定める 金額</p> <p>(a) 200平方メートル未満 <u>41,700円</u></p> <p>(b) 200平方メートル以上 <u>46,600円</u></p> <p>b 共同住宅等 次に掲げ る申請の対象とする範囲 の区分に応じ、それぞれ 次に定める金額</p> <p>(a) 住戸 申請に係る住 戸の数について、次に 掲げる戸数の区分に応 じ、それぞれ次に定め る金額</p> <p>i 1戸（床面積の合 計が200平方メートル 未満の住戸に限 る。） <u>41,700円</u></p> <p>ii 1戸（床面積の合 計が200平方メートル 以上の住戸に限 る。） <u>46,600円</u></p> <p>iii 2戸以上4戸以下 <u>83,900円</u></p> <p>iv 5戸以上15戸以下 <u>139,800円</u></p> <p>v 16戸以上45戸以下 <u>238,200円</u></p> <p>vi 46戸以上 <u>341,700</u> <u>円</u></p> <p>(b) 省略</p> <p>c 非住宅建築物 次に掲 げる審査の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額</p> <p>(a) 建築物エネルギー消</p>		<p>上5,000平方メートル未 満 <u>87,100円</u></p> <p>(d) 5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満 <u>137,700円</u></p> <p>(e) 10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満 <u>173,800円</u></p> <p>(f) 25,000平方メー トル以上 <u>217,100円</u></p> <p>d 省略</p> <p>(イ) その他の場合 次に掲げ る建築物の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額</p> <p>a 1戸建ての住宅 床面 積の合計について、次に 掲げる面積の区分に応 じ、それぞれ次に定める 金額</p> <p>(a) 200平方メートル未満 <u>37,300円</u></p> <p>(b) 200平方メートル以上 <u>41,600円</u></p> <p>b 共同住宅等 次に掲げ る申請の対象とする範囲 の区分に応じ、それぞれ 次に定める金額</p> <p>(a) 住戸 申請に係る住 戸の数について、次に 掲げる戸数の区分に応 じ、それぞれ次に定め る金額</p> <p>i 1戸（床面積の合 計が200平方メートル 未満の住戸に限 る。） <u>37,300円</u></p> <p>ii 1戸（床面積の合 計が200平方メートル 以上の住戸に限 る。） <u>41,600円</u></p> <p>iii 2戸以上4戸以下 <u>75,000円</u></p> <p>iv 5戸以上15戸以下 <u>124,900円</u></p> <p>v 16戸以上45戸以下 <u>212,700円</u></p> <p>vi 46戸以上 <u>305,300</u> <u>円</u></p> <p>(b) 省略</p> <p>c 非住宅建築物 次に掲 げる審査の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額</p> <p>(a) 建築物エネルギー消</p>
--	---	--	---

費性能基準等を定める
省令第10条第1号イ(1)
及びロ(1)に掲げる基準
による審査 床面積の
合計について、次に掲
げる面積の区分に応
じ、それぞれ次に定め
る金額

- i 300平方メートル未
満 275,600円
- ii 300平方メートル以
上2,000平方メートル
未満 445,500円
- iii 2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満 635,600円
- iv 5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満 782,900円
- v 10,000平方メー
トル以上25,000平方メ
ートル未満 925,300
円
- vi 25,000平方メー
トル以上 1,055,600円

(b) 同号イ(2)及びロ(2)に
掲げる基準による審査
床面積の合計につい
て、次に掲げる面積の
区分に応じ、それぞれ
次に定める金額

- i 300平方メートル未
満 105,600円
- ii 300平方メートル以
上2,000平方メートル
未満 176,800円
- iii 2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満 286,100円
- iv 5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満 373,500円
- v 10,000平方メー
トル以上25,000平方メ
ートル未満 448,700
円
- vi 25,000平方メー
トル以上 526,400円

d 省略

イ 省略

(2) 省略

費性能基準等を定める
省令第10条第1号イ(1)
及びロ(1)に掲げる基準
による審査 床面積の
合計について、次に掲
げる面積の区分に応
じ、それぞれ次に定め
る金額

- i 300平方メートル未
満 246,000円
- ii 300平方メートル以
上2,000平方メートル
未満 397,700円
- iii 2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満 567,500円
- iv 5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満 698,900円
- v 10,000平方メー
トル以上25,000平方メ
ートル未満 826,100
円
- vi 25,000平方メー
トル以上 942,400円

(b) 同号イ(2)及びロ(2)に
掲げる基準による審査
床面積の合計につい
て、次に掲げる面積の
区分に応じ、それぞれ
次に定める金額

- i 300平方メートル未
満 94,300円
- ii 300平方メートル以
上2,000平方メートル
未満 157,900円
- iii 2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満 255,400円
- iv 5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満 333,400円
- v 10,000平方メー
トル以上25,000平方メ
ートル未満 400,600
円
- vi 25,000平方メー
トル以上 470,000円

d 省略

イ 省略

(2) 省略

<p>101の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は同法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 1戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下この項において「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下この項において同じ。） <u>6,100円</u></p> <p>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 2戸以上4戸以下 <u>11,900円</u></p> <p>(イ) 5戸以上15戸以下 <u>24,900円</u></p>	<p>101の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は同法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 1戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下この項において「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下この項において同じ。） <u>5,500円</u></p> <p>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 2戸以上4戸以下 <u>10,700円</u></p> <p>(イ) 5戸以上15戸以下 <u>22,300円</u></p>
---	----------------------------	--	---	----------------------------	--

- (ウ) 16戸以上45戸以下 55,300円
- (エ) 46戸以上 99,000円
- ウ 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。）床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 300平方メートル未満 1,800円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 2,800円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 7,500円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 54,200円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 94,600円
- (カ) 25,000平方メートル以上 243,200円

エ 省略

- (2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 1戸建ての住宅 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 200平方メートル未満 41,700円
 - b 200平方メートル以上 46,600円
- (イ) 同号イ(2)(i)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 200平方メートル未満 21,500円

- (ウ) 16戸以上45戸以下 49,500円
- (エ) 46戸以上 88,600円
- ウ 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。）床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 300平方メートル未満 1,060円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 2,930円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 87,100円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 37,700円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 73,800円
- (カ) 25,000平方メートル以上 217,100円

エ 省略

- (2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 1戸建ての住宅 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 200平方メートル未満 37,300円
 - b 200平方メートル以上 41,600円
- (イ) 同号イ(2)(i)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 200平方メートル未満 19,200円

	<p>b 200平方メートル以上 <u>23,100円</u></p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 2戸以上4戸以下 <u>83,900円</u></p> <p>b 5戸以上15戸以下 <u>139,800円</u></p> <p>c 16戸以上45戸以下 <u>238,200円</u></p> <p>d 46戸以上 <u>341,700円</u></p> <p>(イ) 同号イ(2)(ii)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に掲げる基準による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 2戸以上4戸以下 <u>40,200円</u></p> <p>b 5戸以上15戸以下 <u>69,400円</u></p> <p>c 16戸以上45戸以下 <u>125,700円</u></p> <p>d 46戸以上 <u>190,400円</u></p> <p>ウ 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 同項第1号イに掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 300平方メートル未満 <u>275,600円</u></p> <p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 <u>445,500円</u></p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 <u>635,600円</u></p> <p>d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 <u>782,900円</u></p> <p>e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 <u>925,300円</u></p> <p>f 25,000平方メートル以</p>		<p>b 200平方メートル以上 <u>20,700円</u></p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 2戸以上4戸以下 <u>75,000円</u></p> <p>b 5戸以上15戸以下 <u>124,900円</u></p> <p>c 16戸以上45戸以下 <u>212,700円</u></p> <p>d 46戸以上 <u>305,300円</u></p> <p>(イ) 同号イ(2)(ii)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に掲げる基準による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 2戸以上4戸以下 <u>35,900円</u></p> <p>b 5戸以上15戸以下 <u>62,100円</u></p> <p>c 16戸以上45戸以下 <u>112,300円</u></p> <p>d 46戸以上 <u>170,200円</u></p> <p>ウ 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 同項第1号イに掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 300平方メートル未満 <u>246,000円</u></p> <p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 <u>397,700円</u></p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 <u>567,500円</u></p> <p>d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 <u>698,900円</u></p> <p>e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 <u>826,100円</u></p> <p>f 25,000平方メートル以</p>
--	---	--	---

上 1,055,600円
 (イ) 同号口に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 a 300平方メートル未満 105,600円
 b 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 176,800円
 c 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 286,100円
 d 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 373,500円
 e 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 448,700円
 f 25,000平方メートル以上 526,400円
 工 省略

上 942,400円
 (イ) 同号口に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 a 300平方メートル未満 94,300円
 b 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 157,900円
 c 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 255,400円
 d 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 333,400円
 e 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 400,600円
 f 25,000平方メートル以上 470,000円
 工 省略

101の15・102
省略

101の15・102
省略

備考 省略

備考 省略

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～6	省略	
7	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項及び第16条の2第1項の規定に基づく普通免許状の授与	<u>3,400円</u>
8	教育職員免許法第5条第3項の規定に基づく特別免許状の授与	<u>3,400円</u>
9	教育職員免許法第5条第6項の規定に基づく臨時免許状の授与	<u>1,900円</u>

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～6	省略	
7	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項及び第16条の2第1項の規定に基づく普通免許状の授与	<u>3,300円</u>
8	教育職員免許法第5条第3項の規定に基づく特別免許状の授与	<u>3,300円</u>
9	教育職員免許法第5条第6項の規定に基づく臨時免許状の授与	<u>1,700円</u>

9の2 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく免許状の新教育領域の追加	教育職員の免許状の新教育領域の追加手数料	(1) 普通免許状の新教育領域の追加 <u>3,400円</u> (2) 臨時免許状の新教育領域の追加 <u>1,900円</u>	9の2 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく免許状の新教育領域の追加	教育職員の免許状の新教育領域の追加手数料	(1) 普通免許状の新教育領域の追加 <u>3,300円</u> (2) 臨時免許状の新教育領域の追加 <u>1,700円</u>
9の3・9の4 省略			9の3・9の4 省略		
10 教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の書換え	教育職員の免許状の書換え手数料	<u>1,100円</u>	10 教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の書換え	教育職員の免許状の書換え手数料	<u>870円</u>
11 教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の再交付	教育職員の免許状の再交付手数料	<u>1,200円</u>	11 教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の再交付	教育職員の免許状の再交付手数料	<u>1,100円</u>
12 教育職員免許法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定	教育職員検定手数料	<u>1,900円</u>	12 教育職員免許法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定	教育職員検定手数料	<u>1,700円</u>
12の2～12の5 省略			12の2～12の5 省略		
13 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第18条の規定に基づく全国通訳案内士の登録の申請に対する審査	全国通訳案内士登録申請手数料	<u>5,200円</u>	13 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第18条の規定に基づく全国通訳案内士の登録の申請に対する審査	全国通訳案内士登録申請手数料	<u>5,100円</u>
14 通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく全国通訳案内士登録証の訂正	全国通訳案内士登録証訂正手数料	<u>4,100円</u>	14 通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく全国通訳案内士登録証の訂正	全国通訳案内士登録証訂正手数料	<u>4,000円</u>
15 通訳案内士法第24条の規定に基づく全国通訳案内士登録証の再交付	全国通訳案内士登録証再交付手数料	<u>4,100円</u>	15 通訳案内士法第24条の規定に基づく全国通訳案内士登録証の再交付	全国通訳案内士登録証再交付手数料	<u>4,000円</u>
16～21 省略			16～21 省略		
22 旅行業法施行令(昭和46	旅行業登録申	<u>26,000円</u>	22 旅行業法施行令(昭和46	旅行業登録申	<u>24,000円</u>

年政令第338号)第5条第1項の規定に基づく旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に規定する旅行業の登録の申請に対する審査	請手数料		年政令第338号)第5条第1項の規定に基づく旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に規定する旅行業の登録の申請に対する審査	請手数料	
23~49の5 省略			23~49の5 省略		
50 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査	廃棄物再生事業者登録申請手数料	40,300円	50 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査	廃棄物再生事業者登録申請手数料	40,000円
51~53 省略			51~53 省略		
54 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第1項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料	5,000円	54 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第1項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料	4,000円
54の2~54の9 省略			54の2~54の9 省略		
55 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料	4,200円	55 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料	4,000円
56 使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第2	引取業者登録更新申請手数料	3,100円	56 使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第2	引取業者登録更新申請手数料	3,000円

項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	料		項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	料	
57 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	フロン類回収業者登録申請手数料	5,200円	57 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	フロン類回収業者登録申請手数料	5,000円
58 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	フロン類回収業者登録更新申請手数料	4,200円	58 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	フロン類回収業者登録更新申請手数料	4,000円
58の2～66 省略			58の2～66 省略		
備考 省略			備考 省略		

(家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部改正)

第2条 家畜保健衛生所使用料及び手数料条例(昭和25年愛媛県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
<p>家畜保健衛生所手数料条例</p> <p>第1条 家畜保健衛生所で行う業務について試験検査その他を申請する者 _____ に対しては、この条例の定めるところにより、 _____ 手数料を徴収する。</p> <p>第2条 前条 _____ の規定による手数料の額は、農業保険法(昭和22年法律第185号)の規定による診療その他の行為によつて組合員が</p>	<p>家畜保健衛生所使用料及び手数料条例</p> <p>第1条 家畜保健衛生所で行う業務について試験検査その他を申請する者及び家畜保健衛生所の施設を利用する者に対しては、この条例の定めるところにより、使用料及び手数料を徴収する。</p> <p>第2条 第1条の規定による使用料は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>種 別</th> <th>回数</th> <th>料金</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>診療室施設</td> <td>1</td> <td>30円</td> <td>保定わくそ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>顕微鏡</td> <td>1</td> <td>40</td> <td>その他診療に</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>検査診断用器具</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>要する設備</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>治療用器具</td> <td></td> <td></td> <td>の使用附属</td> </tr> <tr> <td></td> <td>産科用</td> <td>1</td> <td>20</td> <td>品の使用を</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般外科用</td> <td>1</td> <td>20</td> <td>含む。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>試験研究用器具</td> <td>1</td> <td>60</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の使用料の外、特に費用を要するものは、その実費を徴収する。</p> <p>第3条 第1条の規定による手数料の額は、農業保険法(昭和22年法律第185号)の規定による診療その他の行為によつて組合員が</p>	番 号	種 別	回数	料金	摘 要	1	診療室施設	1	30円	保定わくそ	2	顕微鏡	1	40	その他診療に	3	検査診断用器具	1	30	要する設備	4	治療用器具			の使用附属		産科用	1	20	品の使用を		一般外科用	1	20	含む。	5	試験研究用器具	1	60	
番 号	種 別	回数	料金	摘 要																																					
1	診療室施設	1	30円	保定わくそ																																					
2	顕微鏡	1	40	その他診療に																																					
3	検査診断用器具	1	30	要する設備																																					
4	治療用器具			の使用附属																																					
	産科用	1	20	品の使用を																																					
	一般外科用	1	20	含む。																																					
5	試験研究用器具	1	60																																						

負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等により算定した額を基準として知事が定める。

第3条 _____手数料は、その都度納付するものとし、いかなる理由があつても還付しない。

第4条 知事が必要と認める者に対しては、_____手数料を減免することができる。

負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等により算定した額を基準として知事が定める。

第4条 使用料及び手数料は、その都度納付するものとし、如何なる理由があつても還付しない。

第5条 知事が必要と認める者に対しては、使用料及び手数料を減免することができる。

(愛媛県立衛生環境研究所使用料条例の一部改正)

第3条 愛媛県立衛生環境研究所使用料条例(昭和27年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 愛媛県立衛生環境研究所管理条例(昭和27年愛媛県条例第9号。以下「管理条例」という。)第2条第1項及び第2項の規定による試験等の依頼については、次の各号の範囲内で知事の定める使用料を納めなければならない。ただし、急速に施行を必要とするものはその3倍額、特別の費用を要するものはその実費とする。</p> <p>(1) 鉱泉の分析 1件につき <u>72,420円</u></p> <p>(2) その他試験、検査料 1件につき <u>41,340円</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 愛媛県立衛生環境研究所管理条例(昭和27年愛媛県条例第9号。以下「管理条例」という。)第2条第1項及び第2項の規定による試験等の依頼については、次の各号の範囲内で知事の定める使用料を納めなければならない。ただし、急速に施行を必要とするものはその3倍額、特別の費用を要するものはその実費とする。</p> <p>(1) 鉱泉の分析 1件につき <u>67,440円</u></p> <p>(2) その他試験、検査料 1件につき <u>37,220円</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県港湾管理条例の一部改正)

第4条 愛媛県港湾管理条例(昭和28年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																				
<p>別表第4(第10条関係)</p> <p>1 係留施設占用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷役機械その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル 1年につき</td> <td style="text-align: center;"><u>872円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>435.9円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電柱類の設置</td> <td>鉄塔 1平方メートル 1年につき</td> <td style="text-align: center;"><u>792.1円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>395円</u></td> </tr> <tr> <td>その他 1本1年につき</td> <td style="text-align: center;"><u>527.7円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>296.8円</u></td> </tr> <tr> <td>管類の埋設置</td> <td>1メートル1年 につき</td> <td style="text-align: center;"><u>130.6円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>59.7円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 野積場占用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上屋、倉庫その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル 1年につき</td> <td style="text-align: center;"><u>581.4円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>290.6円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電柱類の設置</td> <td>鉄塔 1平方メートル 1年につき</td> <td style="text-align: center;"><u>274.5円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>175.2円</u></td> </tr> <tr> <td>その他 1本1年につき</td> <td style="text-align: center;"><u>175.2円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>120.5円</u></td> </tr> <tr> <td>管類の埋設置</td> <td>1メートル1年 につき</td> <td style="text-align: center;"><u>54.7円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>32.4円</u></td> </tr> </tbody> </table>	占用目的	単 位	金 額		重要港湾	地方港湾	荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>872円</u>	<u>435.9円</u>	電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>792.1円</u>	<u>395円</u>	その他 1本1年につき	<u>527.7円</u>	<u>296.8円</u>	管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>130.6円</u>	<u>59.7円</u>	占用目的	単 位	金 額		重要港湾	地方港湾	上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>581.4円</u>	<u>290.6円</u>	電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>274.5円</u>	<u>175.2円</u>	その他 1本1年につき	<u>175.2円</u>	<u>120.5円</u>	管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>54.7円</u>	<u>32.4円</u>	<p>別表第4(第10条関係)</p> <p>1 係留施設占用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷役機械その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル 1年につき</td> <td style="text-align: center;"><u>860.9円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>430.4円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電柱類の設置</td> <td>鉄塔 1平方メートル 1年につき</td> <td style="text-align: center;"><u>782円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>390円</u></td> </tr> <tr> <td>その他 1本1年につき</td> <td style="text-align: center;"><u>521円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>293円</u></td> </tr> <tr> <td>管類の埋設置</td> <td>1メートル1年 につき</td> <td style="text-align: center;"><u>129円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>59円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 野積場占用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上屋、倉庫その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル 1年につき</td> <td style="text-align: center;"><u>574円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>286.9円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電柱類の設置</td> <td>鉄塔 1平方メートル 1年につき</td> <td style="text-align: center;"><u>271円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>173円</u></td> </tr> <tr> <td>その他 1本1年につき</td> <td style="text-align: center;"><u>173円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>119円</u></td> </tr> <tr> <td>管類の埋設置</td> <td>1メートル1年 につき</td> <td style="text-align: center;"><u>54円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>32円</u></td> </tr> </tbody> </table>	占用目的	単 位	金 額		重要港湾	地方港湾	荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>860.9円</u>	<u>430.4円</u>	電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>782円</u>	<u>390円</u>	その他 1本1年につき	<u>521円</u>	<u>293円</u>	管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>129円</u>	<u>59円</u>	占用目的	単 位	金 額		重要港湾	地方港湾	上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>574円</u>	<u>286.9円</u>	電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>271円</u>	<u>173円</u>	その他 1本1年につき	<u>173円</u>	<u>119円</u>	管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>54円</u>	<u>32円</u>
占用目的			単 位	金 額																																																																																	
	重要港湾	地方港湾																																																																																			
荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>872円</u>	<u>435.9円</u>																																																																																		
電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>792.1円</u>	<u>395円</u>																																																																																		
	その他 1本1年につき	<u>527.7円</u>	<u>296.8円</u>																																																																																		
管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>130.6円</u>	<u>59.7円</u>																																																																																		
占用目的	単 位	金 額																																																																																			
		重要港湾	地方港湾																																																																																		
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>581.4円</u>	<u>290.6円</u>																																																																																		
電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>274.5円</u>	<u>175.2円</u>																																																																																		
	その他 1本1年につき	<u>175.2円</u>	<u>120.5円</u>																																																																																		
管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>54.7円</u>	<u>32.4円</u>																																																																																		
占用目的	単 位	金 額																																																																																			
		重要港湾	地方港湾																																																																																		
荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>860.9円</u>	<u>430.4円</u>																																																																																		
電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>782円</u>	<u>390円</u>																																																																																		
	その他 1本1年につき	<u>521円</u>	<u>293円</u>																																																																																		
管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>129円</u>	<u>59円</u>																																																																																		
占用目的	単 位	金 額																																																																																			
		重要港湾	地方港湾																																																																																		
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>574円</u>	<u>286.9円</u>																																																																																		
電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>271円</u>	<u>173円</u>																																																																																		
	その他 1本1年につき	<u>173円</u>	<u>119円</u>																																																																																		
管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>54円</u>	<u>32円</u>																																																																																		

3 その他の港湾施設占用料

占用目的	単 位	金 額	
		重要港湾	地方港湾
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	1,090.2円	654円
荷役機械の設置	1平方メートル 1年につき	1,211.6円	787.2円
電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	274.5円	175.2円
	その他 1本1年につき	175.2円	120.5円
管類の埋設置	1メートル1年 につき	54.7円	32.4円
貯炭場	1平方メートル 1年につき	545円	387.4円
貯木場	陸地 1平方メートル 1年につき	545円	387.4円
	海面 1平方メートル 1年につき	278.5円	223.9円

注 省略

別表第5（第10条関係）

1 係留施設使用料

種 別	区 分	単 位	金 額	
			重要港湾	地方港湾
省略				
プレジャーボート係留施設使用料		1隻1月につき	3,373.5円	3,373.5円
省略				

2 その他の港湾施設使用料

港湾施設	区 分	単 位	金 額	
			重要港湾	地方港湾
省略				
上 屋	旅客上屋（専用利用の場合に限る。）	1平方メートル1月につき（月ぎめに限る。）	405.3円	
		1平方メートル1日につき	34.7円	
	荷さばき上屋	1平方メートル1日につき	13.4円	
省略				
軌道走行式荷役機械	ガントリークレーン	30分までごとにつき	(1) 松山港 28,349.7円 (2) 省略	

3 その他の港湾施設占用料

占用目的	単 位	金 額	
		重要港湾	地方港湾
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	1,076.3円	645.7円
荷役機械の設置	1平方メートル 1年につき	1,196.1円	777.1円
電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	271円	173円
	その他 1本1年につき	173円	119円
管類の埋設置	1メートル1年 につき	54円	32円
貯炭場	1平方メートル 1年につき	538.1円	382.5円
貯木場	陸地 1平方メートル 1年につき	538.1円	382.5円
	海面 1平方メートル 1年につき	275円	221.1円

注 省略

別表第5（第10条関係）

1 係留施設使用料

種 別	区 分	単 位	金 額	
			重要港湾	地方港湾
省略				
プレジャーボート係留施設使用料		1隻1月につき	3,330.3円	3,330.3円
省略				

2 その他の港湾施設使用料

港湾施設	区 分	単 位	金 額	
			重要港湾	地方港湾
省略				
上 屋	旅客上屋（専用利用の場合に限る。）	1平方メートル1月につき（月ぎめに限る。）	400.1円	
		1平方メートル1日につき	34.3円	
	荷さばき上屋	1平方メートル1日につき	13.3円	
省略				
軌道走行式荷役機械	ガントリークレーン	30分までごとにつき	(1) 松山港 27,985.9円 (2) 省略	

移動式荷役機械	ホイールクレーン	30分までごとにつき	11,245.2円	
	トランスファークレーン	1時間までごとにつき	10,752.9円	
	コンテナ用リフト（最大荷重が10トンを超えるもの）	1時間までごとにつき	8,434.2円	
	コンテナ用リフト（最大荷重が10トン以下のもの）	1時間までごとにつき	4,522.6円	
照明設備	コンテナヤード内照明塔	1基1時間までごとにつき	336.3円	
電源設備	冷凍コンテナ用電源設備	1キロワット時までごとにつき	42.4円	
船舶給水施設		1回1立方メートルまでごとにつき	616.6円	
管理棟		1平方メートル1月につき（月ぎめに限る。）	2,349.6円	
駐 車 場	専用利用以外の場合	省略		
		駐車時間が12時間を超え24時間以内の場合	1台1回につき	1,100円
	専用利用の場合		1台1月につき（月ぎめに限る。）	5,512.7円

注 省略

別表第6（第10条関係）

施 設	単 位	金 額
省略		
鉄筋コンクリート貨物上屋	1平方メートル1日につき	9.5円
松山港今出地区水面貯木場	1平方メートル1月につき	17円

移動式荷役機械	ホイールクレーン	30分までごとにつき	11,100.9円	
	トランスファークレーン	1時間までごとにつき	10,615円	
	コンテナ用リフト（最大荷重が10トンを超えるもの）	1時間までごとにつき	8,326円	
	コンテナ用リフト（最大荷重が10トン以下のもの）	1時間までごとにつき	4,464.6円	
照明設備	コンテナヤード内照明塔	1基1時間までごとにつき	332円	
電源設備	冷凍コンテナ用電源設備	1キロワット時までごとにつき	41.9円	
船舶給水施設		1回1立方メートルまでごとにつき	608.7円	
管理棟		1平方メートル1月につき（月ぎめに限る。）	2,319.5円	
駐 車 場	専用利用以外の場合	省略		
		駐車時間が12時間を超え24時間以内の場合	1台1回につき	1,090円
	専用利用の場合		1台1月につき（月ぎめに限る。）	5,442円

注 省略

別表第6（第10条関係）

施 設	単 位	金 額
省略		
鉄筋コンクリート貨物上屋	1平方メートル1日につき	9.4円
松山港今出地区水面貯木場	1平方メートル1月につき	16.8円

注 省略

注 省略

(愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部改正)

第5条 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
使用料				使用料			
区 分	種 別	単 位	金 額	区 分	種 別	単 位	金 額
技術開発関係	機械金属用機器	1時間	<u>2,860円</u>	技術開発関係	機械金属用機器	1時間	<u>2,750円</u>
	電子用機器	1時間	<u>2,640</u>		電子用機器	1時間	<u>1,100</u>
	省略				省略		
食品産業関係	食品加工用機器	1時間	省略	食品産業関係	食品加工用機器	1時間又は 1回	省略
窯業関係	焼成窯及び炉	1回	<u>13,090</u>	窯業関係	焼成窯及び炉	1回	<u>9,570</u>
	窯業用機器	1時間	<u>1,870</u>		窯業用機器	1時間又は 1回	<u>1,650</u>
	省略				省略		
紙産業関係	省略			紙産業関係	省略		
	製紙用機器	1時間	<u>13,530</u>		製紙用機器	1時間	<u>12,760</u>
	紙加工用機器	1時間	<u>8,690</u>		紙加工用機器	1時間	<u>8,470</u>
	省略				省略		
手数料				手数料			
区 分	種 別	単 位	金 額	区 分	種 別	単 位	金 額
技術開発関係	省略			技術開発関係	省略		
	図案調製等	1件	<u>34,210</u>		図案調製等	1件	<u>34,100</u>
	省略				省略		
窯業関係	試験	1件	<u>32,670</u>	窯業関係	試験	1件	<u>31,900</u>
	はい土、ゆう薬顔料 等調整及び加工	1件	<u>31,900</u>		はい土、ゆう薬顔料 等調整及び加工	1件	<u>30,030</u>
	省略				省略		
	省略				省略		
紙産業関係	試験	1件	<u>15,180</u>	紙産業関係	試験	1件	<u>12,100</u>
	省略				省略		

(愛媛県家畜種付等手数料条例の一部改正)

第6条 愛媛県家畜種付等手数料条例(昭和33年愛媛県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 省略	第2条 省略
2 省略	2 省略
3 この条例において「種付等」とは、精液の配布及び注入_____並びに受精卵移植をいう。	3 この条例において「種付等」とは、精液の配布及び注入、 <u>自然交配</u> 並びに受精卵移植をいう。
(手数料の額)	(手数料の額)
第3条 手数料は、次に掲げる金額を超えない範囲内において知事が定める額とする。	第3条 手数料は、次に掲げる金額を超えない範囲内において知事が定める額とする。

畜種	精液料	注入料	受精卵移植料
乳牛		1回に <u>1,670</u> つき 円	1回に <u>10,22</u> つき 0円
和牛		1回に <u>1,670</u> つき 円	1回に <u>10,22</u> つき 0円
馬		1回に <u>1,670</u> つき 円	
豚	1回に 1,060 つき 円	1回に <u>1,670</u> つき 円	
めん羊		1回に <u>1,670</u> つき 円	
山羊		1回に <u>1,670</u> つき 円	

畜種	精液料	注入料	自然交配料	受精卵移植料
乳牛		1回に <u>1,550</u> つき 円		1回に <u>9,590</u> つき 円
和牛		1回に <u>1,550</u> つき 円		1回に <u>9,590</u> つき 円
馬		1回に <u>1,550</u> つき 円		
豚	1回に 1,060 つき 円	1回に <u>1,550</u> つき 円	<u>1,32</u> 0円	
めん羊		1回に <u>1,550</u> つき 円		
山羊		1回に <u>1,550</u> つき 円		

(自然交配料を徴収しない場合)

第5条 自然交配により受胎しないため、当該自然交配後90日以内に再び自然交配をした場合における自然交配料は、徴収しない。

第6条 省略

第7条 省略

第5条 省略

第6条 省略

(愛媛県立都市公園条例の一部改正)

第7条 愛媛県立都市公園条例(昭和34年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(利用料金の額)				(利用料金の額)			
第15条の11 省略				第15条の11 省略			
2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる管理公園の附属設備の利用料金の額は、当該各号に定める額とする。				2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる管理公園の附属設備の利用料金の額は、当該各号に定める額とする。			
(1)~(4) 省略				(1)~(4) 省略			
(5) シャワー、コインロッカーその他の附属設備 1回につき <u>5,490円</u> の範囲内で指定管理者が定める額				(5) シャワー、コインロッカーその他の附属設備 1回につき <u>5,420円</u> の範囲内で指定管理者が定める額			
3・4 省略				3・4 省略			
別表1 (第7条、第15条の5、第15条の7、第15条の8、第15条の11関係)				別表1 (第7条、第15条の5、第15条の7、第15条の8、第15条の11関係)			
有料公園施設の利用料金				有料公園施設の利用料金			
都市公園名	種類	単位	金額	都市公園名	種類	単位	金額
道後公園	球戯場	省略		道後公園	球戯場	省略	
		終日	<u>1,650円</u>			終日	<u>1,630円</u>
	省略						
総合運動公園	陸上競技場	1日につき	<u>41,590円</u>	総合運動公園	陸上競技場	1日につき	<u>41,060円</u>
	補助競技場	1日につき	<u>15,220円</u>		補助競技場	1日につき	<u>15,030円</u>
	体育館	1日につき	<u>44,010円</u>		体育館	1日につき	<u>43,450円</u>
	補助体育館	1日につき	<u>13,080円</u>		補助体育館	1日につき	<u>12,920円</u>
	屋根なしテニスコート	1面1日につき	<u>6,180円</u>		屋根なしテニスコート	1面1日につき	<u>6,110円</u>
	屋根付きテニスコート	1面1日につき	<u>12,370円</u>		屋根付きテニスコート	1面1日につき	<u>12,220円</u>
	球技場	1日につき	<u>10,580円</u>		球技場	1日につき	<u>10,450円</u>

	多目的広場	1日につき	3,990円		多目的広場	1日につき	3,940円
	自由広場	1日につき	4,000円		自由広場	1日につき	3,950円
	相撲場	1日につき	5,990円		相撲場	1日につき	5,920円
	弓道場	1日につき	15,630円		弓道場	1日につき	15,430円
	省略				省略		
	駐車場	1台1回につき	1,240円		駐車場	1台1回につき	1,230円
第1号南予レクリエーション都市公園	省略			第1号南予レクリエーション都市公園	省略		
	イベント広場	1日につき	4,000円		イベント広場	1日につき	3,950円
	オートキャンプ場	1区画1回につき	10,380円		オートキャンプ場	1区画1回につき	10,250円
第3号南予レクリエーション都市公園	野球場	1日につき	15,630円	第3号南予レクリエーション都市公園	野球場	1日につき	15,430円
	テニスコート	1面1日につき	2,460円		テニスコート	1面1日につき	2,430円
	多目的広場	1日につき	8,040円		多目的広場	1日につき	7,940円
	屋内運動場	1日につき	7,510円		屋内運動場	1日につき	7,420円
	球技広場	1日につき	8,040円		球技広場	1日につき	7,940円
	省略				省略		
第4号南予レクリエーション都市公園	ゴーカート場	省略		第4号南予レクリエーション都市公園	ゴーカート場	省略	
		入場料 1人1回につき	6,580円			入場料 1人1回につき	6,500円
	テニスコート	1面1日につき	2,460円		テニスコート	1面1日につき	2,430円
省略			省略				

注 省略

(愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部改正)

第8条 愛媛県農林水産研究所使用料条例(昭和38年愛媛県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
1 分析等に係る使用料				1 分析等に係る使用料			
区分	種別	単位	金額	区分	種別	単位	金額
農業関係	土壌の定量分析	1件につき	4,800円	農業関係	土壌の定量分析	1件につき	4,500円
	肥料の定量分析	1件につき	5,900円		肥料の定量分析	1件につき	5,600円
林業関係	木材の材質試験	1件につき	8,000円	林業関係	木材の材質試験	1件につき	7,400円
	木材の強度試験	1件につき	23,900円		木材の強度試験	1件につき	21,700円
	木材の実大強度試験	1件につき	11,700円		省略		
	省略				省略		
水産関係	養殖水産動植物の伝染性 疾病検査	1件につき	84,000円	水産関係	養殖水産動植物の伝染 性 疾病検査	1件につき	83,000円
2 省略				2 省略			

(愛媛県飼料検定条例の一部改正)

第9条 愛媛県飼料検定条例(昭和52年愛媛県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第4条関係) 飼料検定手数料	別表(第4条関係) 飼料検定手数料

品 目	手数料の額
配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号。以下「政令」という。）第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき <u>53,800円</u>
配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき <u>35,100円</u>
とうもろこしと魚粉とを混合した飼料	1件につき <u>18,000円</u>
フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料	1件につき <u>41,800円</u>
魚粉	1件につき <u>26,600円</u>
フェザーミール	1件につき <u>32,400円</u>
備考 省略	

品 目	手数料の額
配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号。以下「政令」という。）第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき <u>49,600円</u>
配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき <u>32,400円</u>
とうもろこしと魚粉とを混合した飼料	1件につき <u>16,500円</u>
フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料	1件につき <u>38,700円</u>
魚粉	1件につき <u>24,500円</u>
フェザーミール	1件につき <u>29,800円</u>
備考 省略	

（愛媛県美術館使用料条例の一部改正）

第10条 愛媛県美術館使用料条例（平成10年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
種 別	単 位	金 額		種 別	単 位	金 額	
省略				省略			
特別利用料	1点1回につき	<u>5,500円</u>		特別利用料	1点1回につき	<u>5,230円</u>	

（愛媛県海岸占用料等徴収条例の一部改正）

第11条 愛媛県海岸占用料等徴収条例（平成12年愛媛県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第2（第2条関係）					別表第2（第2条関係）				
土 石 採 取 料					土 石 採 取 料				
種 目	単 位	金 額	摘 要		種 目	単 位	金 額	摘 要	
省略					省略				
砂・砂利	1立方メートル	<u>69円</u>			砂・砂利	1立方メートル	<u>68円</u>		
栗石・玉石	1立方メートル	<u>118円</u>	省略		栗石・玉石	1立方メートル	<u>117円</u>	省略	
転石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	<u>1,755円</u>			転石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	<u>1,729円</u>		
	こう長60センチメートル以上のもの	<u>3,511円</u>				こう長60センチメートル以上のもの	<u>3,459円</u>		
省略					省略				
備考 省略					備考 省略				

（愛媛県警察関係事務手数料条例の一部改正）

第12条 愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）			別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～27 省略			1～27 省略		
28 道路交通法第78条第5項の規定に基づく道路使用許可証の再交付	道路使用許可証再交付手数料	500円	28 道路交通法第78条第5項の規定に基づく道路使用許可証の再交付	道路使用許可証再交付手数料	200円
29～42 省略			29～42 省略		
43 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保の証明の申請に対する審査	保管場所証明手数料	2,200円	43 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保の証明の申請に対する審査	保管場所証明手数料	2,100円
44 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（同法第7条第2項（同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の交付	保管場所標章交付手数料	550円	44 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（同法第7条第2項（同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の交付	保管場所標章交付手数料	500円
45 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項（同法第7条第2項（同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の再交付	保管場所標章再交付手数料	550円	45 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項（同法第7条第2項（同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の再交付	保管場所標章再交付手数料	500円
46～64 省略			46～64 省略		
備考 省略			備考 省略		

（えひめこどもの城管理条例の一部改正）

第13条 えひめこどもの城管理条例（平成17年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第6条、第9条、第13条関係）			別表第1（第6条、第9条、第13条関係）		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
多目的ホール	1時間につき	<u>6,260円</u>	多目的ホール	1時間につき	<u>6,180円</u>
省略			省略		
研修室	1時間につき	<u>2,380円</u>	研修室	1時間につき	<u>2,350円</u>
野外ステージ	1時間につき	<u>3,150円</u>	野外ステージ	1時間につき	<u>3,110円</u>
別表第2（第6条、第9条、第13条、第14条関係）			別表第2（第6条、第9条、第13条、第14条関係）		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
省略			省略		
			<u>ロードトレイン</u>	<u>1人1回につき</u>	<u>300円</u>
省略			省略		

			路線バス運転体験型遊具	1人1回につき	300円
省略			省略		

(愛媛県男女共同参画センター管理条例の一部改正)

第14条 愛媛県男女共同参画センター管理条例(平成17年愛媛県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第4条、第6条、第9条、第10条、第13条関係)			別表(第4条、第6条、第9条、第10条、第13条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
多目的ホール	1時間につき	<u>6,560円</u>	多目的ホール	1時間につき	<u>6,480円</u>
研修室	1時間につき	<u>2,760円</u>	研修室	1時間につき	<u>2,730円</u>
視聴覚室	1時間につき	<u>1,470円</u>	視聴覚室	1時間につき	<u>1,460円</u>
円卓会議室	1時間につき	<u>1,180円</u>	円卓会議室	1時間につき	<u>1,170円</u>
第1会議室	1時間につき	<u>1,340円</u>	第1会議室	1時間につき	<u>1,330円</u>
第2会議室	1時間につき	<u>820円</u>	第2会議室	1時間につき	<u>810円</u>
ワーキングルーム	1時間につき	<u>1,340円</u>	ワーキングルーム	1時間につき	<u>1,330円</u>
レクリエーション室	1時間につき	<u>2,390円</u>	レクリエーション室	1時間につき	<u>2,360円</u>
和室	1時間につき	<u>1,660円</u>	和室	1時間につき	<u>1,640円</u>
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		

(愛媛国際貿易センター管理条例の一部改正)

第15条 愛媛国際貿易センター管理条例(平成17年愛媛県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第7条、第8条、第11条関係)			別表第1(第7条、第8条、第11条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
省略			省略		
会議室	1室1日につき	<u>90,000円</u>	会議室	1室1日につき	<u>88,410円</u>
備考 省略			備考 省略		

(テクノプラザ愛媛管理条例の一部改正)

第16条 テクノプラザ愛媛管理条例(平成17年愛媛県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用時間)	(利用時間)
第4条 省略	第4条 省略
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設等の利用時間は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設_の利用時間は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
(1) 別表第1に掲げる施設並びに指定管理者が定める附属設備及び備品 午前9時から午後9時まで	(1) 別表第1に掲げる施設_____ 午前9時から午後9時まで
(2) 省略	(2) 省略
3 省略	3 省略
(自由利用)	(自由利用)
第6条 プラザは、別表第1及び別表第2に掲げる施設、指定管理者が定める附属設備及び備品並びに管理運営上支障がある施設等	第6条 プラザは、別表第1及び別表第2に掲げる施設_____並びに管理運営上支障がある施設等

を除き、自由な利用に供する。

(利用の許可)

第8条 次 _____ に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 別表第1及び別表第2に掲げる施設
- (2) 指定管理者が定める附属設備及び備品

2 省略

(許可の基準)

第9条 指定管理者は、前条第1項各号 _____ に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項 _____ の許可をしないものとする。プラザの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1)・(2) 省略

(利用料金の額)

第12条 省略

2 前項に定めるもののほか、指定管理者が定める附属設備及び備品の利用料金の額は、実費を勘案して指定管理者が定める額とする。

3 省略

4 省略

別表第1 (第4条、第6条、第8条 _____、第12条関係)

区 分	単 位	金 額
テクノホール	1時間につき	7,030円
研修室	1室1時間につき	2,800円
会議室	1室1時間につき	1,950円
コワーキングスペース	1月につき	5,500円
ポスト	1個1月につき	3,300円
ロッカー	1個1月につき	1,100円

備考1 利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とし、利用期間に1月未満の端数があるときはその端数を1月として計算する。

2 利用時間が1時間未満のときは1時間とし、利用期間が1月未満のときは1月として計算する。

別表第2 (第4条 第6条、第8条 _____、第12条関係)

区 分	単 位	金 額
省略		
省略		

備考 省略

を除き、自由な利用に供する。

(利用の許可)

第8条 別表第1及び別表第2に掲げる施設 _____ を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 省略

(許可の基準)

第9条 指定管理者は、別表第1及び別表第2に掲げる施設 _____ を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。プラザの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1)・(2) 省略

(利用料金の額)

第12条 省略

2 省略

3 省略

別表第1 (第4条、第6条、第8条、第9条、第12条関係)

区 分	単 位	金 額
テクノホール	1時間につき	6,910円
研修室	1室1時間につき	2,760円
会議室	1室1時間につき	1,930円

備考1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間 _____ として計算する。

2 利用時間が1時間未満のときは、1時間 _____ として計算する。

別表第2 (第4条 第6条、第8条、第9条、第12条関係)

区 分	単 位	金 額
省略		
創業準備室	1区画1月につき	5,240円
省略		

備考 省略

(愛媛県民文化会館管理条例の一部改正)

第17条 愛媛県民文化会館管理条例(平成17年愛媛県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第8条、第12条関係)	別表(第8条、第12条関係)

区 分	単 位	金 額
メインホール	1日につき	630,240円
サブホール	1日につき	276,750円
多目的ホール	1日につき	945,370円
リハーサル室	1室1日につき	20,290円
楽屋	1室1日につき	2,600円
会議室	1室1日につき	196,350円

備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。

区 分	金 額
メインホール	92,640円
サブホール	40,660円
多目的ホール	113,420円
リハーサル室	2,960円
楽屋	360円
会議室	28,250円

区 分	単 位	金 額
メインホール	1日につき	607,170円
サブホール	1日につき	266,620円
多目的ホール	1日につき	910,770円
リハーサル室	1室1日につき	19,550円
楽屋	1室1日につき	2,510円
会議室	1室1日につき	189,170円

備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。

区 分	金 額
メインホール	89,250円
サブホール	39,180円
多目的ホール	109,270円
リハーサル室	2,860円
楽屋	350円
会議室	27,220円

（愛媛県武道館管理条例の一部改正）

第18条 愛媛県武道館管理条例（平成17年愛媛県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第8条、第12条関係）			別表（第8条、第12条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
主道場	1日につき	974,350円	主道場	1日につき	936,880円
柔道場	1日につき	70,590円	柔道場	1日につき	67,880円
剣道場	1日につき	70,590円	剣道場	1日につき	67,880円
副道場	1日につき	38,440円	副道場	1日につき	36,970円
省略			省略		
トレーニング施設	1人1回につき	1,560円	トレーニング施設	1人1回につき	3,130円
備考1・2 省略			備考1・2 省略		
3 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。			3 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。		
区 分	金 額		区 分	金 額	
主道場	91,620円		主道場	88,100円	
柔道場	7,060円		柔道場	6,790円	
剣道場	7,060円		剣道場	6,790円	
副道場	4,190円		副道場	4,030円	

(愛媛県生涯学習センター管理条例の一部改正)

第19条 愛媛県生涯学習センター管理条例(平成20年愛媛県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特別利用料の額) 第17条 特別利用料の額は、センター資料1点の特別利用1回につき、 <u>5,500円</u> の範囲内で知事が定める額とする。	(特別利用料の額) 第17条 特別利用料の額は、センター資料1点の特別利用1回につき、 <u>5,230円</u> の範囲内で知事が定める額とする。

(愛媛県総合科学博物館管理条例の一部改正)

第20条 愛媛県総合科学博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
(特別利用料の額) 第17条 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、 <u>5,500円</u> の範囲内で知事が定める額とする。 別表第2(第12条、第13条関係) 1 展示室観覧料	(特別利用料の額) 第17条 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、 <u>5,230円</u> の範囲内で知事が定める額とする。 別表第2(第12条、第13条関係) 1 展示室観覧料																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td>1人1回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>800円</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td>1人1回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>780円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>780円</u>						
区 分	単 位	金 額																	
15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>800円</u>																	
区 分	単 位	金 額																	
15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>780円</u>																	
2 プラネタリウム観覧料	2 プラネタリウム観覧料																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td>1人1回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>800円</u></td> </tr> <tr> <td>小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒</td> <td>1人1回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>530円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>800円</u>	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1人1回につき	<u>530円</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td>1人1回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>780円</u></td> </tr> <tr> <td>小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒</td> <td>1人1回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>520円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>780円</u>	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1人1回につき	<u>520円</u>
区 分	単 位	金 額																	
15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>800円</u>																	
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1人1回につき	<u>530円</u>																	
区 分	単 位	金 額																	
15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>780円</u>																	
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1人1回につき	<u>520円</u>																	

(愛媛県歴史文化博物館管理条例の一部改正)

第21条 愛媛県歴史文化博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
(特別利用料の額) 第17条 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、 <u>5,500円</u> の範囲内で知事が定める額とする。 別表第2(第12条、第13条関係) 展示室観覧料	(特別利用料の額) 第17条 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、 <u>5,230円</u> の範囲内で知事が定める額とする。 別表第2(第12条、第13条関係) 展示室観覧料												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td>1人1回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>800円</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td>1人1回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>780円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>780円</u>
区 分	単 位	金 額											
15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>800円</u>											
区 分	単 位	金 額											
15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>780円</u>											

(萬翠荘管理条例の一部改正)

第22条 萬翠荘管理条例(平成20年愛媛県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第8条、第12条関係)			別表(第8条、第12条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
展示室	1室1日につき	<u>5,050円</u>	展示室	1室1日につき	<u>4,810円</u>
備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。			備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。		
区 分		金 額	区 分		金 額
展示室		<u>760円</u>	展示室		<u>730円</u>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条及び附則第6項の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 第5条の規定による改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、施行日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。
- 第3条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所使用料条例第2条第1項第1号及び第2号の規定、第8条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用料条例別表の規定、第10条の規定による改正後の愛媛県美術館使用料条例別表の規定並びに第11条の規定による改正後の愛媛県海岸占用料等徴収条例別表第2の規定は、施行日以後の試験、検査、鑑定、調査、研究、分析又は使用(以下「試験等」という。)に係る使用料及び施行日以後の採取に係る土石採取料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の試験等に係る使用料及び施行日前の採取に係る土石採取料並びに施行日以後の試験等に係る使用料及び施行日以後の採取に係る土石採取料で施行日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。
- 第19条の規定による改正後の愛媛県生涯学習センター管理条例第17条の規定、第20条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理条例第17条の規定及び第21条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理条例第17条の規定は、施行日以後の愛媛県生涯学習センター管理条例第15条第1項、愛媛県総合科学博物館管理条例第15条第1項又は愛媛県歴史文化博物館管理条例第15条第1項に規定する特別利用(以下「特別利用」という。)に係る使用料で施行日以後に徴収するものについて適用し、施行日前の特別利用に係る使用料及び施行日以後の特別利用に係る使用料で施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。
- 第7条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例第15条の11第2項第5号及び別表1の規定、第13条の規定による改正後のえひめこどもの城管理条例別表第1の規定、第14条の規定による改正後の愛媛県男女共同参画センター管理条例別表の規定、第15条の規定による改正後の愛媛国際貿易センター管理条例別表第1の規定、第16条の規定による改正後のテクノプラザ愛媛管理条例別表第1の規定、第17条の規定による改正後の愛媛県民文化会館管理条例別表の規定、第18条の規定による改正後の愛媛県武道館管理条例別表の規定、第20条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理条例別表第2の規定、第21条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理条例別表第2の規定並びに第22条の規定による改正後の萬翠荘管理条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金で施行日以後に指定管理者がその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用に係る料金及び施行日以後の利用に係る料金で施行日前に指定管理者がその全額について収受したものについては、なお従前の例による。
- 第4条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第4から別表第6までの規定は、令和3年5月1日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の占用又は使用に係る占用料又は使用料及び同日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

○愛媛県条例第5号

愛媛県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者の事業の継続の支援等を通じた地方創生に資する事業の実施に要する経費の財源に充てるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第6号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Each column contains a table of '別表 (第2条関係)' (Annex Table) with rows for '事務' (Matters) and '市町' (Municipalities). The '改正前' column has underlined text indicating changes.

<p>号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定に関する事務</u></p> <p>(2) <u>法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新に関する事務</u></p> <p>(3) <u>法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定に関する事務</u></p> <p>(4) <u>法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新に関する事務</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) <u>法第69条第3項の規定に基づく薬局開設者又は地域連携薬局等の開設者に対する報告の徴収及び立入検査等に関する事務</u></p> <p>(9) <u>法第72条第5項及び第72条の2第3項の規定に基づく地域連携薬局等の開設者に対する改善命令等に関する事務</u></p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) <u>法第75条第4項及び第5項の規定に基づく地域連携薬局等の認定の取消しに関する事務</u></p> <p>(12) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局等の認定証の書換え交付に関する事務</u></p> <p>(13) <u>政令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局等の認定証の再交付に関する事務</u></p> <p>(14) <u>政令第2条の9第3項及び第2条の10の規定に基づく地域連携薬局等の認定証の返納の受理に関する事務</u></p> <p>(15) <u>政令第2条の11第1項の規定に基づく地域連携薬局等の認定台帳の備付けに関する事務</u></p> <p>(16) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第16条の3第1項及び第3項の規定に基づく地域連携薬局等の変更の届出の受理に関する事務</u></p>	<p>市</p>	<p>号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>法第69条第3項の規定に基づく薬局開設者</u> _____ <u>に対する報告の徴収及び立入検査</u> <u>に関する事務</u></p> <p>(5) 省略</p>	<p>市</p>
<p>40の2～62 省略</p>		<p>40の2～62 省略</p>	

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表40の項の改正規定は令和3年8月1日から施行する。
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)附則第12条第8項の規定に基づく同法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第6条の2第1項の規定の例による地域連携薬局の認定及び同法第6条の3第1項の規定の例による専門医療機関連携薬局の認定に関する事務は、保健所を設置する市が処理することとする。

○愛媛県条例第7号

愛媛県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の財源に充てるため、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の経費の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第8号

愛媛県歴史文化博物館事業推進基金条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県歴史文化博物館事業推進基金条例

(設置)

第1条 愛媛県歴史文化博物館が行う事業を推進するため、愛媛県歴史文化博物館事業推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の事業に要する経費の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第9号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第10条第1項及び第4項、第25条第4項から第6項まで、第29条、第30条、第34条第5項、第44条第2項、第51条第5項、第55条、第56条、第58条第2項、第62条、第63条第5項、第75条並びに第76条、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(縦覧期間中の補正)</p> <p>第4条 法第10条第4項に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係る不備であって、申請内容の同一性に影響を与えないと認められるものとする。</p> <p>2 法第10条第4項の規定による補正は、規則で定めるところにより、補正書に補正後の申請書又は当該申請書の添付書類を添えて知事に提出して行わなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>(定款の変更の認証の申請)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第4条の規定は、第1項の申請書及び当該申請書に添付する書類について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「法第10条第4項」とあるのは「法第25条第5項において準用する法第10条第4項」と、同条第3項中「法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類」とあるのは「法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イの書類」と読み替えるものとする。</p> <p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第10条 法第30条の閲覧及び謄写の用に供するため、特定非営利活動法人は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる規則で定める部数の書類を、同表の右欄に掲げる時期に知事に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提出すべき書類</th> <th style="text-align: center;">提出すべき時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 役員の変更 (再任及び住所又は居所の変更を除く。)があった場合</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3～5 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(合併の認証の申請)</p> <p>第16条 省略</p>	区 分	提出すべき書類	提出すべき時期	1 省略			2 役員の変更 (再任及び住所又は居所の変更を除く。)があった場合	省略		3～5 省略			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第10条第1項及び第3項、第25条第4項から第6項まで、第29条、第30条、第34条第5項、第44条第2項、第51条第5項、第55条、第56条、第58条第2項、第62条、第63条第5項、第75条並びに第76条、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(縦覧期間中の補正)</p> <p>第4条 法第10条第3項に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係る不備であって、申請内容の同一性に影響を与えないと認められるものとする。</p> <p>2 法第10条第3項の規定による補正は、規則で定めるところにより、補正書に補正後の申請書又は当該申請書の添付書類を添えて知事に提出して行わなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>(定款の変更の認証の申請)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第4条の規定は、第1項の申請書及び当該申請書に添付する書類について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「法第10条第3項」とあるのは「法第25条第5項において準用する法第10条第3項」と、同条第3項中「法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類」とあるのは「法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イの書類」と読み替えるものとする。</p> <p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第10条 法第30条の閲覧及び謄写の用に供するため、特定非営利活動法人は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる規則で定める部数の書類を、同表の右欄に掲げる時期に知事に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提出すべき書類</th> <th style="text-align: center;">提出すべき時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 役員の氏名 又は住所若しくは居所に変更があった場合</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3～5 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(合併の認証の申請)</p> <p>第16条 省略</p>	区 分	提出すべき書類	提出すべき時期	1 省略			2 役員の氏名 又は住所若しくは居所に変更があった場合	省略		3～5 省略		
区 分	提出すべき書類	提出すべき時期																							
1 省略																									
2 役員の変更 (再任及び住所又は居所の変更を除く。)があった場合	省略																								
3～5 省略																									
区 分	提出すべき書類	提出すべき時期																							
1 省略																									
2 役員の氏名 又は住所若しくは居所に変更があった場合	省略																								
3～5 省略																									

2 第2条第2項から第5項まで及び第7条第2項の規定は法第34条第4項の申請書に添付する書類について、第4条の規定は当該申請書及び当該申請書に添付する書類について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「法第10条第4項」とあるのは「法第34条第5項において準用する法第10条第4項」と、第7条第2項中「法第25条第4項」とあるのは「法第34条第4項」と、同項第1号及び第2号中「定款の変更」とあるのは「合併」と読み替えるものとする。

(市町が処理する事務)

第26条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(2以上の市町の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)は、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町が処理することとする。

- (1) 省略
- (2) 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公表及び縦覧に関する事務
- (3)~(29) 省略

2 第2条第2項から第5項まで及び第7条第2項の規定は法第34条第4項の申請書に添付する書類について、第4条の規定は当該申請書及び当該申請書に添付する書類について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「法第10条第3項」とあるのは「法第34条第5項において準用する法第10条第3項」と、第7条第2項中「法第25条第4項」とあるのは「法第34条第4項」と、同項第1号及び第2号中「定款の変更」とあるのは「合併」と読み替えるものとする。

(市町が処理する事務)

第26条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(2以上の市町の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)は、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町が処理することとする。

- (1) 省略
- (2) 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告及び公表並びに縦覧に関する事務
- (3)~(29) 省略

附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

○愛媛県条例第10号

人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例

人にやさしいまちづくり条例(平成8年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)~(4) 省略 (5) 特定建築物 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。)第2条第18号に規定する特定建築物をいう。 (6)~(9) 省略 (10) 特定路外駐車場 高齢者移動等円滑化法第2条第13号に規定する特定路外駐車場をいう。 (11)・(12) 省略 (13) 特定公園施設 高齢者移動等円滑化法第2条第15号に規定する特定公園施設をいう。 (14)・(15) 省略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)~(4) 省略 (5) 特定建築物 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。)第2条第16号に規定する特定建築物をいう。 (6)~(9) 省略 (10) 特定路外駐車場 高齢者移動等円滑化法第2条第11号に規定する特定路外駐車場をいう。 (11)・(12) 省略 (13) 特定公園施設 高齢者移動等円滑化法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。 (14)・(15) 省略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第11号

食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例

(食品衛生法施行条例の一部改正)

第1条 食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)及び食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令(平成21年内閣府・厚生労働省令第7号)に定めるもののほか、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(営業施設の基準)</p> <p>第2条 法第54条の営業の施設についての公衆衛生の見地から必要な基準(以下「施設基準」という。)は、<u>省令第66条の7(同条の改正に係る経過措置に関する規定を含む。以下同じ。)</u>に定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>2 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業のうち、自動車において販売をするものについての施設基準は、<u>前項の規定にかかわらず、省令第66条の7に定める基準(省令別表第19第3号二、リ、ヲ及びタの基準を除く。)</u>のほか、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) <u>簡易な営業にあつては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。</u></p> <p>(2) <u>比較的大量の水を要しない営業にあつては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。</u></p> <p>(3) <u>比較的大量の水を要する営業にあつては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。</u></p> <p>(営業施設の基準の緩和等)</p> <p>第3条 知事は、<u>営業の形態その他特別の事情により施設基準を適用することが困難な露店その他の営業について、公衆衛生上支障がないと認めるときは、施設基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。</u></p> <p>(食品衛生検査施設の基準)</p> <p>第4条 政令第8条第1項の食品衛生検査施設の設備及び職員の配置についての基準は、<u>省令第36条(同条の改正に係る経過措置に</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号_____)、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)及び食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令(平成21年内閣府・厚生労働省令第7号)に定めるもののほか、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(措置の基準)</p> <p>第2条 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第1条の規定による改正前の法第50条第2項の公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、<u>危害分析・重要管理点方式(食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。)</u>を用いて衛生管理を行う場合にあっては別表第1の、<u>危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合にあっては別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(営業施設の基準)</p> <p>第3条 法第51条の営業の施設についての公衆衛生の見地から必要な基準(以下「施設基準」という。)は、<u>別表第3から別表第5までのとおり</u> _____ とする。</p> <p>(営業施設の基準の緩和等)</p> <p>第4条 知事は、<u>土地の状況その他特別の事情により</u> _____、<u>公衆衛生上支障がないと認めるときは、施設基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。</u></p> <p>(食品衛生検査施設の基準)</p> <p>第5条 政令第8条第1項の食品衛生検査施設の設備及び職員の配置についての基準は、<u>別表第6のとおり</u> _____</p>

関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。

(手数料)

第5条 法の規定に基づく事務のうち、別表 〃 の左欄に掲げる事務につき、同表の中欄に掲げる名称の手数料を、同表の右欄に定める金額によって徴収する。

2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、別表 〃 の1の項に掲げる手数料にあっては検査の申込みの際に、同表の2の項及び3の項に掲げる手数料にあっては登録の申請の際に、その他の手数料にあっては許可の申請の際に納付しなければならない。

3 省略

第6条 省略

とする。

(集団給食施設の給食開始の報告)

第6条 寄宿舍、学校、病院等の施設において継続的に1回20食又は1日40食以上の給食をする場合は、その施設の管理者は、給食開始の日の10日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

2 前項の施設の管理者は、同項に規定する給食を休止し、又は廃止したときは、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

3 第1項の施設の管理者は、休止した給食を再び開始しようとするときは、開始の日の10日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

(手数料)

第7条 法の規定に基づく事務のうち、別表第7の左欄に掲げる事務につき、同表の中欄に掲げる名称の手数料を、同表の右欄に定める金額によって徴収する。

2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、別表第7の1の項に掲げる手数料にあっては検査の申込みの際に、同表の2の項及び3の項に掲げる手数料にあっては登録の申請の際に、その他の手数料にあっては許可の申請の際に納付しなければならない。

3 省略

第8条 省略

別表第1から別表第6までを削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表 〃 (第5条関係)			別表第7 (第7条関係)		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～3 省略			1～3 省略		
4 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第1号に規定する飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	(1) 露店又は自動車に係るもの 9,000円 (2) その他に係るもの 18,000円	4 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	(1) 露天屋台 _____ に係るもの 8,100円 (2) 露天引車に係るもの 4,000円 (3) その他に係るもの 16,000円
5 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	自動販売機による食品調理販売営業許可申請手数料	5,000円	5 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	(1) 削氷喫茶に係るもの 4,800円 (2) その他に係るもの 9,700円
6 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第3号に規定する食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	11,000円	6 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	(1) 今川焼のうち露天引車に係るもの 4,600円 (2) 今川焼の

					うちその他に 係るもの 9,300円 (3) その他に 係るもの 1 4,000円
7 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第4号に規定する魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	11,000円	7 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業許可申請手数料	14,000円
8 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	23,000円	8 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	14,000円
9 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第6号に規定する集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	11,000円	9 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	21,000円
10 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第7号に規定する乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	23,000円	10 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	21,000円
11 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	23,000円	11 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	21,000円
12 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第9号に規定する食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	23,000円	12 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	9,700円
13 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	23,000円	13 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	(1) 簡易な冷蔵施設のみ に係るもの 3,800円 (2) その他に 係るもの 9,700円
14 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第11号に規定する菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	16,000円	14 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	21,000円
15 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	16,000円	15 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	9,700円
16 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第13号に規定する乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	23,000円	16 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	21,000円

17 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	23,000円
18 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第15号に規定する食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	23,000円
19 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第16号に規定する水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業許可申請手数料	18,000円
20 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第17号に規定する冰雪製造業の許可の申請に対する審査	冰雪製造業許可申請手数料	23,000円
21 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第18号に規定する液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	18,000円
22 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第19号に規定する食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	23,000円
23 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	18,000円
24 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第21号に規定する酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	18,000円
25 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第22号に規定する豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	16,000円
26 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第23号に規定する納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	16,000円
27 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第24号に規定する麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業許可申請手数料	16,000円

17 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	9,700円
18 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく魚介類せり売営業の許可の申請に対する審査	魚介類せり売営業許可申請手数料	21,000円
19 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく魚肉ねり製品製造業の許可の申請に対する審査	魚肉ねり製品製造業許可申請手数料	16,000円
20 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	21,000円
21 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	21,000円
22 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	21,000円
23 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	14,000円
24 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく冰雪製造業の許可の申請に対する審査	冰雪製造業許可申請手数料	21,000円
25 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく冰雪販売業の許可の申請に対する審査	冰雪販売業許可申請手数料	14,000円
26 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	21,000円
27 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	21,000円

28 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第25号に規定するそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	23,000円
29 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第26号に規定する複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	33,000円
30 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	23,000円
31 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	33,000円
32 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第29号に規定する漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	18,000円
33 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	23,000円
34 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第31号に規定する食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業許可申請手数料	16,000円
35 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第32号に規定する添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	23,000円
備考 法第55条第1項の規定に基づき営業の許可を受けている者が当該営業の許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合におけるこの表の4の項から35の項までに掲げる手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、これらの項に掲げる手数料の金額の100分の90に相当する金額とする。		

28 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業許可申請手数料	16,000円
29 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくしょう油製造業の許可の申請に対する審査	しょう油製造業許可申請手数料	16,000円
30 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業許可申請手数料	16,000円
31 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	16,000円
32 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	14,000円
33 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	14,000円
34 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業許可申請手数料	14,000円
35 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	21,000円
36 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	21,000円
37 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	21,000円
備考 法第52条第1項の規定に基づき営業の許可を受けている者が当該営業の許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合におけるこの表の4の項から37の項までに掲げる手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、これらの項に掲げる手数料の金額の100分の90に相当する金額とする。		

(愛媛県ふぐの取扱いに関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例(昭和27年愛媛県条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、ふぐの取扱いに従事する者の資質の向上を図るため、<u>これ</u> に対し公衆衛生上必要な規制を行い、もつてふぐによる食中毒を防止することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(免許)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて与える。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 他の都道府県において条例に基づきふぐの取扱いの免許等を受けている者 _____</p> <p>(取扱者でない者のふぐ取扱いの禁止)</p> <p>第8条 取扱者でない者は、<u>第2条</u> に規定する業務に従事してはならない。ただし、<u>取扱者の立会いの下に当該業務に従事する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、ふぐの取扱いに従事する者の資質の向上を図るため、<u>当該者及びふぐ取扱業者</u>に対し公衆衛生上必要な規制を行い、もつてふぐによる食中毒を防止することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p><u>2 この条例で「ふぐ取扱業者」とは、前項に規定する業務を営む者をいう。</u></p> <p>(免許)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて与える。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 他の都道府県において条例に基づきふぐの取扱いの免許等を受けている者で、<u>知事が前号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認めるもの</u></p> <p>(取扱者でない者のふぐ取扱いの禁止)</p> <p>第8条 取扱者でない者は、<u>第2条第1項</u>に規定する業務に従事してはならない。</p> <p>(ふぐの取扱所の届出)</p> <p>第10条の2 <u>第2条第1項に規定する業務を営もうとする者は、ふぐの取扱所ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>氏名又は名称</u></p> <p>(2) <u>住所又は主たる事務所の所在地</u></p> <p>(3) <u>ふぐの取扱所の名称及び所在地</u></p> <p>(4) <u>主たる取扱者の氏名及び免許番号</u></p> <p>(5) <u>営業の種類</u></p> <p>2 <u>ふぐ取扱業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(届出済証)</p> <p>第10条の3 <u>知事は、前条の規定による届出(同条第2項の規定による届出にあつては、同条第1項第1号又は第3号に掲げる事項に係るものに限る。)を受理したときは、その届出をした者にふぐ取扱所届出済証(以下「届出済証」という。)を交付する。</u></p> <p>2 <u>ふぐ取扱業者は、ふぐの取扱所の見やすい場所に当該ふぐの取扱所に係る届出済証を掲示しておかななければならない。</u></p> <p>3 <u>ふぐ取扱業者は、届出済証を紛失し、又は毀損したときは、速やかに知事に届け出て届出済証の再交付を受けなければならない。</u></p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第10条の4 <u>ふぐ取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、届出済証を添えてその旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>死亡した場合</u> その相続人</p> <p>(2) <u>法人が合併により消滅した場合</u> その法人を代表する役員であつた者</p>

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 施策の推進（第22条 <u>第24条</u>）</p> <p>第4章 愛媛県食の安全安心推進県民会議（第25条）</p> <p>第5章 雑則（<u>第26条・第27条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（自主回収への協力）</p> <p>第22条 <u>食品関連事業者（食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売する事業者に限る。）は、その取り扱う食品等について、他の事業者によって自主的な回収が行われるときは、円滑かつ確実な回収のために必要な協力をするよう努めるものとする。</u></p> <p>第23条 省略</p> <p>第24条 省略</p> <p>第25条 省略</p> <p>（保健所を設置する市が処理する事務）</p> <p>第26条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、食品衛生法若しくは健康増進法（平成14年法律第103号）の規定又は食品表示法（平成25年法律第70号）の規定（国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示に係る部分に限る。）に違反し、又は違反するおそれがある食品等に関する次に掲げる事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、保健所を設置する市が処理することとする。</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 施策の推進（第22条 <u>第26条</u>）</p> <p>第4章 愛媛県食の安全安心推進県民会議（第27条）</p> <p>第5章 雑則（<u>第28条・第29条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（<u>自主回収報告制度</u>）</p> <p>第22条 <u>食品関連事業者（食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売する事業者に限る。以下この条から第24条までにおいて同じ。）は、県内において、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手したとき（法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。）は、直ちに、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。ただし、食品関連事業者が食品衛生法に基づく条例の規定により報告するときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項本文の規定による報告に係る回収の措置が、人の健康への被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認めるときは、当該食品関連事業者に対し、回収の措置に関する指導その他の必要な指示をすることができる。</u></p> <p>3 <u>第1項本文の規定による報告を行った食品関連事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。</u></p> <p>（<u>自主回収の公表等</u>）</p> <p>第23条 <u>知事は、前条第1項本文若しくは第3項の規定による報告又は食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）別表第1の1の項⁽⁴⁾イ若しくは別表第2の1の項⁽¹⁾の規定による報告があったときは、速やかにその旨を公表するとともに、当該報告に係る情報を関係行政機関の長に提供しなければならない。</u></p> <p>（自主回収への協力）</p> <p>第24条 <u>食品関連事業者</u> _____ は、その取り扱う食品等について、他の事業者によって自主的な回収が行われるときは、円滑かつ確実な回収のために必要な協力をするよう努めるものとする。</p> <p>第25条 省略</p> <p>第26条 省略</p> <p>第27条 省略</p> <p>（保健所を設置する市が処理する事務）</p> <p>第28条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、食品衛生法若しくは健康増進法（平成14年法律第103号）の規定又は食品表示法（平成25年法律第70号）の規定（国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示に係る部分に限る。）に違反し、又は違反するおそれがある食品等に関する次に掲げる事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、保健所を設置する市が処理することとする。</p> <p>(1) <u>第22条第1項本文の規定に基づく自主的な回収の着手の報告の受理に関する事務</u></p> <p>(2) <u>第22条第2項の規定に基づく自主的な回収の措置に関する指</u></p>

<p>(1) 第23条第1項の規定に基づく人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手した旨の申出の受理に関する事務</p> <p>(2) 第23条第2項の規定に基づく必要な調査及び措置又は他の行政機関の長に対する通知に関する事務</p> <p>第27条 省略</p>	<p>導その他の必要な指示に関する事務</p> <p>(3) 第22条第3項の規定に基づく自主的な回収の終了の報告の受理に関する事務</p> <p>(4) 第23条の規定に基づく関係行政機関の長に対する情報の提供に関する事務（第22条第1項本文又は第3項の規定による報告に係るものに限る。）</p> <p>(5) 第25条第1項の規定に基づく人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手した旨の申出の受理に関する事務</p> <p>(6) 第25条第2項の規定に基づく必要な調査及び措置又は他の行政機関の長に対する通知に関する事務</p> <p>第29条 省略</p>
--	--

（愛媛県食品行商条例の廃止）

第4条 愛媛県食品行商条例（昭和27年愛媛県条例第62号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて営業を行っている者（以下「既存営業者」という。）であって、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「改正政令」という。）附則第2条の規定の適用を受けるものの営業の施設についての公衆衛生の見地から必要な基準については、第1条の規定による改正後の食品衛生法施行条例第2条の規定にかかわらず、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例による。
- 3 既存営業者が当該営業の許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合における許可の申請に対する審査に係る手数料の金額については、第1条の規定による改正後の食品衛生法施行条例別表の備考の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の愛媛県旧ふぐの取扱いに関する条例（以下「旧ふぐ取扱い条例」という。）第2条第1項に規定する業務を営んでいる者であって、改正政令第9条又は附則第2条第1項の規定の適用を受けるものについては、改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の許可を受けるまでの間は、旧ふぐ取扱い条例第10条の2から第11条まで及び第17条の規定は、なおその効力を有する。
- 5 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧ふぐ取扱い条例（以下「なお効力を有する旧ふぐ取扱い条例」という。）の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、保健所を設置する市が処理することとする。
 - (1) なお効力を有する旧ふぐ取扱い条例第10条の2第2項の規定に基づく氏名等の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務
 - (2) なお効力を有する旧ふぐ取扱い条例第10条の3第1項の届出済証の交付に関する事務
 - (3) なお効力を有する旧ふぐ取扱い条例第10条の3第3項の規定に基づく届出済証の紛失又は毀損の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務並びに同項の届出済証の交付に関する事務
 - (4) なお効力を有する旧ふぐ取扱い条例第10条の4の規定に基づく廃業等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務
 - (5) なお効力を有する旧ふぐ取扱い条例第11条第1項の規定に基づく立入検査に関する事務
- 6 この条例の施行前に着手した第3条の規定による改正前の愛媛県食の安全安心推進条例（以下「旧安全安心推進条例」という。）第22条第1項の食品等の自主的な回収については、同条及び旧安全安心推進条例第23条の規定は、なおその効力を有する。
- 7 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、食品衛生法若しくは健康増進法（平成14年法律第103号）の規定又は食品表示法（平成25年法律第70号）の規定（国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示に係る部分に限る。）に違反し、又は違反するおそれがある食品等に関する次に掲げる事務（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧安全安心推進条例（以下「なお効力を有する旧安全安心推進条例」という。）の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、保健所を設置する市が処理することとする。
 - (1) なお効力を有する旧安全安心推進条例第22条第1項本文の規定に基づく自主的な回収の着手の報告の受理に関する事務
 - (2) なお効力を有する旧安全安心推進条例第22条第2項の規定に基づく自主的な回収の措置に関する指導その他の必要な指示に関する事務
 - (3) なお効力を有する旧安全安心推進条例第22条第3項の規定に基づく自主的な回収の終了の報告の受理に関する事務
 - (4) なお効力を有する旧安全安心推進条例第23条の規定に基づく関係行政機関の長に対する情報の提供に関する事務（なお効力を有する

旧安全安心推進条例第22条第1項本文又は第3項の規定による報告に係るものに限る。）

8 この条例の施行前にした行為及び附則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

9 愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第7条関係)			別表第1(第7条関係)		
1 省略			1 省略		
2 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例(昭和27年愛媛県条例第63号)	第7条第1項及び第2項	省略	2 愛媛県食品行商条例(昭和27年愛媛県条例第62号)	第5条第1項及び第6条	第4条
3 省略			3 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例(昭和27年愛媛県条例第63号)	第7条第1項及び第2項並びに第10条の3第1項及び第3項	省略
4 省略			4 省略		
5 省略			5 省略		
6 省略			6 省略		
7 省略			7 省略		
7 省略			8 省略		8 省略

○愛媛県条例第12号

愛媛県安心子ども基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

愛媛県安心子ども基金条例(平成21年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
附則		附則	
2 この条例は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日(同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。		2 この条例は、 <u>令和3年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日(同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。	

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第13号

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第49号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、児童福祉法で使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)(同省令第6条及び第6条の2を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。

(非常災害対策)

第4条 児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該児童福祉施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における当該児童福祉施設の入所者及び利用者(以下「入所者等」という。)の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該児童福祉施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 児童福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者等を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者等に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練をするよう努めなければならない。

3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行われなければならない。

4 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。)は、第2項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 児童福祉施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

6 児童福祉施設は、当該児童福祉施設の実情に応じ、非常災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年愛媛県条例第45号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の準用)			(愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)		
<p>第14条 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和3年愛媛県条例第13号。以下「児童福祉施設基準条例」という。)第3条の規定により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準省令」という。)第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条の2、第9条から第9条の3まで、第11条(第4項ただし書を除く。)、第14条の2、第14条の3第1項、第3項及び第4項、第32条の2前段並びに第36条の規定並びに児童福祉施設基準条例第4条第1項から第3項まで、第5項及び第6項の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準省令及び児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>第14条 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第49号。以下「児童福祉施設基準条例」という。)第5条、第6条第1項</p> <p>_____、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第20条、第21条第1項_____、第3項及び第4項、第46条前段並びに第50条</p> <p>_____の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる_____児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える			読み替える		
_____	読み替えられる字句	読み替える字句	児童福祉施設基準条例	読み替えられる字句	読み替える字句
_____規定			の規定		
児童福祉施設基準省令第4条の見出し及び同条第2項	省略		第5条	省略	
			_____の見出し及び同条第2項		

児童福祉施設基準省令第4条第1項	省略		第5条第1項	省略	
児童福祉施設基準省令第5条第1項	入所している者	省略	第6条第1項	入所者等	省略
児童福祉施設基準省令第5条第2項及び第11条第5項	省略		第6条第2項及び第15条第5項	省略	
児童福祉施設基準省令第5条第4項及び第7条の2第1項	省略		第6条第4項及び第9条第1項	省略	
児童福祉施設基準省令第9条の見出し	入所した者	園児	第7条第1項及び第2項	入所者等	園児等
児童福祉施設基準省令第9条、第11条第2項及び第3項並びに第14条の3第1項	入所している者	省略	第11条、第15条第2項 及び第3項、第20条並びに第21条第1項	入所者等	省略
児童福祉施設基準省令第9条	省略		第11条	省略	
児童福祉施設基準省令第9条の2	省略		第12条	省略	
児童福祉施設基準省令第9条の3	入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項	省略	第13条	省略	入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下____同じ。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合において懲戒するとき又は同条第3項
	その児童等	省略		当該児童等	省略
児童福祉施設基準省令第11条第1項	入所している者	省略	第15条第1項	入所者等	省略
	第8条	設備運営基準条例第14条第2項において読み替えて準用する第8条		第10条	設備運営基準条例第14条第2項において読み替えて準用する第10条

	省略	
児童福祉施設基準省令第14条の2	利用者	園児
児童福祉施設基準省令第14条の3第1項	省略	
児童福祉施設基準省令第14条の3第3項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	省略
児童福祉施設基準省令第32条の2	第11条第1項	設備運営基準条例第14条第1項において読み替えて準用する第11条第1項
	幼児	省略
	乳幼児	園児
児童福祉施設基準省令第36条	省略	
児童福祉施設基準条例第4条第1項	当該児童福祉施設の入所者及び利用者（以下「入所者等」という。）	園児
児童福祉施設基準条例第4条第2項	入所者等	園児

2 児童福祉施設基準省令第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは、職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

	省略	
第21条第1項	省略	
第21条第3項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施、保育_____の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	省略
第46条	第15条第1項	設備運営基準条例第14条第1項において読み替えて準用する第15条第1項
	幼児	省略
第50条	省略	

2 児童福祉施設基準条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所者等_____の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等_____の保護に直接従事する職員」とあるのは、職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

○愛媛県条例第14号

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。）、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定等を行うことができる者並びに指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定児童発達支援事業者 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業を行う者をいう。
- (2) 指定児童発達支援事業所 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援の事業を行う事業所をいう。
- (3) 指定医療型児童発達支援事業者 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業を行う者をいう。
- (4) 指定医療型児童発達支援事業所 指定医療型児童発達支援事業者が指定医療型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。
- (5) 指定放課後等デイサービス事業者 放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者をいう。
- (6) 共生型障害児通所支援事業者 児童発達支援に係る共生型通所支援（法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び放課後等デイサービスに係る共生型通所支援の事業を行う者をいう。
- (7) 基準該当通所支援事業者 児童発達支援に係る基準該当通所支援の事業を行う者及び放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業を行う者をいう。

（指定障害児通所支援事業者の指定等を行うことができる者）

第3条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る法第21条の5の3第1項の指定の申請の場合は、この限りでない。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第6条に定めるもののほか、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）（同省令第40条（同省令第54条の5、第54条の9、第64条、第71条、第71条の2及び第71条の6において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第5条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を提供する者を除く。）、指定医療型児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を提供する者を除く。）、指定放課後等デイサービス事業者、共生型障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援事業者（以下この条において「事業者」という。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における障害児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに障害児を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び障害児に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。

5 事業者は、非常災害が発生した場合に備え、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

第6条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を提供する者に限る。）及び指定医療型児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を提供する者に限る。）（以下「事業者」という。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における障害児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所個別防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者の非常災害対策については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「事業所防災計画」とあるのは、「事業所個別防災計画」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第15号

愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第52号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条の9第3項(法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。)において準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設の指定等を行うことができる者並びに指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定障害児入所施設の指定等を行うことができる者)

第3条 法第24条の9第3項(法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。)において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)(同省令第37条(同省令第57条において準用する場合を含む。))を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(非常災害対策)

第5条 指定障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該指定障害児入所施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における障害児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該指定障害児入所施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 指定障害児入所施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに障害児を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び障害児に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定障害児入所施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 指定障害児入所施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 指定障害児入所施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び障害児が当該指定障害児入所施設において当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第16号

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第53号)の全部を改正す

る。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定等を行うことができる者並びに指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用用語の意義は、法で使用用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 自立訓練（機能訓練） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。
- (2) 自立訓練（生活訓練） 省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。
- (3) 就労継続支援A型 省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。
- (4) 就労継続支援B型 省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。
- (5) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。
- (6) 特定基準該当障害福祉サービス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第219条の厚生労働大臣が定める離島その他の地域であり、かつ、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難な地域であって、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス、自立訓練（生活訓練）（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスをいう。
- (7) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。

(指定障害福祉サービス事業者の指定等を行うことができる者)

第3条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る法第29条第1項の規定による指定の申請については、この限りでない。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、基準省令（基準省令第70条（基準省令第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第162条、第162条の4、第171条、第171条の4、第184条、第197条、第202条、第206条、第213条、第213条の11、第213条の22及び第223条第1項において準用する場合を含む。）を除き、基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(非常災害対策)

第5条 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービスの事業を行う者、就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者及び特定基準該当障害福祉サービスの事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「事業者」と総称する。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。

5 事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該事業所において当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第17号

愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第54号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定等を受けることができる者並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（指定障害者支援施設の指定等を行うことができる者）

第3条 法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）（同省令第44条を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第5条 指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該指定障害者支援施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者（障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下同じ。）の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該指定障害者支援施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者へ周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 指定障害者支援施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定障害者支援施設において当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第18号

愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第55号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）（同省令第8条（同省令第50条、第55条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(非常災害対策)

第4条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者(障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下同じ。)の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所防災計画」という。)を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 障害福祉サービス事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。

5 障害福祉サービス事業者は、非常災害が発生した場合に職員及び利用者が当該事業所において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第19号

愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第56号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)(同省令第4条を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。

(非常災害対策)

第4条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者(地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。)の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該地域活動支援センターの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 地域活動支援センターは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 地域活動支援センターは、非常災害が発生した場合に備え、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第20号

愛媛県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第57号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）（同省令第5条を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

（非常災害対策）

第4条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該福祉ホームの周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該福祉ホームの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 福祉ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 福祉ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 福祉ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び利用者が当該福祉ホームにおいて当面の避難生活をするができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第21号

愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）（同省令第7条を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第4条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該障害者支援施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者（障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下同じ。）の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該障害者支援施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 障害者支援施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うも

のとする。

5 障害者支援施設は、非常災害が発生した場合に職員及び利用者が当該障害者支援施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第22号

愛媛県高齢者施策推進基金条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県高齢者施策推進基金条例

(設置)

第1条 高齢者を支援するための施策を推進するため、高齢者施策推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第23号

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第59号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第2条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)(同省令第8条(同省令附則第10条において準用する場合を含む。))を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替は、規則で定める。

(非常災害対策)

第3条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該軽費老人ホームの見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 軽費老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

- 4 軽費老人ホームは、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 軽費老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該軽費老人ホームにおいて当面の避難生活をするができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。
- (規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第60号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、老人福祉法で使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)(同省令第8条を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(非常災害対策)

第4条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該養護老人ホームの見やすい場所に掲示しておかななければならない。

- 2 養護老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 養護老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該養護老人ホームにおいて当面の避難生活をするができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。
- (規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第25号

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第61号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、老人福祉法で使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)(同省令第8条(同省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。))を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ中「入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人」とあるのは「入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下」と、同省令第56条第6項及び第8項中「常勤換算方法で1以上とする」とあるのは「この限りでない」とするほか、必要な技術的読替は、規則で定める。

(非常災害対策)

第4条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該特別養護老人ホームの周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該特別養護老人ホームの見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 特別養護老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 特別養護老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該特別養護老人ホームにおいて当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第26号

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号、第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、第72条の2第1項各号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定等を行うことができる者並びに指定居宅サービスの事業及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定通所介護 指定居宅サービスに該当する通所介護をいう。
- (2) 共生型通所介護 通所介護に係る共生型居宅サービス(法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。以下同じ。)をいう。
- (3) 基準該当通所介護 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービスをいう。
- (4) 指定通所リハビリテーション 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーションをいう。
- (5) 指定短期入所生活介護 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護をいう。
- (6) 共生型短期入所生活介護 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービスをいう。
- (7) 基準該当短期入所生活介護 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービスをいう。
- (8) 指定短期入所療養介護 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護をいう。
- (9) 指定特定施設入居者生活介護 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護をいう。

(指定居宅サービス事業者の指定等を行うことができる者)

第3条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る法第41条第1項の指定の申請の場合は、この限りでない。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 指定居宅サービスの事業及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）（同省令第103条（同省令第105条の3、第109条、第119条、第140条（同省令第140条の13において準用する場合を含む。）、第140条の15、第140条の32、第155条（同省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第192条及び第192条の12において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第39条第2項（同省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、第53条の3第2項（同省令第58条において準用する場合を含む。）、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項（同省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項、第139条の2第2項（同省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項（同省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項（同省令第206条において準用する場合を含む。）及び第215条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と、同省令第181条第2項（同省令第192条の12において準用する場合を含む。）中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、当該利用者に対し、記録したサービスの内容等を文書により提供しなければならない」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。（非常災害対策）

第5条 指定通所介護、共生型通所介護、基準該当通所介護、指定通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護、共生型短期入所生活介護、基準該当短期入所生活介護、指定短期入所療養介護又は指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

- 2 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該事業所において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第27号

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第63号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第115条の2の2第1項各号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定等を行うことができる者、指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用用語の意義は、法で使用用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーションをいう。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護をいう。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。）をいう。
- (4) 基準該当介護予防短期入所生活介護 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービスをいう。

- (5) 指定介護予防短期入所療養介護 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護をいう。
- (6) 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。
(指定介護予防サービス事業者の指定等を行うことができる者)

第3条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る法第53条第1項本文の指定の申請の場合は、この限りでない。

(人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)(同省令第120条の4(同省令第142条(同省令第159条において準用する場合を含む。))、第166条、第185条、第195条(同省令第210条において準用する場合を含む。))、第245条及び第262条において準用する場合を含む。)を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第54条第2項(同省令第61条において準用する場合を含む。))、第73条第2項、第83条第2項、第92条第2項、第122条第2項、第141条第2項(同省令第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。))、第194条第2項(同省令第210条において準用する場合を含む。))、第244条第2項、第261条第2項、第275条第2項(同省令第280条において準用する場合を含む。))及び第288条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と、同省令第237条第2項(同省令第262条において準用する場合を含む。))中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、当該利用者に対し、記録したサービスの内容等を文書により提供しなければならない」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(非常災害対策)

第5条 指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所生活介護、共生型介護予防短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護、指定介護予防短期入所療養介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「事業者」という。)は、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所防災計画」という。)を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

- 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
- 事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該事業所において当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第28号

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第64号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号)第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定に必要な入所定員並びに指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、介護保険法で使用する用語の例による。

(入所定員)

第3条 介護保険法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び

運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）（同省令第26条（同省令第49条において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第3条第1項第1号イ中「入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人」とあるのは「入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下」と、同省令第8条第2項（同省令第49条において準用する場合を含む。）中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該入所者から申出があったときは、当該入所者に対し、記録したサービスの内容等を文書により提供しなければならない」と、同省令第37条第2項（同省令第49条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第5条 指定介護老人福祉施設は、地震、風水害、当該指定介護老人福祉施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 指定介護老人福祉施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び入所者が当該指定介護老人福祉施設において当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第29号

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第65号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、介護保険法で使用する用語の例による。

（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第3条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）（同省令第28条（同省令第50条において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第9条第2項（同省令第50条において準用する場合を含む。）中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該入所者から申出があったときは、当該入所者に対し、記録したサービスの内容等を文書により提供しなければならない」と、同省令第38条第2項（同省令第50条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第4条 介護老人保健施設は、地震、風水害、当該介護老人保健施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該介護老人保健施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 介護老人保健施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 介護老人保健施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 介護老人保健施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び入所者が当該介護老人保健施設において当面の避難生活を行うことができ

るよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第30号

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第66号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用使用する用語は、旧法で使用使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成24年厚生労働省令第10号)第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)(同省令第27条(同省令第50条において準用する場合を含む。))を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第10条第2項(同省令第50条において準用する場合を含む。)中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該患者から申出があったときは、当該患者に対し、記録したサービスの内容等を文書により提供しなければならない」と、同省令第36条第2項(同省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間」とするほか、必要な技術的読替は、規則で定める。

(非常災害対策)

第4条 指定介護療養型医療施設は、地震、風水害、当該指定介護療養型医療施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入院患者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入院患者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入院患者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 指定介護療養型医療施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び入院患者が当該指定介護療養型医療施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第31号

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年愛媛県条例第17号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用使用する用語は、介護保険法で使用使用する用語の例による。

（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第3条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）（同省令第32条（同省令第54条において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第13条第2項（同省令第54条において準用する場合を含む。）中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該入所者から申出があったときは、当該入所者に対し、記録したサービスの内容等を文書により提供しなければならない」と、同省令第42条第2項（同省令第54条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間」とするほか、必要な技術的読替は、規則で定める。

（非常災害対策）

第4条 介護医療院は、地震、風水害、当該介護医療院の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該介護医療院の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 介護医療院は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 介護医療院は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 介護医療院は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 介護医療院は、非常災害が発生した場合に従業者及び入所者が当該介護医療院において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第32号

愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 県道の構造の技術的基準（第4条 <u>第45条</u>）</p> <p>第3章 道路標識の寸法（<u>第46条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第47条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（交通安全施設）</p> <p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で省令第3条に掲げるものを設けるものとする。</p> <p>第44条 省略</p> <p>（<u>歩行者利便増進道路</u>）</p> <p>第45条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 県道の構造の技術的基準（第4条 <u>第44条</u>）</p> <p>第3章 道路標識の寸法（<u>第45条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第46条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（交通安全施設）</p> <p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等 _____、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で省令第3条に掲げるものを設けるものとする。</p> <p>第44条 省略</p>

は歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、愛媛県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第75号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

第46条 省略

第47条 省略

第45条 省略

第46条 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第33号

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公園施設の建築面積の基準）</p> <p>第2条の3 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 政令第6条第7項に定める場合に関する都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の7第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第7項に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p>	<p>（公園施設の建築面積の基準）</p> <p>第2条の3 省略</p> <p>2～6 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第34号

愛媛県建築審査会条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県建築審査会条例等の一部を改正する条例

（愛媛県建築審査会条例の一部改正）

第1条 愛媛県建築審査会条例（昭和25年愛媛県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議録)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 会議録には、会長及び出席委員2名以上が署名しなければ _ならない。</p>	<p>(会議録)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 会議録には、会長及び出席委員2名以上が署名なつ印しなけれ _ばならない。</p>

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年愛媛県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式(その1) (地方警察職員以外の職員)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">(氏 名) _</p> </div> <p>様式(その2) (地方警察職員)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>私は、日本国憲法及び <u>法律を忠実に擁護し、命令及び</u> <u>条例を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきこと</u> <u>を要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれ</u> <u>ず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従</u> <u>い、不偏不党、かつ、公平中正に警察職務の遂行に当たるこ</u> <u>とを固く誓います。</u></p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">(氏 名) _</p> </div>	<p>様式(その1) (地方警察職員以外の職員)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">(氏 名) ㊟</p> </div> <p>様式(その2) (地方警察職員)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>私は、日本国憲法および<u>法律を忠実に擁護し、命令および</u> <u>条例を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきこと</u> <u>を要求する団体または組織に加入せず、何ものにもとらわれ</u> <u>ず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従</u> <u>い、不偏不党、かつ、公平中正に警察職務の遂行に当る</u> <u>こと</u>を固く誓います。</p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">(氏 名) ㊟</p> </div>

(愛媛県公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 愛媛県公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>私は、日本国憲法及び <u>法律を擁護し、命令、条例及び</u> <u>規則を遵守し、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、</u> <u>何ものをも憎まず、良心のみに従つて不偏不党公正に職務を</u> <u>遂行することを厳粛に誓います。</u></p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">愛媛県公安委員会委員 (氏 名) _</p> </div>	<p>様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>私は、日本国憲法および<u>法律を擁護し、命令、条例および</u> <u>規則を遵守し、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、</u> <u>何ものをも憎まず、良心のみに従つて不偏不党公正に職務を</u> <u>遂行することを厳粛に誓います。</u></p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">愛媛県公安委員会委員 (氏 名) ㊟</p> </div>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第35号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例(昭和32年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数)	(定数)
第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。	第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。
(1) 県立学校の職員 <u>3,802人</u>	(1) 県立学校の職員 3,822人
(2) 市町立学校の職員 <u>8,038人</u>	(2) 市町立学校の職員 <u>8,070人</u>
計 <u>11,840人</u>	計 <u>11,892人</u>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第36号

教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条、 <u> </u> 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「特別措置法」という。）第3条第1項及び第3項、 <u> </u> 第5条並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）並びに <u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（令和2年文部科学省令第26号）第3条第1項の規定に基づき、教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</u>	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「特別措置法」という。）第3条第1項及び第3項 <u> </u> 並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。） <u> </u> <u> </u> の規定に基づき、教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「教育職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校 <u> </u> <u> </u> に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。	第2条 この条例において「教育職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の <u>小学部、中学部若しくは高等部</u> に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。
(時間外勤務等)	(時間外勤務等)
第5条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号。以下「勤務時間等条例」という。）第10条の2の規定により、教育職員（管理職手当を受ける者を除く。 <u>第9条</u> において同じ。）を勤務させる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。 (1)～(4) 省略 (<u>4週間以内の正規の勤務時間の割振り</u>)	第6条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号。以下「勤務時間等条例」という。）第10条の2の規定により、教育職員（管理職手当を受ける者を除く。 <u>第8条</u> において同じ。）を勤務させる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。 (1)～(4) 省略 (<u> </u> 正規の勤務時間の割振り)
第6条 勤務時間等条例第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教育職員にあつては、その者の属する市町教育委員会とする。以下同じ。）は、4週間を平均して1週	第7条 勤務時間等条例第11条第2項 <u> </u> の規定にかかわらず、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教育職員にあつては、その者の属する市町教育委員会とする。以下同じ。）は、4週間を平均して1週

間の勤務時間が勤務時間等条例第11条第1項に規定する勤務時間を超えない範囲内で、特定の日において7時間45分又は特定の週において同項に規定する勤務時間を超えて正規の勤務時間を割り振ることができる。

2 任命権者は、前項の規定により勤務時間を割り振る場合においては、4週間を通じて4日以上の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

3 前2項の規定により勤務時間を割り振られ、及び週休日が定められた者に関する給与条例第17条の2第1項、勤務時間等条例第3条第2項、第3条の2第1項及び第11条第3項並びに教育職員の特務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第32号。以下「特務手当等条例」という。）第6条の2第3号の規定の適用については、給与条例第17条の2第1項中「教育職員勤務時間等条例第11条第2項及び第3項」とあるのは「教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第6条第2項」と、勤務時間等条例第3条第2項中「第11条に規定する」とあるのは「教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第6条第1項の規定による」と、勤務時間等条例第3条の2第1項中「第11条第2項又は第3項」とあるのは「教育職員の給与等に関する特別措置条例第6条第1項」と、勤務時間等条例第11条第3項中「前項」とあるのは「教育職員の給与等に関する特別措置条例第6条第2項」と、「同項」とあるのは「同条第1項」と、同号中「教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項」とあるのは「教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第6条第3項の規定により読み替えられた教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項」とする。

（1箇月を超え1年以内の週休日及び正規の勤務時間の割振り）

第7条 任命権者は、教育職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のある者については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により任命権者が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（以下「長期休業期間等」という。）において当該教育職員の週休日を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務時間等条例第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日を設け、対象期間（同項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、1箇月を超え1年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の全部又は一部を含むものとする。以下同じ。）につき当該対象期間を平均し1週間当たりの勤務時間が勤務時間等条例第11条第1項に規定する勤務時間となるよう勤務時間を割り振らなければならない。

3 第1項の人事委員会規則においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 第1項の規定による週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲
- (2) 対象期間
- (3) 対象期間の起算日
- (4) 対象期間を設定することができる期間の範囲
- (5) 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。以下

間の勤務時間が勤務時間等条例第11条第1項に規定する勤務時間を超えない範囲内で、特定の日において7時間45分又は特定の週において同項に規定する勤務時間を超えて正規の勤務時間を割り振ることができる。

2 任命権者は、前項の規定により勤務時間を割り振る場合においては、4週間を通じて4日____の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう_____。）を定めなければならない。

同じ。)

(6) 特定期間の起算日

(7) 対象期間における勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下同じ。）及び当該勤務日ごとの勤務時間（次項の規定により対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間）

4 任命権者は、第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りをするに当たっては、対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間を割り振る方法によることができる。

5 任命権者は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りをする場合には、同項の区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも30日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りをするものとする。

6 任命権者は、第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りをする場合には、指針（特別措置法第7条第1項に規定する指針をいう。以下同じ。）に定める措置を講ずるものとする。

7 第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りが定められた者に関する給与条例第17条の2第1項、勤務時間等条例第3条第2項、第3条の2第1項及び第11条第3項並びに特殊勤務手当等条例第6条の2第3号の規定の適用については、給与条例第17条の2第1項中「教育職員勤務時間等条例第11条第2項及び第3項」とあるのは「教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第7条第1項」と、勤務時間等条例第3条第2項中「第11条に規定する」とあるのは「教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第7条第1項の規定による」と、勤務時間等条例第3条の2第1項中「第11条第2項又は第3項」とあるのは「教育職員の給与等に関する特別措置条例第7条第1項」と、勤務時間等条例第11条第3項中「前項」とあるのは「教育職員の給与等に関する特別措置条例第7条第1項」と、同号中「教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項」とあるのは「教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第7条第7項の規定により読み替えられた教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項」とする。

（勤務することを要しない時間の指定）

第8条 任命権者は、前条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りをした場合であつて、対象期間中に、その対象となつた教育職員又は当該教育職員の所属する学校について、指針に定める措置を講ずることができなくなつた場合又は講ずることができなくなつたことが明らかとなつた場合においては、当該措置を講ずることができなくなつた日又は講ずることができなくなつた日以降において4週間を超えない期間につき1週間当たり勤務時間等条例第11条第1項に規定する勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間が存在するときには、当該教育職員に対して、前条第1項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち勤務時間等条例第3条第1項に規定する休

日及び勤務時間等条例第3条の2第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を人事委員会規則の定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該期間において、当該指定された時間を除く当該教育職員の正規の勤務時間を1週間当たり勤務時間等条例第11条第1項に規定する勤務時間とするものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第1項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、指定された勤務することを要しない時間における勤務は、第5条の時間外勤務とみなし、当該時間に教育職員を勤務させる場合は、同条に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

3 第1項の規定により勤務することを要しないとされた者の同項の規定により指定された勤務することを要しない時間に係る給与条例第16条及び第17条の2第1項並びに特殊勤務手当等条例第6条の2第3号から第5号までの規定の適用については、給与条例第16条中「正規の勤務日が教育職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する休日（教育職員勤務時間等条例第3条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教育職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）に当たつても」とあるのは「教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間においても」と、給与条例第17条の2第1項中「教育職員勤務時間等条例第11条第2項及び第3項の規定に基づく週休日又は休日等（以下「週休日等」という。）」とあるのは「教育職員の給与等に関する特別措置条例第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間（勤務日の勤務時間の全てが同項の規定により指定された勤務することを要しない時間となつたものに限る。）」と、特殊勤務手当等条例第6条の2第3号中「教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）若しくは同条例第16条に規定する休日等（以下「休日等」という。）」とあるのは「教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間（勤務日の勤務時間の全てが同項の規定により指定された勤務することを要しない時間となつたものに限る。以下同じ。）」と、同条第4号及び第5号中「週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日」とあるのは「教育職員の給与等に関する特別措置条例第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間」とする。

（休日等に勤務させた場合の代休）

第9条 任命権者は、第5条の規定により勤務時間等条例第3条第1項に規定する休日に教育職員を勤務させた場合（勤務時間等条例第3条の2第1項の規定により当該休日に代わる代休日を指定し、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務させた場合を除く。）又は前条第2項の規定により同条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間に教育職員を勤務させた場合には、勤務させた正規の勤務時間に相当する時間の有給休暇を当該勤務させた日から起算して7日を超えない日において与えなければならない。

（休日 に勤務させた場合の代休）

第8条 任命権者は、第6条の規定により勤務時間等条例第3条第1項に規定する休日に教育職員を勤務させた場合（勤務時間等条例第3条の2第1項の規定により当該休日に代わる代休日を指定し、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務させた場合を除く。）

には、勤務させた正規の勤務時間に相当する時間の有給休暇を当該休日 から起算して7日を超えない日において与えなければならない。

(教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置)

第10条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が勤務時間等条例第11条に規定する勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、_____指針に基づき、任命権者の定めるところにより行うものとする。

(教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置)

第9条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が勤務時間等条例第11条に規定する勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、任命権者の定めるところにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

2 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第17条の2 次条第1項の規定により管理職手当を支給される教育職員(以下「管理職手当受給教育職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により教育職員勤務時間等条例第11条第2項及び第3項の規定_____</p> <p>_____に基づく週休日又は休日等(以下「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該教育職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2~4 省略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第17条の6 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の幼稚部若しくは高等部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>4 省略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第17条の2 次条第1項の規定により管理職手当を支給される教育職員(以下「管理職手当受給教育職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により教育職員勤務時間等条例第11条第2項及び第3項の規定並びに教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)第7条第2項の規定に基づく週休日又は休日等(以下「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該教育職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2~4 省略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第17条の6 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の_____高等部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>4 省略</p>

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

3 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年愛媛県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員が、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合は、次_____に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 休日、休日の代休日、<u>超勤代休時間及び教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)</u>並びに年次有給休暇並びに休職の期間において職員団体のためその業務を行い、又は活動をする場合</p>	<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員が、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行<u>ない</u>、又は活動することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 休日、休日の代休日及び超勤代休時間_____</p> <p>_____ (特に勤務を命ぜられた場合を除く。)並びに年次有給休暇並びに休職の期間において職員団体のためその業務を行い、又は活動をする場合</p>

○愛媛県条例第37号

愛媛県特殊詐欺等撲滅条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県特殊詐欺等撲滅条例

目次

第1章 総則（第1条 第8条）

第2章 被害の防止に関する基本的施策等（第9条 第14条）

第3章 被害の防止のために必要な措置等（第15条 第21条）

第4章 雑則（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、特殊詐欺等の被害が深刻な社会問題となっている現状に鑑み、特殊詐欺等の撲滅を図るため、特殊詐欺等の被害の防止に関し、県、県民、事業者及び青少年の育成に携わるものの責務等を明らかにするとともに、被害の防止に関する基本的施策等及び被害の防止のために必要な措置等を定めることにより、特殊詐欺等の被害の防止に係る気運を醸成し、もって特殊詐欺等の被害から県民を守ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「特殊詐欺等」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 詐欺（刑法（明治40年法律第45号）第246条の罪をいう。）又は電子計算機使用詐欺（同法第246条の2の罪をいう。）に当たる行為のうち、面識のない不特定の者（以下この条において「相手方」という。）を電話、郵便、電子メールその他の通信手段（以下「電話等」という。）を用いて対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの
- (2) 窃盗（刑法第235条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等を用いて対面することなく欺き、相手方の住居その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）に赴いて相手方と接触し、隙を見て財物を窃取するもの
- (3) 強盗（刑法第236条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等を用いて対面することなく欺き、在宅状況、資産状況、世帯人数その他の状況を確認した上、相手方の住居等に赴き、暴行又は脅迫を用いて財物を強取するもの
- (4) 恐喝（刑法第249条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等を用いて対面することなく欺き、併せて脅迫を用いて畏怖させ、第1号の方法により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの

（適用上の注意）

第3条 この条例は、特殊詐欺等の被害の防止を図るためにのみ適用するものであって、いやしくもこれを拡張して解釈し、県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）並びに滞在者の自由と権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

（県の責務）

第4条 県は、特殊詐欺等の被害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

（県民の責務）

第5条 県民は、特殊詐欺等の被害の防止に関する知識及び理解を深めるとともに、県が実施する特殊詐欺等の被害の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、自己又は家族、近隣住民その他の身近な者（以下「家族等」という。）が特殊詐欺等の被害に遭わないようにするため、家族等との間で相互に注意を喚起すること、預貯金の引出用のカード又は預貯金通帳を第三者に渡さないようにすること等日常生活における被害の防止対策に取り組むよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、特殊詐欺等の被害の防止に関する知識及び理解を深めるとともに、その事業活動を行うに際しては、県が実施する特殊詐欺等の被害の防止に関する施策並びに県民、他の事業者及びこれらの者が組織する団体が実施する特殊詐欺等の被害の防止に関する自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、商品等の流通及び役務の提供を行うに際して、特殊詐欺等に利用されないための措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、従業員及びその家族が特殊詐欺等の被害に遭わないようにするため、日常生活における被害の防止対策に取り組むよう呼び掛けるとともに、広報活動及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

（青少年の育成に携わるものの責務）

第7条 青少年の育成に携わるものは、青少年及びその家族が特殊詐欺等の被害に遭わないようにするとともに、青少年が特殊詐欺等に加担しないようにするため、青少年に対する指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市町との連携）

第8条 県は、特殊詐欺等の被害の防止に関する施策を推進するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

第2章 被害の防止に関する基本的施策等

(広報及び啓発)

第9条 県は、特殊詐欺等の被害の防止に関する県民等の関心及び理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(県民等の自主的な活動の支援)

第10条 県は、県民等が実施する特殊詐欺等の被害の防止に関する自主的な活動を支援するものとする。

(青少年の育成に携わるものに対する支援)

第11条 県は、第7条の措置が円滑に講じられるよう、青少年の育成に携わるものに対し、必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。

(情報の提供)

第12条 県は、必要があると認める場合は、県民等及び市町に対して、特殊詐欺等の発生状況その他の特殊詐欺等の被害の防止に有用な情報を提供するものとする。

(通報等)

第13条 県民は、次の各号のいずれかに該当する場合は、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 自己又は家族等が特殊詐欺等と疑われる不審な電話、電子メール、郵便物等を受けたとき。

(2) その言動から特殊詐欺等の被害を受け、又は受けるおそれがある者を発見したとき。

2 事業者は、事業活動を行うに際して、その言動から特殊詐欺等の被害を受け、又は受けるおそれがある者を発見したときは、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、事業活動を行うに際して、特殊詐欺等を行っていると思われる者を発見したときは、警察官に通報するよう努めるものとする。

(被害者等への支援)

第14条 県は、特殊詐欺等により財産又は心身に被害を受けた者が、その被害から早期に回復できるようにするため、当該被害を受けた者及びその家族が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

第3章 被害の防止のために必要な措置等

(建物の貸付け等に係る規制)

第15条 何人も、建物を特殊詐欺等の用に供してはならない。

2 何人も、自己が貸付けをしようとする県内に所在する建物が特殊詐欺等の用に供されるおそれがあることを知りながら、当該建物を貸し付けてはならない。

(建物の貸付契約に係る措置等)

第16条 建物の貸付けをしようとする者は、当該貸付けに係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該建物を特殊詐欺等の用に供するものでないことを書面により確認するよう努めるものとする。

2 建物の貸付けをしようとする者は、当該貸付けに係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

(1) 当該建物を特殊詐欺等の用に供してはならないこと。

(2) 当該建物が特殊詐欺等の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除することができること。

3 建物の貸付けをした者が前2項に規定する措置を講じた場合において、当該建物が特殊詐欺等の用に供されていることが判明し、当該行為が当該貸付けに係る契約における信頼関係を損なうときは、当該貸付けをした者は、当該契約を解除し、及び当該建物の明渡しを求めるよう努めるものとする。

(建物の貸付けの代理又は媒介に係る規制等)

第17条 建物の貸付けの代理又は媒介をする者は、当該代理又は媒介に係る建物が特殊詐欺等の用に供されるおそれがあることを知りながら、当該貸付けに係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

2 建物の貸付けの代理又は媒介をする者は、当該貸付けをしようとする者に対し、前条第1項及び第2項に規定する措置を講ずることを助言するよう努めるものとする。

(旅館営業者等の営業に係る規制等)

第18条 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業又は住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業(以下「旅館業等」という。)を営む者(以下「旅館営業者等」という。)は、宿泊しようとする者により旅館業等を営む施設が特殊詐欺等の用に供されるおそれがあることを知りながら、当該宿泊しようとする者を当該施設に宿泊させてはならない。

2 旅館営業者等は、当該施設が特殊詐欺等の用に供されていることが判明したときは、当該行為を行った宿泊者に対し、当該施設における宿泊のサービスの提供に係る契約の解除を求めるよう努めるものとする。

(個人情報の提供に係る規制)

第19条 何人も、特殊詐欺等の用に供されるおそれがあることを知りながら、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項第1号に規定する個人情報のうち、氏名、生年月日、住所、電話番号等又はこれらの組合せであって、特殊詐欺等の用に供されるおそれがあるものに限る。以下同じ。)を第三者に提供してはならない。

(個人データの第三者提供に係る確認等)

第20条 個人情報取扱事業者(個人情報の保護に関する法律第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。)は、個人データ(同条第6項に規定する個人データのうち、氏名、生年月日、住所、電話番号等又はこれらの組合せであって、特殊詐欺等の用に供

されるおそれがあるものに限る。以下同じ。)を第三者(同条第5項各号に掲げる者を除く。以下同じ。)に提供するに際し、同法第25条第1項の記録(以下「第三者提供に係る記録」という。)の作成を行う場合は、運転免許証の提示を受ける方法その他の公安委員会規則で定める方法により、氏名又は名称その他の公安委員会規則で定める事項の確認を行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第三者について、既にこの項の確認を行っているとき。
 - (2) 前号に規定する場合のほか、この項の確認を行わないことに合理的な理由があるとき。
- 2 前項の確認を求められた第三者は、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 3 第1項の確認を行った個人情報取扱事業者は、第三者提供に係る記録と併せて当該確認に係る記録を保存しなければならない。
(特殊詐欺等への加担防止のために必要な規制)

第21条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、特殊詐欺等の用に供する特定の手引書又は当該手引書に係る情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を、個人情報等(個人情報及び個人データをいう。以下同じ。)又は当該個人情報等を記録した電磁的記録と共に所持し、又は保管してはならない。

- 2 何人も、道路、公園、広場、駅、埠頭、空港、興行場、飲食店その他の公共の場所又は自動車、電車、乗合自動車、船舶その他の公共の乗物において、正当な理由がないのに、身分証明書を偽造したものを携帯してはならない。
- 3 何人も、特殊詐欺等をするように勧誘し、又は強要してはならない。

第4章 雑則

(財政上の措置)

第22条 県は、特殊詐欺等の被害の防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第38号

愛媛県の未来を創る農業・農村振興条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県の未来を創る農業・農村振興条例

愛媛県は、県土の7割を林野が占め、リアス海岸や多数の島々もあり、複雑な地勢を有している。本県の農業及び農村は、たゆまぬ努力と創意によりこのような農業経営上の不利な条件の中、かんきつ類やはだか麦の生産量を日本一とし、また、豚の飼養頭数も中四国一とするなど、それぞれの地域において、固有の農産物を生産し、その営みを通じて、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の機能を発揮することにより、県民生活を豊かで充実したものにしてきた。

しかしながら、少子高齢化の進行、人口減少、農業の担い手の不足、輸入農作物の増加、農地の荒廃など、本県の農業及び農村を取り巻く情勢は極めて厳しいものがある。一方で、令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界規模でまん延したことにより、安全で安心な国産農産物の価値及び国内生産の重要性が改めて認識されている。

このような状況の中、本県の基幹産業である農業及び農村が持続的に発展していくためには、経営規模又は家族若しくは法人の別を問わない多様な担い手の確保や育成、農地の集積や集約化、先端技術を活用したスマート農業の推進等により、経営の安定や生産性の向上を図り、持続可能な農業経営を確立させるとともに、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも貢献している農業及び農村の重要性に鑑み、活力ある農業と豊かな農村社会の実現に取り組む必要がある。

さらに、本県の農業に甚大な被害を及ぼした平成30年7月豪雨による災害の経験を踏まえ、生産性が高く災害に強い農地に再生する再編整備など生産基盤の強靱化に取り組むとともに、自然災害等のリスクに備え、農業保険や事業継続計画の普及などにも取り組む必要がある。

ここに、私たちは、農は国の基であるとの認識を共有し、本県の農業及び農村の持続的な発展を図り、愛媛の豊かな未来を創るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関する基本理念を定め、県の責務、市町との連携等並びに農業者、農業関係団体、食品関連事業者及び県民の役割について明らかにするとともに、農業及び農村の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県の農業及び農村の持続的な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業関係団体 農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合、農業協同組合連合会(農業協同組合中央会を含む。)、農業共済組合、土地改良区、土地改良事業団体連合会その他農業に関する団体をいう。
- (2) 食品関連事業者 農産物に係る食品の製造、加工、流通又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

- (3) 農業及び農村の有する多面的機能 県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の農業及び農村の有する多面にわたる機能をいう。
- (4) 地産地消 県産農産物及びその加工品（以下「県産農産物等」という。）を県内で消費することをいう。
- (5) えひめブランド 県産農産物等であって、高品質であること等の特性により消費者に信頼感等を与えるものをいう。
- (6) 環境にやさしい農業 環境への負荷の低減に配慮し、持続可能な生産活動を行う農業をいう。
- (7) 有機農業 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。
- (8) 中山間地域等 山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。

（基本理念）

第3条 農業及び農村の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 地勢、気候等の多様な地域の特性に応じ、収益性の高い、安定的な農業経営が確立されるとともに、担い手が確保され、将来にわたって農業が持続的に営まれること。
- (2) 安全で安心かつ高品質な農産物の安定的な生産及び供給並びに消費者の需要の動向に即した農業の健全な発展に資すること。
- (3) 農村が果たしている農業の持続的な発展の基盤たる役割が適切かつ十分に発揮されること。
- (4) 農業及び農村の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町、農業者、農業関係団体及び食品関連事業者その他関連事業者との連携に努めるものとする。

（市町との連携等）

第5条 県は、市町が実施する施策との整合を図るため、市町と情報交換を行う等緊密に連携するとともに、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（農業者の役割）

第6条 農業者は、自らが安全で安心かつ高品質な農産物の生産及び供給並びに活力ある農村づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（農業関係団体の役割）

第7条 農業関係団体は、基本理念にのっとり、農業及び農村の振興を図り、自らの機能の強化に努め、農業者の経営の安定及び生産の支援、県産農産物等の販路の開拓並びに食品関連事業者その他関連事業者との連携に努めるものとする。

（食品関連事業者の役割）

第8条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、県産農産物等の積極的な利用、消費の拡大及び付加価値の創出に努めるものとする。

（県民の役割）

第9条 県民は、基本理念にのっとり、農業及び農村の有する食料その他の農産物の供給の機能並びに農業及び農村の有する多面的機能の重要性について理解を深め、地産地消等の取組を通じて農業及び農村を支援するとともに、県が行う農業及び農村の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本計画）

第10条 知事は、農業及び農村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、農業及び農村の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 農業及び農村の振興に関する施策の基本的な方針
- (2) 農業及び農村の振興に関する目標
- (3) 前2号に掲げるもののほか、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市町、農業者、農業関係団体及び食品関連事業者その他関連事業者並びに県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（農業経営の安定等）

第11条 県は、農業経営の安定及び多様な発展を図るため、価格対策の充実、農業保険への加入の促進、生産の組織化その他必要な措置を講ずるものとする。

（農地の有効利用等）

第12条 県は、農業生産活動に必要な農地の確保及び有効利用を図るため、農地の集積及び集約化、遊休農地の利用の促進、荒廃農地の発生防止等に必要な施策を講ずるものとする。

(生産基盤の整備、保全及び強^{じん}朝化)

第13条 県は、農業の生産性の向上、農産物の生産の安定並びに農業及び農村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るため、農地、農業用排水施設、農道等の生産基盤の計画的な整備、保全及び強^{じん}朝化に必要な施策を講ずるものとする。

(担い手の確保及び育成)

第14条 県は、農業の担い手の確保及び育成を図るため、経営規模の大小等にかかわらず、意欲ある農業者、集落営農組織(集落を基礎とした農業者の生産組織をいう。)、新たに農業に就業しようとする者等に対し、生産技術の習得及び向上、経営管理能力の向上、経営の法人化等に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に規定するもののほか、県は、農業経営における労働力の確保等に必要な施策を講ずるものとする。

(女性の活躍の推進)

第15条 県は、女性の農業及び農村における活躍を推進するため、女性農業者の経営及び地域活動への参画、連携の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

(県産農産物等の生産の振興、付加価値の向上及び販路の拡大のための措置)

第16条 県は、県産農産物等の生産の振興、付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 消費者の需要の動向に即した県産農産物等の生産、加工、流通等を安定的かつ効率的に行うことができる体制の構築に関すること。
- (2) えひめブランドの創出及び産地の育成に関すること。
- (3) 食品関連事業者その他関連事業者との連携又は県産農産物等の生産及びその加工若しくは販売を一体的に行う事業活動により、商品開発等(商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓をいう。)を行う取組に関すること。
- (4) 県産農産物等の国内外への販路の拡大に関すること。
- (5) 農業者と食品関連事業者その他関連事業者との連携に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県産農産物等の生産の振興及び付加価値の向上に関すること。

(環境にやさしい農業の推進等)

第17条 県は、環境にやさしい農業を推進するため、有機農業をはじめとする化学的に合成された肥料及び農薬等を低減した農業の推進並びにその農産物の認証、消費者の環境にやさしい農業についての理解の促進等の施策を講ずるものとする。

(主要農作物の種子の生産等)

第18条 県は、主要農作物(稲、はだか麦、小麦及び大豆をいう。)の優良な種子の生産、供給及び普及を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(鳥獣による被害の防止)

第19条 県は、農業及び農村の持続的な発展を図るため、有害鳥獣の捕獲、鳥獣による被害の防除、鳥獣による被害を防止するための地域の体制づくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

(技術及び知識の向上)

第20条 県は、農業及び農村の振興に資する技術及び知識の向上を図るため、農産物の高品質化、新品種の開発、生産性の向上等に関する研究開発の推進、情報通信技術その他の先端技術の活用、大学及び民間等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(中山間地域等における農業生産活動の振興)

第21条 県は、中山間地域等に適した農業生産活動が継続的に行われるよう生産基盤及び定住環境の整備その他農業の生産条件に関する不利を補正するために必要な施策を講ずるものとする。

(農業及び農村に関する県民の理解の促進)

第22条 県は、農業及び農村の果たす役割に関する県民の理解の促進を図るため、県民に対する農業及び農村に関する情報の提供、地産地消及び食育の推進、食文化の維持保存、都市と農村の交流等の県民と一体となって取り組む施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第23条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第24条 知事は、毎年度、農業及び農村の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている農業及び農村の振興に関する事項を定めた県の計画は、第10条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

○愛媛県条例第39号

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例

愛媛県議会委員会条例（昭和29年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（常任委員会）</p> <p>第1条 愛媛県議会に次の常任委員会を置き、その所管に属する事務の調査を行い、議案、請願、陳情等を審査する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>観光スポーツ文教警察委員会</u></p> <p>（常任委員会の所管）</p> <p>第2条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>観光スポーツ文教警察委員会</u></p> <p>ア <u>観光スポーツ文化</u>部の所掌に属する事項</p> <p>イ・ウ 省略</p>	<p>（常任委員会）</p> <p>第1条 愛媛県議会に次の常任委員会を置き、その所管に属する事務の調査を行い、議案、請願、陳情等を審査する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>スポーツ文教警察委員会</u></p> <p>（常任委員会の所管）</p> <p>第2条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>スポーツ文教警察委員会</u></p> <p>ア <u>スポーツ・文化</u>部の所掌に属する事項</p> <p>イ・ウ 省略</p>

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、スポーツ文教警察委員会委員に選任されている者は、観光スポーツ文教警察委員会委員に選任されたものとみなす。